

民法施行法（明治三十一年法律第十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス	第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス
一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス	一 公正証書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス
二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス	二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日附アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス
三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス	三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス
四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス	四 確定日附アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日附トス
五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス	五 官庁（日本郵政公社ヲ含ム）又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス
六 郵便認証司（郵便法（昭和二十一年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス	（略）

現  
行

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス	第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス
一 公正証書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス	一 公正証書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス
二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス	二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日附アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス
三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス	三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス
四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス	四 確定日附アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日附トス
五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス	五 官庁（日本郵政公社ヲ含ム）又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

水難救助法（明治三十一年法律第九十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第九条（略）  
前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ郵便事業株式会社ノ事業所又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ

第九条（略）  
前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ郵便局又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ

現 行

国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	
附 則			
第十四条	(略)		
第十五条规定	(略)		
第十六条	郵政民営化法（平成十七年法律第 五項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本郵政株式会社ノ株 式ノ總數ノ三分ノ一二当タル株式ハ國債ノ元金償還ニ充ツベキ資金 ノ充実ニ資入ル為一般会計ヨリ無償ニテ國債整理基金特別会計ニ所 屬替ヲ為スモノトス	第十四条及第十五条 削除	附 則
第十七条	(略)		
第十八条	(略)		
第十七条	(略)		現 行

恩給法（大正十一年法律第四十八号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

第七条 （略）	改 正 案	第七条 （略）	現 行
<p>請求ガ郵便又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ニ依ル同条第二項ニ規定スル信書便ニ依リ為サレタル場合ニ於テハ送付ニ要シタル日数ハ之ヲ時効期間ニ算入セズ</p> <p>第八十二条ノ二 国庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支払ニ關スル事務ハ日本郵政公社ニ於テ取扱フモノトス</p>	<p>時効期間満了前ニ適法ニ請求書ヲ発シタルコトノ日本郵政公社ニ依ル證明アルトキハ時効期間内ニ権限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時効期間内ニ到達シタルモノト看做ス</p>		

無尽業法（昭和六年法律第四十一号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十条 無尽会社ハ次ノ方法ニ依ルノ外其ノ営業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一 銀行ヘノ預ケ金</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第十条 無尽会社ハ次ノ方法ニ依ルノ外其ノ営業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金</p> <p>二・三 (略)</p>

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十九条 商工組合中央金庫ハ次ニ掲タル方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行其ノ他ノ金融機関ヘノ預金ト為スコト</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第二十九条 商工組合中央金庫ハ次ニ掲タル方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行其ノ他ノ金融機関ヘノ預金又ハ郵便貯金ト為スコト</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(略)</p>

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

第三条 健康勘定ニ於テハ健康保険事業經營上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第五項ノ規定ニ依ル納付金、健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル拠出金、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保険給付費、老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ嘗繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

現  
行

第三条 健康勘定ニ於テハ健康保険事業經營上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第三項ノ規定ニ依ル納付金、健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル拠出金、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保険給付費、老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ嘗繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第十二条（略）

（略）

前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合には、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一～三（略）

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第七項において同じ。）をした期間

一～五（略）

（略）

第十二条（略）

（略）

前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合には、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一～三（略）

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第七項において同じ。）をした期間

一～五（略）

（略）

船員法（昭和二十二年法律第二百号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（有給休暇の付与）

第七十四条（略）

改 正 案

（有給休暇の付与）

第七十四条（略）

現 行

（有給休暇の付与）

第七十四条（略）

現 行

船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として  
国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷  
し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業  
、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（  
平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同  
条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項  
及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する介護をする  
ための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一  
項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤  
務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶にお  
いて勤務に従事した期間とみなす。

（略）

船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として  
国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷  
し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業  
、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（  
平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同  
条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項  
から第八項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する介護を  
するための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一  
項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤  
務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶にお  
いて勤務に従事した期間とみなす。

（略）

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（一般職及び特別職）		
第一条（略）		
特別職は、次に掲げる職員の職とする。		
一・十七（略）		
（略）		
（懲戒の場合）		
第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。		
一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合		
二・三（略）		
（略）		
（国家公務員倫理審査会への権限の委任）		
第八十四条の二 人事院は、前条第一項の規定による権限（国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものに限る。）を国家公務員倫理審査会に委任する。		
（私企業からの隔離）		
第一百三条（略）		
職員は、離職後二年間は、當利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める國の機關又は特定独立行政法人又		
（私企業からの隔離）		
第一百三条（略）		
職員は、離職後二年間は、當利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める國の機關、特定独立行政法人又		

と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

（略）

人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項の承認の処分（第一項の規定に係るもの）を除く。）に關し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた第二項の人事院規則で定める國の機関又は特定独立行政法人における官職、承認に係る営利企業の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

（略）

人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項の承認の処分（第一項の規定に係るもの）を除く。）に關し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた第二項の人事院規則で定める國の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社における官職、承認に係る営利企業の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（職権濫用等の罪）</p> <p>第四十七条 審査に関し国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。</p> <p>② 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとしたし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">（職権濫用等の罪）</p> <p>第四十七条 審査に関し国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。次項において同じ。）特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。</p> <p>② 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとしたし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

# 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

## 改 正 案

### 目次

第一章 総則（第一条 第十一条）
第二章 郵便の役務
第一節 郵便物（第十一条 第二十七条）
第二節 郵便に関する料金の支払（第二十八条 第三十条）
第三節 郵便物の取扱い（第三十一条 第四十三条）
第四節 郵便物の特殊取扱（第四十四条 第四十九条）
第五節 損害賠償（第五十条 第五十七条）
第三章 郵便認証司（第五十八条 第六十六条）
第四章 雑則（第六十七条 第七十五条）
第五章 罰則（第七十六条 第九十二条）
附則

## 現 行

### 目次

第一章 総則（第一条 第十二条）
第二章 郵便の役務
第一節 郵便物
第一款 通則（第十四条 第二十条）
第二款 通常郵便物（第二十一条 第二十九条）
第三款 小包郵便物（第三十条・第三十一条）
第四節 郵便に関する料金の納付（第三十二条 第三十九条）
第五節 郵便物の取扱い（第四十条 第五十六条）
第六節 郵便物の特殊取扱等（第五十七条 第六十七条）
第七節 損害賠償（第六十八条 第七十五条）
第三章 雑則（第七十五条の二 第七十五条の九）
第四章 罰則（第七十六条 第八十五条の三）
附則

**第一条（郵便の実施）** 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が行つ。

**第三条（郵便に関する料金）** 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

**第四条（事業の独立）** 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。  
会社（契約により会社から郵便の業務の一部を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出入

**第一条（郵便の実施）** 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行つ。

**第三条（郵便に関する料金）** 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

## 第四条 削除

**第五条（事業の独立）** 公社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、公社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、公社が、契約により公社のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。  
公社（契約により公社のため郵便の業務の一部を行う者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出入

差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。) の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項ただし書に掲げるものを除く。)の送達を委託してはならない。

## 第五条(利用の公平) (略)

第六条(利用の制限及び業務の停止) 会社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

## 第七条(検閲の禁止) (略)

第八条(秘密の確保) 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

(略)

## 第六条(利用の公平) (略)

第七条(利用の制限及び業務の停止) 公社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

## 第八条(検閲の禁止) (略)

第九条(秘密の確保) 公社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

(略)

## 第十条 削除

第九条(海損の分担の免除) 郵便物及びその取扱いに必要な物件は、海損を分担しない。

第十条(検疫の優先) 郵便物が検疫を受けるべき場合には、他の物件に先立つて、直ちに検疫を受ける。

第十一条(郵便に関する条約) 郵便に関する条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第十二条(海損の分担の免除) 郵便物及びその取扱いに必要な物件は、海損を分担しない。

第十三条(検疫の優先) 郵便物が検疫を受くるべき場合には、他の物件に先立つて、直ちに検疫を受ける。

第十四条(郵便に関する条約) 郵便に関する条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

## 第二章 郵便の役務

### 第一節 郵便物

**第十二条（郵便禁制品）** 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一・二（略）

三 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四 法令に基づき移動又は領布を禁止された物

**第十四条（郵便禁制品）** 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一・二（略）

三 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四 法令に基づき移動又は領布を禁止された物

**第十三条（郵便約款による差出しの禁止）** 会社は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、郵便約款で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

**第十四条（郵便物の種類）** 郵便物は、第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物とする。

**第十五条（大きさ等の制限）** 郵便物は、次に掲げる大きさ及び重量を超えることができない。

一 重量

イ・ロ（略）

ハ 第四種郵便物のうち第二十七条第一号又は第三号に掲げるも

三キログラム

郵便物の大きさは、次に掲げる最小限の制限を下ることができない。ただし、厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートルを下らない大きさのあて名札を付けたものについては、この限りでない。

一・二（略）

会社は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する大きさ又は

**第十六条（郵便物の種類）** 郵便物は、通常郵便物及び小包郵便物とし、通常郵便物は、第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物とする。

**第十七条（大きさ等の制限）** 通常郵便物は、次に掲げる大きさ及び重量を超えることができない。

一 重量

イ・ロ（略）

ハ 第四種郵便物のうち第二十六条第一項第一号又は第三号に掲

三キログラム

通常郵便物の大きさは、左に掲げる最小限の制限を下ることができない。ただし、厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートルを下らない大きさのあて名札をつけたものについては、この限りでない。

一・二（略）

会社は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する大きさ又は

## 第二章 郵便の役務

### 第一節 郵便物

**第一款（通則）** 第十二条（郵便禁制品） 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一・二（略）

三 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四 法令に基づき移動又は領布を禁止された物

**第十三条（郵便約款による差出しの禁止）** 会社は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、郵便約款で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

**第十四条（郵便物の種類）** 郵便物は、通常郵便物及び小包郵便物とし、通常郵便物は、第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物とする。

**第十五条（大きさ等の制限）** 通常郵便物は、次に掲げる大きさ及び重量を超えることができない。

一 重量

イ・ロ（略）

ハ 第四種郵便物のうち第二十六条第一項第一号又は第三号に掲

三キログラム

通常郵便物の大きさは、左に掲げる最小限の制限を下ることができない。ただし、厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートルを下らない大きさのあて名札をつけたものについては、この限りでない。

一・二（略）

会社は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する大きさ又は

重量の制限を超える郵便物（第一種郵便物を除く。）であつて郵便物の取扱上支障がないものとして郵便約款の定めるものを、郵便約款の定めるところにより、取り扱うことができる。

重量の制限を超える通常郵便物（第二種郵便物を除く。）であつて郵便物の取扱上支障がないものとして郵便約款の定めるものを、郵便約款の定めるところにより、取り扱うことができる。  
小包郵便物は、総務省令で定める大きさ及び重量の最大限及び最小限の制限の範囲内のものでなければならない。

**第十六条（包装の仕方及びあて名等の記載方）** 会社は、郵便約款で、郵便物の包装の仕方及びあて名その他郵便物の取扱上必要な事項の記載方を定めることができる。

**第十七条（現金及び貴重品の差出し方）** 現金又は郵便約款の定める貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、書留（第四十五条第四項の規定によるものを除く。）の郵便物としなければならない。

**第十八条（郵便葉書の無償交付等）** 会社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者（法人を除く。以下この条において同じ。）に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。

**第十九条（救助用の郵便物等の料金の免除）** 会社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にて救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。  
会社は、総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて総務省令で定めるものにて当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。

**第十九条の二（郵便葉書の無償交付等）** 現金又は郵便約款の定める貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、書留（第五十八条第四項の規定によるものを除く。）の郵便物としなければならない。

**第二十条（救助用の郵便物等の料金の免除）** 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にて救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。  
公社は、総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて総務省令で定めるものにて当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。

## 第一款 通常郵便物

第二十一条（第一種郵便物） 次に掲げる郵便物は、第一種郵便物とする。

一～三（略）

郵便書簡は、会社が、郵便約款でその規格及び様式を定めて、これを発行する。

第二十一条（第二種郵便物）（略）

郵便葉書は、会社が、郵便約款でその規格及び様式を定めて、これを発行する。ただし、郵便約款の定める通常葉書又は往復葉書の規格及び様式を標準として、これを会社以外の者が作成することを妨げない。

第二十一条（第三種郵便物）（略）

第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一～三（略）

第一項の承認の求めがあつたときは、会社は、その求めがあつた日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。

（略）

第二十二条（定期刊行物の提出） 前条第二項の承認を受けた定期刊行物の発行人は、郵便約款の定めるところにより、会社に当該承認を受けた日以後に発行する当該承認に係る定期刊行物を提出しなければならない。

第二十二条（定期刊行物の提出） 前条第二項の承認を受けた定期刊行物の発行人は、郵便約款の定めるところにより、会社に当該承認を受けた日以後に発行する当該承認に係る定期刊行物を提出しなければならない。

（略）

第二十二条（定期刊行物の提出）（略）

第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一～三（略）

第一項の承認の申請があつたときは、会社は、承認申請の日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。

（略）

第二十二条（定期刊行物の提出） 前条第二項の承認を受けた定期刊行物の発行人は、郵便約款の定めるところにより、会社に当該承認を受けた日以後に発行する当該承認に係る定期刊行物を提出しなければならない。

第二十四条（調査） 会社は、特に必要があると認めるときは、第二十二条第二項の承認を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの調査を行うことができる。

会社は、郵便約款の定めるところにより、第二十二条第二項の承認を受けた定期刊行物の発行人に対し、前項の調査に必要な報告又

第二十三条の二（調査） 会社は、特に必要があると認めるときは、第二十二条第二項の承認を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの調査を行うことができる。

会社は、郵便約款の定めるところにより、第二十二条第二項の承認を受けた定期刊行物の発行人に対し、前項の調査に必要な報告又

は資料の提出を求めることができる。

- 第二十五条（第三種郵便物の承認の取消し） 会社は、第二十一条第一項の承認を受けた定期刊行物が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
- 一 第二十二条第三項各号の条件を具备しなくなつたとき。
  - 二 定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、第二十三条の規定による定期刊行物の提出がなかつたとき。
- 三 （略）
- 第二十六条（第三種郵便物の題号等の変更） 第二十一条第二項の承認を受けた定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人の変更については、郵便約款の定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。
- 第二十七条（第四種郵便物） 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したものも、同様とする。
- 一・二 （略）
  - 三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの
- 四 （略）
- 五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

は資料の提出求めることができる。

- 第二十四条（第三種郵便物の承認の取消し） 公社は、第二十三条第一項の承認を受けた定期刊行物が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
- 一 第二十三条第三項各号の条件を具备しなくなつたとき。
  - 二 定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、第二十三条の一の規定による定期刊行物の提出がなかつたとき。
- 三 （略）
- 第二十五条（第四種郵便物の題号等の変更） 第二十三条第二項の承認を受けた定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人の変更については、郵便約款の定めるところにより、公社の承認を受けなければならない。
- 第二十六条（第四種郵便物） 次の郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で差出郵便局の承認のもとに密閉したものも、同様とする。
- 一・二 （略）
  - 三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い公社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

- 四 （略）
- 五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

第一七七条から第一一九条まで 削除

**第三十条（要件）** 信書以外の物（その物に添付する無封の添え状又は送り状を含む。）を内容とする郵便物で、その包装の表面の見やすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。

### 第三十一条 削除

#### 第一節 郵便に関する料金の支払

**第二十八条（料金支払の方法及び時期）** 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手で前払をしなければならない。

料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡については、これを郵便物として差し出したときに、料額印面に表された金額の限度において料金の支払があつたものとする。

**第二十九条（切手類の発行及び販売）** 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、会社がこれを発行し、及び販売する。

### 第三十条（無効な切手類）（略）

#### 第二節 郵便物の取扱い

**第三十一条（引受けの際の説明及び開示）** 会社は、郵便物の引受けの際、郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることができる。

前項の場合において、郵便物が差出人の説明と異なりこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、会社は、差出人にその開示を求めることができる。

差出人が第一項の説明又は前項の開示を拒んだときは、会社は、その郵便物の引受けをしないことができる。

#### 第一節 郵便に関する料金の納付

**第三十二条（料金納付の方法及び時期）** 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しなければならない。

料額印面のついた郵便葉書及び郵便書簡については、これを郵便物として差し出したときに、料額印面にあらわされた金額の限度において料金の納付があつたものとする。

**第三十三条（切手類の発行及び販売）** 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、公社が、これを発行し、公社及び別に法律の定める販売者において、これを販売する。

### 第三十四条 削除

#### 第三十五条（無効な切手類）（略）

#### 第三十六条から第三十九条まで 削除

#### 第二節 郵便物の取扱い

**第四十条（引受けの際の申告及び開示）** 公社は、郵便物の引受けの際、郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に申告を求めることができる。

前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、公社は、差出人にその開示を求めることができる。

差出人が第一項の申告又は前項の開示を拒んだときは、公社は、その郵便物の引受けをしないことができる。

**第三十二条（取扱中に係る郵便物の開示）** 会社は、その取扱中に係る郵便物がこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、会社は、その郵便物を開くことができる。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

**第三十三条（危険物の処置）** 会社は、その取扱中に係る郵便物が第十二条第一号から第三号までに掲げる物を内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることができる。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知しなければならない。

**第三十四条（あて名変更及び取戻し）** （略）

**第三十五条（転送）** （略）

**第三十六条（受取人の証明）** 会社は、郵便物の受取人の真偽を調査するため、受取人に對して必要な証明を求めることができる。

**第三十七条（正当の交付）** （略）

**第三十八条（郵便差出箱の設置）** 郵便差出箱は、会社が設置する。ただし、会社の承認を受けて会社以外の者が設置することを妨げない。  
会社以外の者による郵便差出箱の設置に関する条件は、郵便約款で定める。

**第四十一条（取扱中に係る郵便物の開示）** 公社は、その取扱中に係る郵便物がこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、公社は、その郵便物を開くことができる。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

**第四十二条（危険物の処置）** 公社は、その取扱中に係る郵便物が第十四条第一号から第三号までに掲げる物を内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることができる。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知しなければならない。

**第四十三条（あて名変更及び取戻し）** （略）

**第四十四条（転送）** （略）

**第四十五条（受取人の証明）** 公社は、郵便物の受取人の真偽を調査するため、受取人に對して必要な証明を求めることができる。

**第四十六条（正当の交付）** （略）

**第四十七条（郵便差出箱の私設）** 郵便差出箱は、公社の承認を受けたて、これを私設することができる。  
前項の郵便差出箱の私設に関する条件は、郵便約款でこれを定める。

**第四十八条 削除**

**第四十九条（郵便私書箱）** 公社は、郵便局に郵便私書箱を設けることができる。

前項の郵便私書箱の使用に関する条件は、郵便約款で定める。

## 第五十条 削除

**第三十九条（料金未払又は料金不足の郵便物）** 料金未払又は料金不足の郵便物で特殊取扱（郵便約款の定めるものを除く。）としないものは、受取人が、その未払金額又は不足金額を支払つてこれを受け取ることができる。

## 第四十条（郵便物の還付）（略）

この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された郵便物は、第三十三条の規定により棄却された場合、前条の規定により受取人が受け取つた場合及び第八十一条に規定する場合を除いて、これを差出人に還付する。  
郵便物の差出人が還付すべき郵便物の受取を拒んだときは、その郵便物は、会社に帰属する。

## 第五十二条（郵便物の還付）（略）

この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された郵便物は、第四十二条の規定により棄却された場合、前条の規定により受取人が受け取つた場合及び第八十一条に規定する場合を除いて、これを差出人に還付する。  
郵便物の差出人が還付すべき郵便物の受取を拒んだときは、その郵便物は、公社に帰属する。

## 第五十三条 削除

**第四十一条（還付不能の郵便物）** 差出人に還付すべき郵便物で、差出人不明その他の事由により還付することができないものは、会社において、これを開くことができる。

前項の規定により開いても、なお配達することも還付することもできない郵便物は、会社において、これを保管する。

前項の規定により保管した郵便物で有価物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がないとときは、これを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものは、直ちにこれを売却し、その売却代金の一割に相当する金額をもつて売却手数料に充てた上その残額を保管する。

前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は、当該郵便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときは、会社に帰属する。

**第五十四条（還付不納の郵便物）** 差出人に還付すべき郵便物で、差出人不明その他の事由により還付することができないものは、公社において、これを開くことができる。

前項の規定により開いても、なお配達することも還付することもできない郵便物は、公社において、これを保管する。

前項の規定により保管した郵便物で有価物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がないとときは、これを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものは、直ちにこれを売却し、その売却代金の一割に相当する金額を以て売却手数料に充てた上その残額を保管する。

前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は、当該郵便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときは、公社に帰属する。

**第四十二条(誤配達郵便物の処理)** 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を会社に通知しなければならない。

前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、かつ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

**第四十三条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)** 階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所の用に供する建築物で総務省令で定めるものには、総務省令の定めるところにより、その建築物の出入口又はその付近に郵便受箱を設置するものとする。

#### 第四節 郵便物の特殊取扱

**第四十四条(特殊取扱)** 会社は、この節に定めるところによるほか、郵便約款の定めるところにより、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物の特殊取扱を実施する。

会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換(差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第一号及び第一項第四号において同じ。)その他の郵便物の特殊取扱を実施することができる。

(略)

**第四十五条(書留)** 書留の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の引受けから配達に至るまでの記録をし、もし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、差出しの際差出人から会社に申出のあつた損害要償額の全部又は一部を賠償する。

前項の損害要償額は、郵便物の内容である現金の額(その内容が現

**第五十五条(誤配達郵便物の処理)** 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を最寄りの郵便局に通知しなければならない。

前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、且つ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

**第五十六条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)** 階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所の用に供する建築物で総務省令で定めるものには、総務省令の定めるところにより、その建築物の出入口又はその附近に郵便受箱を設置するものとする。

#### 第四節 郵便物の特殊取扱等

**第五十七条(特殊取扱等)** 公社は、この節に定めるところによるほか郵便約款の定めるところにより、書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達、年賀特別郵便その他の郵便物の特殊取扱を実施する。

(略)

会社は、郵便約款の定めるところにより、郵便の利用に密接に関連する役務でその利用上の便益を高めるものを提供する取扱いをすることができる。

**第五十八条(書留)** 書留の取扱いにおいては、公社において、当該郵便物の引受けから配達に至るまでの記録をし、もし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、差出しの際差出人から公社に申出のあつた損害要償額の全部又は一部を賠償する。

前項の損害要償額は、郵便物の内容たる現金の額(その内容が現

現金以外の物であるときは、その物の時価)を超えない額であつて郵便約款の定める額を超えないものでなければならぬ。

(略)

会社は、第一項の規定によるもののほか、次に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、当該郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、郵便約款の定める額を限度とする実損額を賠償する書留の取扱いをすることができる。

一 現金又は第十七条に規定する貴重品を内容とする郵便物

二 (略)

金以外の物であるときは、その物の時価)を超えない額であつて郵便約款の定める額を超えないものでなければならない。

(略)

会社は、第一項の規定によるもののほか、次に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、当該郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、郵便約款の定める額を限度とする実損額を賠償する書留の取扱いをすることができる。

一 現金又は第十九条に規定する貴重品を内容とする郵便物

二 (略)

三 小包郵便物(郵便約款の定めるものを除く。)

## 第五十九条 削除

第六十条(速達) 速達の取扱いにおいては、公社において、当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物で速達としないものに優先して送達する。

速達の取扱いは、郵便約款の定める地域にあてる郵便物につき、これをするものとする。

速達とする通常郵便物で他の特殊取扱としないもののうち、その納付料金額が当該郵便物の料金及び速達料の合計額には達しないけれども当該郵便物の速達料相当額以上であるものについては、第五十一条の規定を準用する。

第六十一条(引受時刻証明) 引受時刻証明の取扱いにおいては、公社において、当該郵便物を引き受けた時刻を証明する。

第六十二条(配達証明) 配達証明の取扱いにおいては、公社において、当該郵便物を配達し、又は交付した事實を証明する。

第四十八条(内容証明) 内容証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の内容である文書の内容を証明する。  
一 前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第一号の認証を受けるものとする。

**第六十四条（代金引換）** 代金引換の取扱いにおいては、公社において、当該郵便物を差出人の指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額の金銭を差出人に送付する。

## 第六十五条 削除

**第四十九条（特別送達）** 特別送達の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により、送達し、その送達の事実を証明する。

前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第一号の認証を受けるものとする。

特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法第百二十三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをするものとする。

## 第六十七条 削除

**第五節 損害賠償**  
**第五十条（損害賠償の範囲）** 会社は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に従つて差し出された郵便物が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害を賠償する。

一・二（略）

前項の場合における賠償金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

一 書留（第四十五条第四項の規定によるものを除く。次号において同じ。）とした郵便物の全部を亡失したとき 申出のあつた額（同条第二項の場合は、同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額）

二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき

**第六十六条（特別送達）** 特別送達の取扱いにおいては、公社において、当該郵便物を民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により、送達し、その送達の事実を証明する。

**第五節 損害賠償**  
**第六十八条（損害賠償の範団）** 公社は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に従つて差し出された郵便物が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害を賠償する。

一・二（略）  
三 小包郵便物（書留としたもの及び郵便約款の定めるものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。

前項の場合における賠償金額は、次のとおりとする。

一 書留（第五十八条第四項の規定によるものを除く。次号において同じ。）とした郵便物の全部を亡失したとき 申出のあつた額（第五十八条第三項の場合は、同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額）  
二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき

を亡失したとき 申出のあつた額を限度とする実損額

三 第四十五条第四項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき 同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき  
引換金額

会社は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、第一項各号に規定する郵便物その他この法律に基づく総務省令又は郵便約款の定めるところにより引受け及び配達の記録をする郵便物（次項において「記録郵便物」という。）に係る郵便の役務をその本旨に従つて提供せず、又は提供することができなかつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害の全部又は一部についてこの法律の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りでない。

（略）

会社は、第一項及び第三項本文に規定する場合を除くほか、郵便の役務をその本旨に従つて提供せず、又は提供することができなかつたことにより生じた損害を賠償する責任を負わない。

第五十一条（免責） 前条第一項に規定する損害が差出人若しくは受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥により発生したものであるときは、会社は、同項の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第五十二条（郵便物の無損害の推定） （略）

第五十三条（郵便物の損害の検査） 郵便物に会社の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取を拒んだときは、会社は、その者の立会いを求め、その立会いの下に当該郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をしなければならない。

申出のあつた額を限度とする実損額

三 第五十八条第四項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき  
引換金額

会社は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、第一項各号に規定する郵便物その他この法律に基づく総務省令又は郵便約款の定めるところにより引受け及び配達の記録をする郵便物（次項において「記録郵便物」という。）に係る郵便の役務をその本旨に従つて提供せず、又は提供することができなかつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害の全部又は一部についてこの法律の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りでない。

（略）

会社は、第一項及び第三項本文に規定する場合を除くほか、郵便の役務をその本旨に従つて提供せず、又は提供することができなかつたことにより生じた損害を賠償する責めに任じない。

第六十九条（免責） 前条第一項に規定する損害が差出人若しくは受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥により発生したものであるときは、会社は、同項の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第七十条（郵便物の無損害の推定） （略）

第七十一条（郵便物の損害の検査） 郵便物に会社の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取を拒んだときは、会社は、その者の出頭を求め、その立会いの下に当該郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をしなければならない。

前項の場合において、当該郵便物の受取を拒んだ者が、同項の立会いを求められた日から十日以内に正当の事由なく同項の求めに応じなかつたときは、会社は、その郵便物をその者に配達し、又は還付する。

**第五十四条（郵便物受取による損害賠償請求権の消滅）** 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取つた後、又は前条第一項の規定により受取を拒んだ場合において、同条第二項に規定する期間内に正当の事由なく同条第一項の求めに応じなかつたときは、その郵便物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができない。

**第五十五条（特定の場合の損害賠償の請求権者）** 第五十条第一項の規定による損害賠償の請求をできる者は、当該郵便物の差出入人又はその承諾を得た受取人とする。

**第五十六条（損害賠償を請求することができる期間）** （略）

**第五十七条（損害賠償後の郵便物発見）** 会社は、郵便物に生じた損害につき損害賠償があつた後その郵便物の全部又は一部を発見したときは、その旨をその賠償受領者（その者がその郵便物の差出入人は受取人以外の者であるときは、その郵便物の差出人。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。この場合において、賠償受領者は、その通知を受けた日から三箇月以内に、郵便約款の定めるところにより、賠償金の額の全部又は一部に相当する金額を支払つて、その郵便物の交付を請求することができる。

### 第三章 郵便認証司 (職務)

**第五十八条** 郵便認証司は、次に掲げる事務（以下この章において「認証事務」という。）を行うことを職務とする。  
一 内容証明の取扱いに係る認証（総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物の内容である文書の内容を証明するために必要な手続が適正に行われたことを確認し、当該郵便物の内

前項の場合において、当該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、会社は、その郵便物をその者に配達し、又は還付する。

**第七十二条（郵便物受取による損害賠償請求権の消滅）** 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取つた後、又は前条第一項の規定により受取を拒んだ場合において、同条第二項に規定する期間内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、その郵便物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができない。

**第七十三条（特定の場合の損害賠償の請求権者）** 第六十八条第一項の規定による損害賠償の請求をできる者は、当該郵便物の差出入人又はその承諾を得た受取人とする。

**第七十四条（損害賠償を請求することができる期間）** （略）

**第七十五条（損害賠償後の郵便物発見）** 公社は、郵便物に生じた損害につき損害賠償があつた後その郵便物の全部又は一部を発見したときは、その旨をその賠償受領者（その者がその郵便物の差出入人は受取人以外の者であるときは、その郵便物の差出人。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。この場合において、賠償受領者は、その通知を受けた日から三箇月以内に、郵便約款の定めるところにより、賠償金の額の全部又は一部に相当する金額を納付して、その郵便物の交付を請求することができる。

容である文書に当該郵便物が差し出された年月日を記載することをいう。)をすること。

二 特別送達の取扱いに係る認証（総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物が民事訴訟法第百三條から第百六条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が同法第百九条の書面に適正に記載されていることを確認し、その旨を当該書面に記載し、これに署名し、又は記名押印することをいう。)をすること。

#### (任命)

第五十九条 郵便認証司は、認証事務に関し必要な知識及び能力を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

2 前項の任命は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

#### (欠格事由)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）、郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便物運送委託法（昭和四十七年法律二百八十四号）、郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 第六十六条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日

から一年を経過しない者

(失職)

第六十一条 郵便認証司は、前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなつた場合又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなつた場合には、これを罷免することができる。

(義務)

第六十三条 郵便認証司は、郵便認証司の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

2 郵便認証司は、国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百二号）第一項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十八号）第一項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監督命令)

第六十四条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務の実施に関し監督上必要な命令をることができる。

(報告及び検査)

第六十五条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 | 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (懲戒)

第六十六条 総務大臣は、郵便認証司が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、一年以下の停職又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は第六十四条の規定による命令に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

#### 第四章 雜則

##### (料金)

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 第二章 雜則

##### (料金)

第七十五条の二 公社は、郵便に関する料金のうち次に掲げるものを定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

- 一 通常郵便物の料金
- 二 通常郵便物の特殊取扱（書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便に限る。）の料金

三 國際郵便に関する料金（総務省令で定めるものに限る。次項第六号において同じ。）

総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。
- 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一つの事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
- 三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第一号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。
- 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一つの事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
- 三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第五号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民

が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四（略）

- 五（略）
- 六（略）
- 七（略）
- 三 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
- 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

- （郵便約款）
- 第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものをお除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
- イ～ハ（略）
- 二 その他会社の責任に関する事項

生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四（略）

- 五 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の額が同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

- 六（略）
- 七（略）
- 八（略）
- 3 公社は、郵便に関する料金（第一項各号に掲げるものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 4 公社は、総務省令で定めるところにより、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便の区分ごとに、その収支の状況を公表しなければならない。

- （郵便約款）
- 第七十五条の三 公社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものをお除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
- イ～ハ（略）
- 二 その他公社の責任に関する事項

二 (略)

(料金等の掲示)

第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(郵便業務管理規程)

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一（略）

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を隨時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物（国際郵便に係るもの）を除く。以下この号において同じ

二 (略)

(料金等の掲示)

第七十五条の四 公社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項を郵便局において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(業務方法書)

第七十五条の六

（料金等の変更命令）  
第七十五条の五 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対し、郵便に関する料金又は郵便約款を変更すべきことを命ずることができる。

一（略）

2 公社は、業務方法書（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する業務方法書をいう。次項において同じ。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

3 総務大臣は、業務方法書に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、日本郵政法第二十二条第一項の規定による認可をしてはならない。

一（略）

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の通常郵便物を隨時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき六日以上通常郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 通常郵便物について差し出された日から三日（国民の祝日に関

。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七百七十八号)に規定する休日その他の条件で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にて差し出される場合は、三日を超えて二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。

## 五・六 (略)

### (料金等の変更命令)

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

### (業務の委託)

第七十二条 会社は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2| 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。  
一 当該委託を必要とする特別の事情があること。  
二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

### (業務の委託)

第七十五条の七 公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第二十三条第一項の承認の申請に係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具备するかどうかの調査及び第二十三条の三第一項の調査に関する業務の一部を委託することができる。

- 2| 前項の規定により業務の委託を受けた者は、当該委託業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
3| 第一項の規定により業務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託業務に從事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に

する法律(昭和二十三年法律第七百七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(通常郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にて差し出される場合にあつては、三日を超えて二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。

## 五・六 (略)

従事する職員とみなす。

(審議会等への諮問)

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

(法令により公務に従事する職員とみなす者)

第七十四条 郵便認証司、内容証明の業務に従事する者及び特別送達の業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(総務省令への委任)

第七十五条 (略)

第五章 罰則

第七十六条（事業の独占を乱す罪） 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② (略)

(総務省令への委任)

第七十五条の九 (略)

第四章 罰則

第七十六条（事業の独占を乱す罪） 第五条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② (略)

③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第七十七条（郵便物を開く等の罪） 会社の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

(審議会等への諮問)

第七十五条の八 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第七十五条の二第一項（第三号を除く。）、第七十五条の三第一項又は前条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第七十五条の二第二項第三号又は第七十五条の六第二項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十五条の五の規定による命令をしようとするとき。

第七十七条（郵便物を開く等の罪） 公社の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。ただし、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

**第八十条（信書の秘密を侵す罪）** 会社の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

**第八十一条（郵便禁制品を差し出す罪）** 第十二条の規定の違反があつたときは、その違反行為をした者を五十万円以下の罰金に処し、その郵便物として差し出した物を没収する。

**第八十二条（郵便を不正に利用する罪）** (略)

**第八十三条（第三種郵便物の承認を偽る罪）** (略)

**第八十四条（料金を免れる罪）** (略)

**第八十五条（切手類を偽造する等の罪）** 行使の目的をもつて会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票を偽造し、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の懲役に処する。偽造し、変造し、若しくは使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票を使用し、又は行使の目的をもつてこれを輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受けれる者も、同様とする。

② (略)

**第八十六条（未遂罪及び予備罪）** 第七十六条から第七十八条まで、第八十条及び前二条の未遂罪は、これを罰する。

② (略)

**第八十七条（不当に郵便の役務を提供する等の罪）** 次の各号のいづれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第一項の規定により届け出た料金若しくは同条第三

処する。ただし、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

**第八十条（信書の秘密を侵す罪）** 公社の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

**第八十一条（郵便禁制品を差し出す罪）** 第十四条の規定の違反があつたときは、その違反行為をした者を五十万円以下の罰金に処し、その郵便物として差し出した物を没収する。

**第八十二条（郵便を不正に利用する罪）** (略)

**第八十三条（第三種郵便物の承認を偽る罪）** (略)

**第八十四条（料金を免れる罪）** (略)

**第八十五条（切手類を偽造する等の罪）** 行使の目的をもつて公社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票を偽造し、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の懲役に処する。偽造し、変造し、若しくは使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票を使用し、又は行使の目的をもつてこれを輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受けれる者も、同様とする。

② (略)

**第八十六条（未遂罪及び予備罪）** 第七十六条乃至第七十八条、第八十条、第八十三条及び前条の未遂罪は、これを罰する。

② (略)

項の規定により認可を受けた料金又は第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款によらないで郵便の役務を提供した者

二 第七十一条第一項の規定に違反して郵便業務管理規程の認可を受けなかつた者

三 第七十一条の規定による命令に違反した者

四 第七十二条第一項の規定に違反して郵便の業務の一部を委託した者

**第八十八条（検査を拒む等の罪）** 第六十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した郵便認証司は、三十万円以下の罰金に処する。

**第八十九条（報告をしない等の罪）** 第六十七条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の取締役又は執行役は、三十万円以下の罰金に処する。

**第九十条（両罰規定）** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十六条第一項、第八十条第二項、第八十六条第一項（第七十六条第一項及び第八十条第二項に係る部分に限る。）又は第八十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第九十一条（収支状況を公表しない場合等の過料）** 第六十七条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

**第九十二条（料金等を掲示しない場合等の過料）** 第六十九条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした会社の取締役、執行役又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

## 附 則

**第一条** この法律は、第十条の規定を除き、昭和二十三年一月一日から施行する。

② 第十条の規定の施行の期日は、政令で定める。ただし、その期日は、昭和二十三年四月一日以前でなければならない。

**第二条** 郵便法（明治三十三年法律第五十四号）は、これを廃止する。

**第八十五条の三（過料）** 次の各号のいずれかに該当する場合には、

その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。  
一 第七十五条の二第一項、第七十五条の三第一項又は第七十五条の七第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七十五条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第七十五条の五の規定による命令に違反したとき。

## 附 則

**第八十六条** この法律は、第十条の規定を除いて、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

② 第十条の規定施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年四月一日以前でなければならない。

**第八十七条** 明治三十三年法律第五十四号郵便法は、これを廃止する。

**第八十八条** この法律施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

**第八十九条** 旧法の規定又はこれに基く省令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によつてしたものとみなす。

**第九十条** 旧法第三条の規定は、第八十七条の規定にかかわらず、第八十六条第二項に規定する期日の前日までは、なおその効力を有する。

**第九十一条** この法律施行の際現に郵便切手其の他郵便に関する料金をあらわす証票の売さばきの認可を受けている者は、これを第三十条に規定する法律の定める売さばき人とみなす。

第九十二条 この法律施行前（第九十条の場合には、同条の規定により旧法第三条の規定がその効力を有する間）にした行為の处罚については、なお従前の例による。

戸籍法（昭和二十二年法律第一百一十四号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十七条 市町村長は、届出人がその生存中に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第一〇六条に規定する「一般信書便事業者」及び同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第八項に規定する信書便によつて発送した信書によりて、当該届出人の死亡後であつては、それを整理しなければならぬ。</p> <p>（略）</p>	<p>第四十七条 市町村長は、届出人の生存中に郵送した信書が、その死亡後であつては、それを整理しなければならぬ。</p>

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（第十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第二十四条関係）

名 称 根 抠 法

日本中央競馬会  
日本中央競馬会法（昭和十九年法律第  
一百五号）

（略）  
（略）

現 行

別表第一（第二十四条関係）

名 称 根 抠 法

日本中央競馬会  
日本中央競馬会法（昭和十九年法律第  
一百五号）

（略）  
（略）


行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（第十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第十一号関係）	名 称	根 抬 法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 一百五号）	（略）

現 行

別表（第十一号関係）	名 称	根 抬 法
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十 七号）	（略）

（略）

（略）

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第十六条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一 公共法人の表（第一条関係） 一 次の表に掲げる法人	根拠法
日本放送協会 （略）	放送法（昭和二十五年法律第二百二十一号）

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和一十七年法律 第二百五十五号）
（略）	（略）

現 行

別表第一 公共法人の表（第一条関係） 一 次の表に掲げる法人	根拠法
日本放送協会 （略）	放送法（昭和二十五年法律第二百二十一号）

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（平成十四年法律第九十 七号）
（略）	（略）

印紙税法（昭和四十一年法律第一二二号）（第十六条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一 非課税法人の表（第五条関係）	
名 称	根 抠 法
日本中央競馬会 （略）	日本中央競馬会法（昭和十九年法律第一二五号） （略）
農業協同組合中央 会 （略）	農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十一号） （略）

現 行

別表第一 非課税法人の表（第五条関係）	
名 称	根 抠 法
日本中央競馬会 （略）	日本中央競馬会法（昭和十九年法律第一二五号） （略）
日本郵政公社 （略）	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）

登録免許税法（昭和四十一年法律第三十五号）（第十六条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 名 称	非課税法人の表（第四条 第五条関係） (略)	別表第一 名 称	非課税法人の表（第四条 第五条関係） (略)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 一百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 一百五号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律 第二百五十五号）	日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十 七号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律 第二百五十五号）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律 第二百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

(地方公共団体における年度間の財源の調整)  
 第四条の二 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における  
 地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額  
 が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超  
 えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般  
 財源の額（普通税、特別どん貢与税、国有資産等所在市町村交付金  
 、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成  
 交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をい  
 う、以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の  
 額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した  
 当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく  
 超えることとなるときは、その著しく超える額を、災害  
 により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるた  
 めの財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は  
 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業  
 の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充て  
 る場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため  
 、積み立て、長期にわたる財源の育成のために土木その他の建設事業  
 の経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行つ地方債の  
 償還の財源に充てなければならない。

(地方公共団体における年度間の財源の調整)  
 第四条の二 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における  
 地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額  
 が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超  
 えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般  
 財源の額（普通税、特別どん貢与税、国有資産等所在市町村納付金  
 、国有資産等所在都道府県納付金、日本郵政公社有資  
 産所在市町村納付金、日本郵政公社有資  
 産所在都道府県納付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の  
 額の合算額をいつ、以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度にお  
 ける一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が  
 新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財  
 源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることと  
 なる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた  
 減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋める  
 ための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木そ  
 の他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経  
 費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運  
 営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のために土木そ  
 の他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経  
 費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行つ地方債の償還の財源  
 に充てなければならない。

2・3 (略)

2・3 (略)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十一号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

	第二条 次の各項に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社（以下「会社」といふ。）に委託し、それと、当該各号に定める所において売り渡すものとする。	第二条 次の各項に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵政公社（以下「公社」といふ。）に委託し、それと、当該各号に定める所において売り渡すものとする。
1	一 収入印紙 会社の営業所若しくは郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第二百四十一号）第一條第一項に規定する郵便局をいづれ以下同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第二条に規定する郵便切手類販売所をいづれ以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいづれ以下同じ。）	一 収入印紙 郵便局 郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第二条に規定する郵便切手類販売所をいづれ以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同法第二条に規定する印紙売りさばき所をいづれ以下同じ。）
2	二 雇用保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの	二 雇用保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局
3	三 健康保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの	三 健康保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局
4	四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの	四 自動車重量税印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が経済産業大臣の承認を得て指定するもの
5	五 特許印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が法務大臣に協議して指定するもの	五 特許印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が法務大臣の承認を得て指定するもの
6	六 登記印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が法務大臣に協議して指定するもの	六 登記印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が法務大臣の承認を得て指定するもの
2	前項の印紙を売つ渡す者は、定価で公平にこれを売つ渡さなければならぬ。	前項の印紙を売つ渡す者は、定価で公平にこれを売つ渡さなければならぬ。
3	第一項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は総務大臣が、同項第一号の印紙にあつては財務大臣に、同項第一号及び第二号の印紙にあつては厚生労働大臣に、同項第四号の印紙にあつては財務大臣に、同項第五号の印紙にあつては経済産業大臣に、同項第六号の印紙にあつては法務大臣に、それぞれ協議してこれを定める	第一項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は総務大臣が、同項第一号の印紙にあつては財務大臣に、同項第一号及び第二号の印紙にあつては厚生労働大臣に、同項第四号の印紙にあつては財務大臣に、同項第五号の印紙にあつては経済産業大臣に、同項第六号の印紙にあつては法務大臣に、それぞれ協議してこれを定める

- 41 会社は、前項の規定により総務大臣が定めた印紙の売つたるもの  
の管理及び手続に関する事項を行ひなければならない。

51 会社は、第一項の規定により印紙を売りさばいた金額から印紙の  
売りさばきに關する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相  
当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは「一般会計」、同項第二  
号の印紙に係るものは「労働保険特別会計の徴収勘定」、同項第三  
号の印紙に係るものは厚生保険特別会計の健康勘定に、同項第四号  
の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係  
るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは鑑記特別  
会計に、それぞれ納付しなければならない。

61 第一項第一号の印紙で汚染し、又は損傷されていないものについ  
ては、総務大臣が財務大臣に協議して定めるとともに、これを  
その印紙に表された金額により同項の印紙と交換することができる  
。この場合において、会社に交換を申し出る者は、総務大臣の定め  
る額の手数料を会社に納付しなければならない。

71 前項の規定により会社に納められた手数料は、会社の収入とする。

第四条（略）

21 前項に規定する自動車検査登録印紙元りで、所において自動車  
検査登録印紙を売つ渡す者は、定価で公平正直な形で売つ渡さなければ  
ならない。

31 （略）

41 第一項に規定する印紙は、前項の規定により国土交通大臣が定めた  
自動車検査登録印紙の売つてほどの管理及び手續に關する事項を定  
めなければならない。

51 第二條第一項の規定に違反して同條第一項の印紙を他の定価  
より異なる金額で売り渡し、又は同條第一項の規定に違反して同條第一  
項の自動車検査登録印紙をその定価より異なる金額で売り渡した者  
は、五十万円以下の罰金に處する。

21 法人の代表者又は法人とし、五人の代理人、使用人その他の従業  
者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、  
行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても同項の刑を科す。

- 31 公社は 第一項の規定により印紙を売つた金額から印紙の  
売り上げにに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相  
当する金額を 同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第  
一項の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第二  
号の印紙に係るものは厚生保険特別会計の健康勘定に、同項第四号  
の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係  
るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは登記特別  
会計に、それぞれ納付しなければならない。

41 第一項第一号の印紙で汚染し 又は損傷されていらないものについ  
ては、総務大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、これを  
その印紙に表された金額により同号の印紙と交換することができる  
。この場合において、交換を申し出る者は、総務大臣の定める額の  
手数料を公社に納付しなければならない。  
前項の規定により公社に納められた手数料は、公社の収入とする

。 51



当せん金付証票法（昭和二十三年法律第二百四十四号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(当せん金付証票の売買)</p> <p>第六条 (略) 2 5 (略)</p> <p>6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要な基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十八条 次の各項のいずれかに該当する者は、これを十年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。 一 第八条第七項の規定に違反し、当せん金付証票を転売した者 二 二丁五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(当せん金付証票の売買)</p> <p>第六条 (略) 2 5 (略)</p> <p>6 前項の規定による郵便局若しくは日本郵政公社による販売並びに販売品の取扱又は交付に関するものに限る。 7 都道府県知事又は特定市の市長は、第五項の承認をするかどうかを判断するために必要な基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十八条 次の各項のいずれかに該当する者は、これを十年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。 一 第六条第八項の規定に違反し、当せん金付証票を転売した者 二 二丁五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用）</p> <p>第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。</p> <p>一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金</p> <p>二・三 （略）</p> <p style="text-align: center;">（会計帳簿の備付け及び記載）</p> <p>第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行つべき者。第五十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・一 （略）</p> <p>三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 預金（普通預金及び当座預金を除く。以下この号及び第十一号第一項第二号ホにおいて同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下この号及び第十一号第一項第二号ホにおいて同じ。）については、「これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金額及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額及び年月日</p>	<p style="text-align: center;">（政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用）</p> <p>第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。</p> <p>一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金</p> <p>二・三 （略）</p> <p style="text-align: center;">（会計帳簿の備付け及び記載）</p> <p>第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行つべき者。第五十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・一 （略）</p> <p>三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 預金（普通預金及び当座預金を除く。以下この号及び第十一号第一項第二号ホにおいて同じ。）若しくは貯金（普通貯金を除く。以下この号及び第十一号第一項第二号ホにおいて同じ。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。以下この号及び第十一号第一項第二号ホにおいて同じ。）については、「これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金額及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額及び年月日</p>
<p>2 （略）</p> <p>口・ハ （略）</p>	<p>（傍線の部分は改正部分）</p> <p>（傍線の部分は改正部分）</p>

(報告書の提出)

第十一條 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年十一月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から二月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合は、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選舉管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

- 一・一二(略)  
三十一月三十一日において有する資産等(次に掲げる資産及び借入金をいつ、以下この号及び第十七条第一項において同じ。)について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項  
イ・二(略)  
ホ 預金又は貯金 預金又は貯金の残高  
ヘーフ(略)  
二・四(略)

(政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十一条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第一条第二項に規定する特定独立行政法人をいつ、以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第一条第一項に規定する特定地方独立行政法人をいつ、以下同じ。)の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーの対価を支払つて参加することを求める者は、若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーの対価を支払つて参加することを求める者は、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

(報告書の提出)

第十一條 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年十一月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から二月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合は、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選舉管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

- 一・一二(略)  
三十一月三十一日において有する資産等(次に掲げる資産及び借入金をいつ、以下この号及び第十七条第一項において同じ。)について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項  
イ・二(略)  
ホ 預金又は貯金 預金又は貯金の残高  
ヘーフ(略)  
二・四(略)

(政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十一条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第一条第二項に規定する特定独立行政法人をいつ、以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第一条第一項に規定する特定地方独立行政法人をいつ、以下同じ。)の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーの対価を支払つて参加することを求める者は、若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーの対価を支払つて参加することを求める者は、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

2 何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

第二十六条の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

2 何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員に対し、同項の規定により当該公務員又は役員若しくは職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

第二十六条の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員に対し同項の規定により当該公務員又は役員若しくは職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

医療法（昭和二十二年法律第一百五号）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第七条の二（略）  
2) 5 (略)

6 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるものは、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に療養病床を設け、若しくは診療所の療養病床の病床数を増加しようとするとときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

現 行

第七条の二（略）  
2) 5 (略)

6 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるものは日本郵政公社は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に療養病床を設け、若しくは診療所の療養病床の病床数を増加しようとするとときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。


自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十二条の二十一 日本自転車振興会は、次の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 一 銀行又は商工組合中央金庫への預金 二 （略）	第十二条の二十一 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 一 銀行若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金 二 （略）

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	現 行
改 正 案	
<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。</p> <p>四 （略）</p> <p>（特定独立行政法人等担当委員）</p> <p>第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する六人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行つ国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人、国有林野事業を行つ国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣）</p> <p>第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣並びに特定独立行政法人を所管する大臣（当</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社をいう。</p> <p>四 （略）</p> <p>（特定独立行政法人等担当委員）</p> <p>第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する六人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人、国有林野事業を行つ国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣）</p> <p>第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣並びに特定独立行政法人を所管する大臣（当</p>

該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。) 及び農林水産大臣(国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。)とする。

該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。)、農林水産大臣(国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。)及び総務大臣(日本郵政公社に関するものに限る。)とする。

国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
	（業務の委託等） 第十八条の一（略）	（業務の委託等） 第十八条の一（略）
2	公庫は、前項の規定による場合のほか、前条第一号に掲げる業務のうち、郵便貯金法（昭和二十一年法律第四百四十四号）第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金の預金者で同法第六十三条の二の規定により日本郵政公社のあつせんを受けるものからの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を日本郵政公社に委託することができる。	2  公庫は、前項の規定による場合のほか、前条第一号に掲げる業務のうち、郵便貯金法（昭和二十一年法律第四百四十四号）第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金の預金者で同法第六十三条の二の規定により日本郵政公社のあつせんを受けるものからの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を日本郵政公社に委託することができる。
5  4  3	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）
6  5  4	（余裕金の運用） 第二十三条 公庫は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一・二（略） 三 銀行への預金 四 （略）	（余裕金の運用） 第二十三条 公庫は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一・二（略） 三 銀行への預金又は郵便貯金 四 （略）
2	（略） （資金の交付） 第二十五条（略）	（略） （資金の交付） 第二十五条（略）
2	公庫は、第十八条の一第一項の規定により業務を委託した日本郵政公社に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。	公庫は、第十八条の一第一項の規定により業務を委託した日本郵政公社に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

			19 18 (略)
24	23	公庫は、第十八条の二第一項の規定による場合のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十八条第二号に掲げる業務のうち、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。	19 18 (略)
21	20	前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合には、第十八条の二第二項、第二十八条第二項、第三十条及び第三十二条の二の規定を準用する。この場合において、第十八条の二第二項中「前項の規定により金融機関」とあるのは「附則第十九項の規定により独立行政法人福祉医療機構」と、「その金融機関」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、第二十八条第二項中「第三十条第一項」とあるのは「附則第二十項の規定により準用される第三十条第一項」と、第三十条第一項中「受託金融機関」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と読み替えるものとする。	19 18 (略)
21	20	前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合には、第十八条の二第三項、第二十五条第二項、第二十八条第二項、第三十条及び第三十二条の二の規定を準用する。この場合において、第十八条の二第三項中「前二項の規定により金融機関又は日本郵政公社」とあるのは「附則第十九項の規定により独立行政法人福祉医療機構」と、「その金融機関又は日本郵政公社」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、第二十五条第二項中「第十八条の二第二項」とあるのは「附則第十九項」と、「日本郵政公社」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、第二十八条第二項中「第三十条第一項」とあるのは「附則第二十項の規定により準用される第三十条第一項」と、第三十条第一項中「受託金融機関」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と読み替えるものとする。	19 18 (略)
23	22	前項の規定により準用される第三十条第一項の規定による報告をせす、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人福祉医療機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	19 18 (略)

八条の二「第一」項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

八条の二「第二」項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

(定義)	現行
(定義)	改正案
<p>第一条 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他の郵便に関する料金を表す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物をいい、「印紙」とは、収入印紙、自動車重量税印紙、特許印紙及び登記印紙をいう。</p>	<p>第一条 この法律において「郵便切手等」とは、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他の郵便に関する料金を表す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物をいい、「郵便切手類」とは、郵便切手等、郵便に関する料金の支払用のカード及び日本郵政公社（以下「公社」という。）が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物をいい、「印紙」とは、収入印紙、自動車重量税印紙、特許印紙及び登記印紙をいう。</p>
<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、ちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p>	<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p>
<p>2 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、営利を目的としない法人のうちから印紙の売りさばき人（次項に規定する印紙の売りさばき人を除く。）を選定し、印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>3 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人で営利を目的としないもののうちから、印紙のうち自動車重量税印紙のみを売りさばく印紙の売りさばき人を選定し、当該印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p>	<p>2 公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、営利を目的としない法人のうちから印紙の売りさばき人（次項に規定する印紙の売りさばき人を除く。）を選定し、印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>3 公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人で営利を目的としないもののうちから、印紙のうち自動車重量税印紙のみを売りさばく印紙の売りさばき人を選定し、当該印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p>
<p>（郵便切手類販売所等の設置）</p> <p>第三条 郵便切手類販売者及び印紙の売りさばき人（以下「販売者等」という。）は、その業務を行うため、会社との契約で定める場所</p>	<p>（郵便切手類販売所等の設置）</p> <p>第三条 郵便切手類販売者及び印紙の売りさばき人（以下「販売者等」という。）は、その業務を行うため、公社との契約で定める場所</p>

に、郵便切手類販売者にあつては郵便切手類販売所を、印紙の売りさばき人にあつては印紙売りさばき所を設けなければならない。

#### (郵便切手類の販売等)

**第四条** 郵便切手類販売者は、その郵便切手類販売所における一般的な需要を満たすに足る数量の郵便切手類を常備して、当該場所にて定価で公平に販売しなければならない。

#### (郵便切手類の買受け及び販売等)

**第五条** 販売者等は、その郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所における一般的な需要を満たすに足る数量の郵便切手類及び印紙を常備して、当該場所において定価で公平に販売し、又は売りさばかなければならぬ。ただし、公社の承認を受けたときは、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所以外の場所において販売し、又は売りさばくことができる。

**2|** 販売者等は、その郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所における一般的な需要を満たすに足る数量の印紙を常備して、当該場所において売りさばかなければならない。この場合において、販売者等は、その印紙を会社から買い受けるものとする。

**3|** 販売者等は、会社の承認を受けたときは、前二項の規定にかかわらず、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所以外の場所において、郵便切手類又は印紙を販売し、又は売りさばくことができる。

#### (郵便料金表の掲示)

##### 第五条 (略)

#### (郵便料金表の掲示)

##### 第六条 (略)

#### (販売等の契約の解除)

**第六条** 次の場合においては、会社は、郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきに関する契約を解除しなければならない。

##### 一・二 (略)

#### (販売等の契約の解除)

**第七条** 次の場合においては、公社は、郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきに関する契約を解除しなければならない。

##### 一・二 (略)

#### (郵便切手等の海外における販売の委託)

**第八条** 公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資力、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等を海外において販売する者を選定し、郵便切手等の海外における販売に関する業務を委託すること

に、郵便切手類販売者にあつては郵便切手類販売所を、印紙の売りさばき人にあつては印紙売りさばき所を設けなければならない。

#### (販売等の業務取扱いの基準)

**第四条** 販売者等は、郵便に関する業務の一部を行う者として、公共の利益のため、誠実にその業務を行わなければならない。

ができる。

2 第五条第一項の規定は、前項の規定による委託について準用する。

(審議会等への諮問)

第九条 総務大臣は、第一条又は前条第一項の規定による認可をしようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第七条 (略)

(審議会等への諮問)

(総務省令への委任)

第十条 (略)

(罰則)

第十二条 第五条第一項の規定に違反して、郵便切手類又は印紙をその定価と異なる金額で販売し、又は売りさばいた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(罰則)

第八条 第二条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第十三条 第二条又は第八条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第二百四十一号）（第一一十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（決定の告知） 第五十五条の二（略） 2・3（略）	（決定の告知） 第五十五条の二（略） 2・3（略）
4 決定書の謄本又は抄本を、第三十四条第二項の規定により本人が居住すべき場所に宛てて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるものに付して発送した場合においては、その発送の日から五日を経過した日に本人に対する送付があつたものとみなす。	4 決定書の謄本又は抄本を、第三十四条第二項の規定により本人が居住すべき場所に宛てて、書留郵便に付して発送した場合においては、その発送の日から五日を経過した日に本人に対する送付があつたものとみなす。

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（第一二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の二（略）

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）又は国有林野事業を行つた国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3～6（略）

（委員の欠格条項）

第十九条の四（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一～三（略）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の二（略）

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）又は国有林野事業を行つた国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3～6（略）

（委員の欠格条項）

第十九条の四（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一～三（略）

四 日本郵政公社の役員、日本郵政公社職員又は日本郵政公社職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第六項の規定による手続に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(船員労働委員会)

第十九条の十三 船員法（昭和二十一年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

2・3 (略)

4 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に関する規定（第十九条の二、第十九条の三第一項から第四項まで及び第六項ただし書、第十九条の四第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項後段、第四項及び第五項、第十九条の十、第十九条の十一第二項及び第三項、前条第二項、第三項及び第六項（第十九条の三第六項ただし書を準用する部分に限る。）、第二十四条第二項、第二十四条の二第一項、第二項、第四項ただし書及び第六項、第二十六条第二項並びに第二十七条の二十三の規定を除く。）は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第五項中「七人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争、日本郵政公社と日本郵政公社職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第六項の規定による手續に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(船員労働委員会)

第十九条の十三 船員法（昭和二十一年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

2・3 (略)

4 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に関する規定（第十九条の二、第十九条の三第一項から第四項まで及び第六項ただし書、第十九条の四第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項後段、第四項及び第五項、第十九条の十、第十九条の十一第二項及び第三項、前条第二項、第三項及び第六項（第十九条の三第六項ただし書を準用する部分に限る。）、第二十四条第二項、第二十四条の二第一項、第二項、第四項ただし書及び第六項、第二十六条第二項並びに第二十七条の二十三の規定を除く。）は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第五項中「七人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の

委員」と、第十九条の十一第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、前条第一項中「都道府県知事の所轄の下に」とあるのは、「各地方運輸局の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。）及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣」と、第二十五条第一項中「特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十二条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは、「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替えるものとする。

## 5 (略)

(公益委員のみで行う権限)

### 第二十四条 (略)

中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分へ特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十二条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

## 2 (略)

委員」と、第十九条の十一第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、前条第一項中「都道府県知事の所轄の下に」とあるのは、「各地方運輸局の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。）及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣」と、第二十五条第一項中「特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十二条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは、「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替えるものとする。

## 5 (略)

(公益委員のみで行う権限)

### 第二十四条 (略)

中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十二条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

## 2 (略)

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）（第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金運用の制限）</p> <p>第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。た だし、行政院の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（余裕金運用の制限）</p> <p>第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。た だし、行政院の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p>
<p>二 （略）</p>	<p>三二 郵便貯金 （略）</p>

郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第一百三十二号）（第一一十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

郵便窓口業務の委託等に関する法律

現 行

郵政窓口事務の委託に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びにその再委託に關し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

（趣旨）

第一条 この法律は、日本郵政公社（以下「公社」という。）が郵便局の窓口で取り扱う事務（以下「郵政窓口事務」という。）を地方公共団体その他この法律で定める者に委託して行わせることに関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 〔〕の法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 郵便物の引受け
- 二 郵便物の交付
- 三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の販売
- 四 前三号に掲げる業務に付随する業務

（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）

- 第三条 郵便事業株式会社は、契約により、郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行うこと（以下「委託業務」という。）を郵便局株式会社に委託しなければならない。
- 2| 前項の規定による委託については、郵便法（昭和二十一年法律第一百六十五号）第七十二条第一項の規定は、適用しない。
- 3| 郵便事業株式会社は、郵便窓口業務を自ら行い、又は郵便局株式会社以外の者に委託する場合には、あらかじめ、郵便局株式会社と協議し、郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないようにしなければならない。
- 4| 総務大臣は、郵便法第七十二条第一項の認可の申請が郵便窓口業務を郵便局株式会社以外の者に委託しようとするものであるときは

、同条第二項の規定にかかるらず、当該認可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第一項の認可をしてはならない。

一 郵便法第七十二条第二項各号のいずれにも適合しているものであること。

二 郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないものであること。

三 郵便事業株式会社が委託をしようとする者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

ロ 法人であつてその役員のうちにイに該当する者があるもの

#### (委託業務の再委託)

第四条 郵便局株式会社は、委託業務を行う必要がある場合において、次条第一項各号に掲げる者に再委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に再委託することができる。

#### (受託者の資格)

第五条 郵便局株式会社の再委託により委託業務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

一（四）（略）

五 前各号に掲げる者のかつ、十分な社会的信用を有し、かつ、委託業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、郵便局株式会社から再委託された委託業務（以下「再委託業務」という。）を行

うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかるらず、この法律の定めるところに従い、再委託業務を行うことができる。

#### (郵政窓口事務を委託する場合)

第二条 公社は、郵政窓口事務に関する役務を提供する必要がある場合において、次条第一項各号に掲げる者に委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に委託することができる。

#### (受託者の資格)

第三条 公社の委託により郵政窓口事務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

一（四）（略）

五 前各号に掲げる者のかつ、十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、公社から委託された郵政窓口事務（以下「委託事務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかるらず、この法律の定めるところに従い、委託事務を行うことができる。

#### 第六条 （略）

#### 第四条 （略）

(再委託契約)

第七条 郵便局株式会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第五条第一項に規定する者と郵便局株式会社の指定する場所において再委託業務を行う契約（以下「再委託契約」という。）を締結しなければならない。

(委託契約)

第五条 公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第三条第一項に規定する者と公社の指定する場所において郵政窓口事務を行う契約（以下「委託契約」という。）を締結することができます。

(施設の設置)

第八条 受託者は、郵便局株式会社の指定する場所に、再委託業務を行つ施設を設けなければならない。

2 前項の施設は、第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第 号）第二条第一項の規定の適用については、郵便局株式会社の営業所とみなす。

(施設の設置)

第七条 受託者は、公社の指定する場所に、委託事務を行う施設を設けなければならない。

2 前項の施設は、日本郵政公社法第二十条第一項の規定の適用については、同項の郵便局とみなす。

(委託事務の範囲)

第六条 委託契約により委託することができる事務は、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項第一号から第七号まで並びに同条第二項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する郵政窓口事務のうち、総務省令で定めるものとする。

(委託事務の準拠法規)

第八条 受託者による委託事務の取扱いは、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）、郵便貯金法（昭和二十一年法律第百四十四号）、郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四十一号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百一十四号）、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）、確定拠出年金法（平成十二年法律第八十八号）、当せん金付証票法（昭和二十二年法律第四十四号）及び郵便貯金及び預金等の受払事務の

委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）の規定の適用については、公社による取扱いとみなす。

#### （委託事務に従事する者）

第九条 受託者たる法人の役員又は職員で委託事務に従事するもの及び受託者たる個人（その代理人、使用人その他の従業者で委託事務に従事する者を含む。）（次項及び第十六条において「委託事務従事者」という。）は、法令により公務に従事する者とみなす。

2| 委託事務従事者には、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百一十号）の規定は、適用されない。

#### （委託事務取扱いの基準）

第九条 受託者が組合である場合においては、組合は、当該組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員以外の者に対しても、公平に役務を提供しなければならない。

#### （再委託契約の解除）

第十条 郵便局株式会社は、受託者が第六条各号のいずれかに該当するに至つたときは、再委託契約を解除しなければならない。

#### （他の法律の適用）

第十一条 郵便局株式会社は、次に掲げる法律の規定の適用については、郵便事業株式会社とみなす。

2| 一| 郵便法第五十九条第一項、第六十二条及び第六十五条第一項  
二| 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十一号）第三条第四項、第六項及び第七項  
郵便局株式会社は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条（第二項後段を除く。）の規定の適用については、同法第一条第一項に

#### （郵便切手類の販売及び印紙の売りさばき）

第十一条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十三年法律第九十一号）第五条及び第十二条の規定の適用については、同法第一条第一項の郵便切手類販売者とみなす。

#### （委託契約の解除）

第十二条 公社は、受託者が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、委託契約を解除しなければならない。

規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「委託業務（郵便窓口業務）の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する委託業務をいつ。）」を行う営業所」とする。

第十二条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは「施設（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十二号）第八条第一項の施設をいつ。）」と、同条第一項及び第二項中「会社」とあるのは「郵便局株式会社」とする。

（審議会等への諮問）  
第十二条 総務大臣は、第五条の規定による認可をしようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条に規定する機関をいつ。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（協議）

第十四条 総務大臣は、第六条の総務省令（日本郵政公社法第十九条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（総務省令への委任）  
第十三条 （略）

（罰則）

第十六条 第八条の規定により適用される簡易生命保険法第二百四条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした委託事務従事者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（罰則）

**第十四条** 第七条の規定により総務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした郵便局株式会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

**第十七条** 第五条の規定により総務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第一百一十四号）（第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（お年玉付郵便葉書等の発行）</p> <p>第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」といふ）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」といふ）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（お年玉付郵便葉書等の発行）</p> <p>第一条 日本郵政公社（以下「公社」といふ）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」といふ）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの会社の営業所（同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む）において支払い、又は交付する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの郵便局において支払い、又は交付する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（寄附金付郵便葉書等の発行）</p> <p>第五条 会社は、寄附金を郵便に開する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称す。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（寄附金付郵便葉書等の発行）</p> <p>第五条 公社は、寄附金を郵便に開する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称す。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>3 2 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合は、当該お年玉付郵便葉書等に係る第一条の規定によ</p>	<p>3 2 公社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合は、当該お年玉付郵便葉書等に係る第一条の規定によ</p>

る公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一四 (略)

4 (略)

(寄附金の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を除く）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によりて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第二項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」といふ。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第二項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」といふ）及び当該団体との配分すべき額を決定するものとする。

4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」といふ）の使途の適正を確保するため、当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関する必要な事項を定めるものとする。

5 会社は、第三項の規定による決定をして、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

る公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一四 (略)

4 (略)

(寄附金の委託)

第六条 郵便局又は郵便切手類販売所において寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によりて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第二項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを公社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 公社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 公社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」といふ。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため公社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 公社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第二項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」といふ）及び当該団体との配分すべき額を決定するものとする。

4 公社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」といふ）の使途の適正を確保するため、当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関する必要な事項を定めるものとする。

5 公社は、第三項の規定による決定をして、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

6 会社は、第二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子や他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充て得るやうに努めなければならない。

2 (略)

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日から次の年の九月三十日まで の間ににおける寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(備註)

第十一條 第七条第五項の規定によつて総務大臣の認可を受けた場合は ないが、この場合において、その認可を受けてなかつた場合は、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百円以下の過料に処する。

6 会社は、第二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用するにとがりである。この場合において、日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第四十六条の規定を適用する。

2 前項の規定によつて運用した結果生じた利子や他の収入金は、寄附金に充て得るやうに努めなければならない。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日から次の年の九月三十日まで の間ににおける寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(備註)

第十一條 次の如きのいずれかに該当する場合において、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百円以下の過料に処する。

一 第七条第五項の規定によつて総務大臣の認可を受けてなかつた場合

二 第九条第一項において準用する日本郵政公社法第四十一条の規定により罰せられたとき。

外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第一百一十八号）（第二十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支払等の制限）</p> <p>第十六条の一 主務大臣は 前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において 当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者があると認めるとときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第一項に規定する銀行をいふ。以下同じ。）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」といふ。）が行つ為替取引によつてされるものを除く。）及び居住者と非居住者との間でする支払等（銀行等が行つ為替取引によつてされるものその他政令で定めるものを除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるといふにより許可を受ける義務を課すことができる。</p>	<p>（支払等の制限）</p> <p>第十六条の一 主務大臣は 前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において 当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者があると認めるとときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第一項に規定する銀行をいふ。以下同じ。）その他の政令で定める金融機関及び日本郵政公社（以下「銀行等」といふ。）が行つ為替取引によつてされるものを除く。）及び居住者と非居住者との間でする支払等（銀行等が行つ為替取引によつてされるものその他政令で定めるものを除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるといふにより許可を受ける義務を課すことができる。</p>

郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（第二二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則(第一条・第一条)	第一章 総則(第一条・第一条)
第二章 業務委託の方法	第二章 業務委託の方法
第一節 契約による場合(第十二条・第四条)	第一節 契約による場合(第十二条・第七条)
第二節 総務大臣の要求による場合(第五条・第十五条)	第二節 総務大臣の要求による場合(第八条・第十五条)
第三章 運送等の業務の取扱(第十三条・第十七条)	第三章 運送等の業務の取扱(第十六条・第十七条)
第四章 雜則(第十八条)	第四章 雜則(第十九条の二・第十九条の三)
第五章 罰則(第十九条・第二十一条)	第五章 罰則(第二十条・第二十五)
附則	附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」といふ）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」といふ。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。

（郵便物の運送等の委託）

第一条 公社は、この法律の定めるところに従て、郵便物の運送等を委託することができる。

第一章 業務委託の方法

第一節 契約による場合

(契約)

第二条 公社は、郵便物の運送等を委託する場合は、契約によりなければならない。ただし、第五条に規定する場合は、この限りでない。  
2 公社は、前項本文の規定により郵便物の運送等を委託する場合は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つてしなければならない。

現 行

目次

第一章 総則(第一条・第一条)	第一章 総則(第一条・第一条)
第二章 業務委託の方法	第二章 業務委託の方法
第一節 契約による場合(第十二条・第七条)	第一節 契約による場合(第八条・第十五条)
第二節 総務大臣の要求による場合(第十六条・第十七条)	第二節 総務大臣の要求による場合(第十六条・第十七条)
第三章 運送等の業務の取扱(第十八条)	第三章 運送等の業務の取扱(第十九条の二・第十九条の三)
第四章 雜則(第十九条の二・第十九条の三)	第四章 雜則(第十九条の二・第十九条の三)
第五章 罰則(第二十条・第二十五)	第五章 罚則(第二十条・第二十五)
附則	附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、日本郵政公社（以下「公社」といふ）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」といふ。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。

（郵便物の運送等の委託）

第一条 公社は、この法律の定めるところに従て、郵便物の運送等を委託することができる。

第一章 業務委託の方法

第一節 契約による場合

(契約)

第二条 公社は、郵便物の運送等を委託する場合は、契約によりなければならない。ただし、第八条に規定する場合は、この限りでない。  
2 公社は、前項本文の規定により郵便物の運送等を委託する場合は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つてしなければならない。

**第四条及び第五条 削除**

(運送に関する法律による用途外使用の制限に関する特例)

- 第四条** 郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により一定の区間に運送事業を営む者がない場合において、その区間に自らの用に供するため当該運送施設を運営する者は、会社と契約を締結して郵便物の運送等の業務を行つことができず、会社は、前項の契約をしよつとすときは、あらかじめ 国土交通大臣の承認を受けなければならない。

**第五条** (略)

**第一節 総務大臣の要求による場合**  
(運送に関する要求)

- 2 総務大臣がこの節の規定に従つてする要求は、会社と運送業者との間に契約が成立しないとき又は郵便物の運送を行つ運送業者が会社との契約で定めた事項を履行しないときにおいて会社の申請に基づき当該運送業者に対しする場合に限り、かつ、郵便物の適正かつ円滑な運送を行つため必要な最小限度のもので、この節に別段の定めがある場合を除き、当該運送業者に特別の義務を課さないものでなければならぬ。
- 3～5 (略)

(郵便車等の供給)

**第六条** (略)

2・3 (略)

- 4 鉄道運送業者は、第一項又は第一項の規定によつ連結する郵便車又はこれに代わる車両の台枠が木造のものであるときは、緊急やむを得ない場合を除き、これを木造以外の台枠を有する車両間に連結してはならない。
- 5・6 (略)

(郵便物の夜間受渡し)

- 第七条** 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着

(運送に関する法律による用途外使用の制限に関する特例)

- 第六条** 郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により一定の区間に運送事業を営む者がない場合において、その区間に自らの用に供するため当該運送施設を運営する者は、会社と契約を締結して郵便物の運送等の業務を行つことができず、会社は、前項の契約をしよつとすときは、あらかじめ 国土交通大臣の承認を受けなければならない。

**第七条** 削除

**第一節 総務大臣の要求による場合**  
(運送に関する要求)

- 2 総務大臣がこの節の規定に従つてする要求は、公社と運送業者との間に契約が成立しないとき又は郵便物の運送を行つ運送業者が公社との契約で定めた事項を履行しないときにおいて公社の申請に基づき当該運送業者に対しする場合に限り、かつ、郵便物の適正かつ円滑な運送を行つため必要な最小限度のもので、この節に別段の定めがある場合を除き、当該運送業者に特別の義務を課さないものでなければならぬ。
- 3～5 (略)

(郵便車等の供給)

**第九条** (略)

2・3 (略)

- 4 鉄道運送業者は、第一項又は第一項の規定によつ連結する郵便車又はこれに代わる車両の台枠が木造のものであるときは、緊急やむを得ない場合を除くの外、これを木造以外の台枠を有する車両間に連結してはならない。
- 5・6 (略)

(郵便物の夜間受渡し)

- 第十条** 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着

する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに従事する者（以下「郵便取扱員」といふ。）で会社の事業所に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

#### （土地建物等の供給）

**第八条** 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、その運送する郵便物の積卸し、保管その他の取扱いのため必要な鉄道用地、停車場構内の建物、機器又は通信設備を会社の使用に供し、これに必要な電力を供給しなければならない。

#### （自動車の郵便物積載場所等の供給）

**第九条** 第五条第一項第五号に掲げる者（以下「自動車運送業者」といふ。）は、総務大臣の要求があるときは、定期に運行する旅客自動車又は貨物自動車の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて郵便物を運送しなければならない。

2・3 (略)

#### （船舶の郵便物積載場所等の供給）

**第十一条** (略)

#### （その他の運送の要求）

**第十二条** 第六条第一項及び第七項、第九条第一項並びに前条第一項に掲げる場合のほか、運送業者は、総務大臣の要求があるときは、その要求する運送の種類、区間若しくは回数、運送機関の発着時刻又は郵便物授受の方法により、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の要求は、当該運送業者の運送の施設、路線若しくは回数、運送機関の発着時刻その他運送の方法を変更するものであつてはならず、かつ、その運送に使用する当該車両又は船舶の容積又は床面積が第六条第二項、第九条第一項又は前条第一項に定める限度を超えるものであつてはならない。

#### （補償金）

する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに従事する者（以下「郵便取扱員」といふ。）で郵便局に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して郵便局に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

#### （土地建物等の供給）

**第十三条** 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、その運送する郵便物の積卸し、保管その他の取扱いのため必要な鉄道用地、停車場構内の建物、機器又は通信設備を会社の使用に供し、これに必要な電力を供給しなければならない。

#### （自動車の郵便物積載場所等の供給）

**第十四条** 第八条第一項第五号に掲げる者（以下「自動車運送業者」といふ。）は、総務大臣の要求があるときは、定期に運行する旅客自動車又は貨物自動車の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて郵便物を運送しなければならない。

2・3 (略)

#### （船舶の郵便物積載場所等の供給）

**第十五条** (略)

#### （その他の運送の要求）

**第十六条** 第九条第一項及び第十項、第十一条第一項並びに前条第一項に掲げる場合のほか、運送業者は、総務大臣の要求があるときは、その要求する運送の種類、区間若しくは回数、運送機関の発着時刻又は郵便物授受の方法により、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の要求は、当該運送業者の運送の施設、路線若しくは回数、運送機関の発着時刻その他運送の方法を変更するものであつてはならず、かつ、その運送に使用する当該車両又は船舶の容積又は床面積が第六条第二項、第九条第一項又は前条第一項に定める限度を超えるものであつてはならない。

#### （補償金）

**第十一條 運送業者がこの節に規定するところに従い、総務大臣の要求に基づき 郵便物を運送し 又は施設若しくは役務を提供したときは、会社は、当該運送業者に対し 相当の補償金を支払わなければならない。**

(略)

3 2 総務大臣は、前項の補償金の額を定めたときは、遅滞なく、その旨を会社及び当該運送業者に通知しなければならない。

4・5 (略)

**第二章 運送等の業務の取扱**  
(運送等の業務取扱の基準)

**第十二條 (略)**

**(郵便船車室等の使用制限)**

**第十四條 何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車両若しくは船室にて、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行つたための証明書を持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。**

**(郵便物の非常取扱)**

**第十五條 郵便物の運送等を行つ者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止したときは、次項の場合を除き、速やかにこれを継続する手段を講じなければならない。**

2 郵便物の運送等を行つ者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止した場合において、運送等の継続ができる、かつ、郵便取扱員がいないときは、当該郵便物を速やかに最寄りの会社の事業所に送付しなければならない。ただし、当該郵便物を送付することが困難である場合その他正当な事由がある場合において、これを保護し、最寄りの会社の事業所に通知した場合にあつては、この限りでない。

3 会社は、郵便物の運送等を行つ者が前一項の規定による取扱いをしたときは、これに要した費用を支払わなければならぬ。

**第十五條 運送業者がこの節に規定するところに従い、総務大臣の要求に基づき 郵便物を運送し 又は施設若しくは役務を提供したときは、会社は、当該運送業者に対し 相当の補償金を支払わなければならない。**

(略)

3 2 総務大臣は、前項の補償金の額を定めたときは、遅滞なく、その旨を会社及び当該運送業者に通知しなければならない。

4・5 (略)

**第二章 運送等の業務の取扱**  
(運送等の業務取扱の基準)

**第十六條 (略)**

**(郵便船車室等の使用制限)**

**第十七條 何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車両若しくは船室にて、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行つたための証明書を持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。**

**(郵便物の非常取扱)**

**第十八條 郵便物の運送等を行つ者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止した場合は、次項の場合を除き、すみやかにこれを継続する手段を講じなければならない。**

2 郵便物の運送等を行つ者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止した場合において、運送等の継続ができる、かつ、郵便取扱員がいないときは、当該郵便物を速やかに最寄りの会社の事業所に送付しなければならない。ただし、当該郵便物を送付することが困難である場合その他正当な事由がある場合において、これを保護し、最寄りの会社の事業所に通知した場合にあつては、この限りでない。

3 会社は、郵便物の運送等を行つ者が前一項の規定による取扱いをしたときは、これに要した費用を支払わなければならぬ。

(郵便物の優先取扱)

第十六条 船舶又は航空機に積載した郵便物をその目的地において陸揚げ又は取卸しをする場合は、他の貨物に先立つてこれをしなければならない。災害等のため航行の途中において積替え又は陸揚げ若しくは取卸しをする場合も同様である。

(発着口時の変更)

第十七条 郵便物の運送等を行つ者は、郵便物の運送等に使用する運送機関であつてその発着口時を定めたものの口時を変更するときは、少なくともその七日前までにその旨を郵便社に通知しなければならない。

2 郵便物の運送等を行つ者が、災害その他やむを得ない事由により、臨時に前項の発着口時を変更するときは、直ちにこの旨を郵便社に通知しなければならない。

第四章 雜則

(総務省令への委任)

第十八条 (略)

第五章 罰則

(郵便物を運送しない等の罪)

第十九条 第六条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して、殊更に郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(郵便車の臨時連結をしない等の罪)

第十条 第六条第一項若しくは第四項、第七条 第八条 第十四条又は第十五条第一項若しくは第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(郵便物の優先取扱)

第十九条 船舶又は航空機に積載した郵便物をその目的地において陸揚げ又は取卸をする場合は、他の貨物に先立つてこれをしなければならない。災害等のため航行の途中において積替え又は陸揚げ若しくは取卸をする場合も同様である。

(発着口時の変更)

第二十条 郵便物の運送等を行つ者は、郵便物の運送等に使用する運送機関であつてその発着口時を定めたものの口時を変更するときは、少なくともその七日前までにその旨を公社に通知しなければならない。

2 郵便物の運送等を行つ者が、災害その他やむを得ない事由により、臨時に前項の発着口時を変更するときは、直ちにこの旨を公社に通知しなければならない。

第四章 雜則

(審議会への諮問)

第二十一条の二 総務大臣は、第二十三条第一項の規定による認可をつけるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十九年法律第二十号)第八条に規定する機関を除く)に政令で定めるものと諮詢しなければならない。

(総務省令への委任)

第二十二条 (略)

第五章 罰則

(郵便物を運送しない等の罪)

第二十三条 第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項又は第十四条第一項の規定に違反して、殊更に郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(郵便車の臨時連結をしない等の罪)

第二十四条 第九条第一項若しくは第四項、第十条 第十一条 第十二条又は第十八条第一項若しくは第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(優先取扱いをしない等の罪)

第十九条 第二十九条又は第三十条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(回避規定)

第二十一条 (略)

(過料)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百円以下(以下「過料」とす)の過料に処する。  
一 第二条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。  
二 第五条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

(優先取扱いをしない等の罪)

第二十一条 第二十九条又は第三十条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(回避規定)

第二十一条 (略)

(過料)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の役員は、「三十万円以下の過料に処する。  
一 第二条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。  
二 第六条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和一十五年法律第六十一号）（第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">（適用除外）</p> <p>第七条　この法律は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第 一百五十六号）第八条 第九条及び第十条の規定による遅延利息</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百八十八条第一項、 船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）第十二条第四項、厚生 年金保険法（昭和一十九年法律第一百五十五号）第八十七条第一項、 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第九十七条第一項 及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律 第八十四号）第二十七条（失業保険法及び労働者災害補償保険法 の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法 律の施行に伴つ関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法 律第八十五条）第十九条第二項において準用する場合を含む。） の規定により徴収する延滞金</p> <p>三 国税（その滞納処分費を含む。）並びに当該国税に係る還付金 及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）</p> <p>四 地方団体の徴収金並びに地方団体の徴収金に係る過誤納金及び 還付金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）</p> <p>五 国有資産等所在市町村交付金又は国有資産等所在都道府県交付 金</p> <p>六 前各号に掲げるものの外政令で指定するもの</p>	<p style="text-align: right;">（適用除外）</p> <p>第七条　この法律は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第 一百五十六号）第八条 第九条及び第十条の規定による遅延利息</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百八十八条第一項、 船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）第十二条第四項、厚生 年金保険法（昭和一十九年法律第一百五十五号）第八十七条第一項、 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第九十七条第一項 及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律 第八十四号）第二十七条（失業保険法及び労働者災害補償保険法 の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法 律の施行に伴つ関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法 律第八十五条）第十九条第二項において準用する場合を含む。） の規定により徴収する延滞金</p> <p>三 国税（その滞納処分費を含む。）並びに当該国税に係る還付金 及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）</p> <p>四 地方団体の徴収金並びに地方団体の徴収金に係る過誤納金及び 還付金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）</p> <p>五 国有資産等所在市町村交付金又は国有資産等所在都道府県 交付金又は日本郵政公社国有資産所在市町村納付金並びに日本郵 政公社国有資産所在都道府県納付金</p> <p>六 前各号に掲げるものの外政令で指定するもの</p>

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（第三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律</p> <p>（日本郵政公社からの納付）</p> <p>退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律</p> <p>（日本郵政公社（次条において「公社」といふ。）は、その退職した職員で失業しているものに対する前条に規定する退職手当を支給する財源に充てるため、政令で定めるところにより算定した金額を、政府の一般会計に納付しなければならない。</p>	<p>退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律</p> <p>（日本郵政公社からの納付）</p> <p>退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計及び公社から受け入れた金額が、当該年度における各特別会計及び公社の負担すべき金額を超えて、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同條の規定によつて各特別会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌々年度までに各特別会計に返還し、当該不足額は、翌々年度までに各特別会計及び公社から補てんするものとする。</p>
<p>（繰入れの方法）</p> <p>第二条 第一条の規定による繰入れの方法について必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（繰入れ又は納付の方法）</p> <p>第四条 第一条又は第二条の規定による繰入れ及び納付の方法について必要な事項は、政令で定める。</p>

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第十一條の七 (略)

(略)

3 2 檢察官であつた者又は国有林野事業を行つ国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和十九年法律第二百四十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百二号）第一項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受けた場合のうち最高のものに係る地域及び官署以外の地域又は官署における勤務地等を考慮して前一項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、調整手当を支給する。

第十一條の七 (略)

(略)

3 2 檢察官であつた者又は国有林野事業を行つ国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和十九年法律第二百四十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百二号）第一項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第一項に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第一項に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち最高のものに係る地域及び官署における勤務地等を考慮して前一項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、調整手当を支給する。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第三十六条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(公務員の立候補制限)

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）第一項に規定する特定独立行政法人をいつ。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第一項に規定する特定地方独立行政法人をいつ。以下同じ。）若しくは職員（役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができる。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第二百二条第二項において同じ。）は、この限りでない。

一〇五 (略)

(略)

3 2 第一項本文の規定は、同項第一号、第一号、第四号及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものではない。

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第一百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。  
一 國若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

2 (略)

(文書図画の頒布)

第一百四十二条 (略)

現 行

(公務員の立候補制限)

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）第一項に規定する特定地方独立行政法人をいつ。以下同じ。）若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人又は日本郵政公社の役員及び職員を含む。次条及び第二百二条第三項において同じ。）は、この限りでない。

一〇五 (略)

(略)

3 2 第一項本文の規定は、同項第一号、第一号、第四号及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものではない。

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第一百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。  
一 國若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員

2 (略)

(文書図画の頒布)

第一百四十二条 (略)

5 第一項の通常葉書は無料とし 第一項の通常葉書は有料とし 政令で定めるとしに由り、郵便事業株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。

6～12 (略)

(ポスターの掲示箇所等)

五百四十五条 何人も 衆議院議員、参議院（比例代表選出）議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙（五百四十四条の一）第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。）については 国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には 第百四十二条第一項第五号のポスターを掲示することができる。ただし 橋りよつ 電柱 公寓住戸その他総務省令で定めるもの並びに第五百四十四条の一及び第五百四十四条の四の掲示場に掲示する場合については 一〇の限りでない。

2・3 (略)

(特定の建物及び施設における演説等の禁止)

五百六十六条 何人も 次に掲げる建物又は施設においては いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行つことができない。ただし 第一号に掲げる建物において第五百六十一条の規定による個人演説会 政党演説会又は政党等演説会を開催する場合は この限りでない。

一 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公寓住戸を除く。）

二・三 (略)

(出納責任者の届出の効力)

五百八十二条の一 第五百八十三条第二項及び第四項、第五百八十二条又は前条第二項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合においては 引受時刻証明の取扱いでこれを郵便事業株式会社に託した時をもつて これらの規定による届出があつたものとみなす。

5 第一項の通常葉書は無料とし 第一項の通常葉書は有料とし 政令で定めるとしに由り、日本郵政公社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。

6～12 (略)

(ポスターの掲示箇所等)

五百四十五条 何人も 衆議院議員、参議院（比例代表選出）議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙（五百四十四条の一）第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。）については 国 地方公共団体若しくは日本郵政公社が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には 第百四十二条第一項第五号のポスターを掲示することができない。ただし 橋りよつ 電柱 公寓住戸その他総務省令で定めるもの並びに第五百四十四条の一及び第五百四十四条の四の掲示場に掲示する場合は 一〇の限りでない。

2・3 (略)

(特定の建物及び施設における演説等の禁止)

五百六十六条 何人も 次に掲げる建物又は施設においては いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行つことができない。ただし 第一号に掲げる建物において第五百六十一条の規定による個人演説会 政党演説会又は政党等演説会を開催する場合は この限りでない。

一 国 地方公共団体又は日本郵政公社の所有し又は管理する建物（公寓住戸を除く。）

二・三 (略)

(出納責任者の届出の効力)

五百八十二条の一 第五百八十三条第二項及び第四項、第五百八十二条又は前条第二項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合においては 引受時刻証明の取扱いでこれを郵便局に託した時をもつて これらの規定による届出があつたものとみなす。

(特定の寄附の禁止)

第一百九十九条 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

2 (略)

(連呼行為等の禁止)

第二百一条の十三 政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、第一号の連呼行為については、この章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、この章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合並びに第三号の文書図画の頒布については、この章の規定による政談演説会の会場においてする場合は、この限りでない。

一 (略)  
二 (略)  
三 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方針による頒布を除く。）をすること。

(特定の寄附の禁止)

第一百九十九条 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国又は日本郵政公社と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

2 (略)

(連呼行為等の禁止)

第二百一条の十三 政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、第一号の連呼行為については、この章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、この章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合並びに第三号の文書図画の頒布については、この章の規定による政談演説会の会場においてする場合は、この限りでない。

一 (略)  
二 (略)  
三 国、地方公共団体又は日本郵政公社が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方針による頒布を除く。）をすること。

(特定の寄附の禁止)

第二百二十六条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選舉管理会の委員若しくは中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員、選舉管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選舉長若しくは選舉分會長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選舉運動者に追随し、その居宅若しくは選舉事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特

(特定の寄附の禁止)

第二百二十六条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員、中央選舉管理会の委員若しくは中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員、選舉管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選舉長若しくは選舉分會長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選舉運動者に追随し、その居宅若しくは選舉事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方

定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとは投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（公務員等の選挙運動等の制限違反）

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2

（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。）であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公選の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。）となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙（その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。）において当選人

独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとは投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（公務員等の選挙運動等の制限違反）

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役職員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2

（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。）であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公選の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。）となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙（その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。）において当選人が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。）

となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のため

に行つた選挙運動又は行為に關し、第二百二十二条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百二十五条、第二

百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号

又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当該當

選人の當選は、無効とする。

一・二（略）

三 当該當選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種で  
あり、かつ、その処理に關しこれと關係がある事務をその従事す  
る事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行  
政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職  
員で、当該當選人又は当該當選人に係る前二号に掲げる者から當  
該選挙に關し指示又は要請を受けたもの

（略）

において當選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、當  
該當選人のために行つた選挙運動又は行為に關し、第二百二十二条、  
第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百  
二十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号  
若しくは第四号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられた  
ときは、当該當選人の當選は、無効とする。

一・二（略）

三 当該當選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種で  
あり、かつ、その処理に關しこれと關係がある事務をその従事す  
る事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行  
政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員  
及び公庫の役職員で、当該當選人又は当該當選人に係る前二号に  
掲げる者から當該選挙に關し指示又は要請を受けたもの

（略）

2

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）（第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（輸入植物等の検査）

第八条  
（略）  
2・3  
（略）

4 郵便事業株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行ひ、この場合において、検査のため必要があるときは、郵便事業株式会社の職員の立合いの下に当該郵便物を開くことができる。

6・7 （略）

現 行

（輸入植物等の検査）

第八条  
（略）  
2・3  
（略）

4 通関手続をする郵便局は、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行ひ、この場合において、検査のため必要があるときは、郵便局員の立合いの下に当該郵便物を開くことができる。

6・7 （略）

建築基準法（昭和二十五年法律第一二百一号）（第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五条（略）  
2 災害があつた場所において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第五十五条、第十八条（第十四項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第二十一条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、（第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第二十七条、第二十九条及び第四十条の規定並びに第二章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方米メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

現 行

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五条（略）  
2 災害があつた場所において建築する停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第五十五条、第十八条（第十四項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第二十一条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、（第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第二十七条、第二十九条及び第四十条の規定並びに第二章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方米メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

第八十五条（略）  
2 災害があつた場所において建築する停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第五十五条、第十八条（第十四項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第二十一条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、（第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第二十九条及び第四十条の規定並びに第二章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方米メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

3~5（略）

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第一百八号）（第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十九条の二十一　日本小型自動車振興会は、次の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しよつとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>一 銀行又は商工組合中央金庫への預金 二 (略)</p>	<p>第十九条の二十一　日本小型自動車振興会は、<u>在</u>の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しよつとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>一 銀行若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金 二 (略)</p>

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）並びに自動車取得税及び軽油引取税の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十七条の六十七の規定により市町村に対し交付する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十七条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第一百二条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第六百九十九条の二十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第二項の市

現  
行

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）並びに自動車取得税及び軽油引取税の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十七条の六十七の規定により市町村に対し交付する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十七条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第一百二条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第六百九十九条の二十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」といつ。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第二項の市

(以下「指定市」といつ)を包括する道府県の軽油引取税の收入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の收入見込額から地方税法第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金(以下「軽油引取税交付金」といつ)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(以下「市町村たばこ税道府県交付金」といつ)の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十一号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」といつ)の収入見込額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする)、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別どん譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」といつ)の収入見込額(指定市については基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税(法定外普通税を除く)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする)、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額

(以下「指定市」といつ)を括する道府県の軽油引取税の收入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の收入見込額から地方税法第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金(以下「軽油引取税交付金」といつ)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。),当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(以下「市町村たばこ税都道府県交付金」といつ)の收入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の收入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金(以下「都道府県交付金」といつ)及び同条第一項の日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」といつ)の收入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の收入見込額(市町村たばこ税の收入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の收入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。),当該市町村の利子割交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の收入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第一項の国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」といつ)及び同条第一項の日本郵政公社有資産所在市町村納付金(以下「市町村納付金」といつ)の收入見込額の合算額(指定市に普通税を除く。)及び事業所税の收入見込額(市町村たばこ税の收入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の收入見込額の合算額(指定市に普通税を除く。)及び事業所税の收入見込額(市町村たばこ税の收入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町

の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別どん譲り税、地方道路譲り税、石油ガス譲り税、自動車重量譲り税及び航空機燃料譲り税の收入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の收入見込額の合算額)とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号にについて標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする)の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率(同法第七十一条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十一条の二十四の七第九項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする)、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

3 第一項の基準財政收入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
道府県 一～十五(略)	(略)		
十六 都道府県 交付金	当該道府県の区域内における 国有資産等所在市町村交付金		

2 村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする)、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別どん譲り税、地方道路譲り税、石油ガス譲り税、自動車重量譲り税及び航空機燃料譲り税の收入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金及び市町村納付金の收入見込額の合算額)とする。

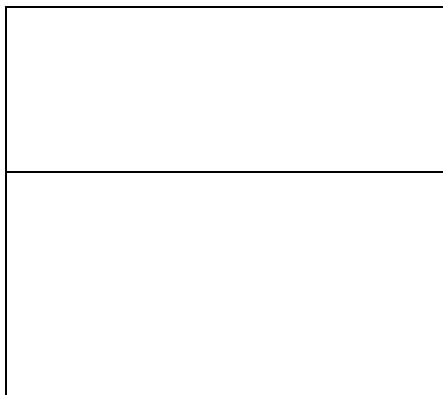
3 第一項の基準財政收入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
道府県 一～十五(略)	(略)		
十六 都道府県 交付金及び都 交付金	当該道府県の区域内における 国有資産等所在市町村交付金		

市町村	
一 一 九 (略) 付 金  市 町 村 交 付 金	<p>法第五条第一項に規定する大規模の償却資産又は同法第六条第一項に規定する新設大規模償却資産で同法第十四条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額(同法第三条第二項に規定する交付金算定標準額をいつ。以下この号において同じ。)の合計額から同法第五条又は第六条の規定により市町村に交付すべき市町村交付金に係る当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産の交付金算定標準額を控除した額</p>
格 式 付 金 納 付 金  市 町 村 交 付 金 及 び 市 町 村 納 付 金	<p>国有資産等所在市町村交付金 法第七条 第八条又は第十一条の規定により各資務庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格</p> <p>(略)</p>

市町村	
一 一 九 (略) 付 金 及 び 市 町 村 交 付 金	<p>道府県納付金 及び納付金に関する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第六条に規定する当該年度の交付金算定標準額をいつ。以下この号において同じ。)の合計額から同法第五条又は第六条の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額を控除した額及び同法第十八条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額を控除した額を加算して当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を算出するべき当該大規模の償却資産の納付金算定標準額を控除した額</p>
一 一 九 (略) 付 金 納 付 金  市 町 村 交 付 金 及 び 市 町 村 納 付 金	<p>国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一條第一項第一項各号に掲げる固定資産に係るものの納付金及び納付金に関する法律第七条若しくは第十一条の規定により各資務庁の長又は地方公共団体の長が当該固定</p> <p>(略)</p>

資産の所在地の市町村長に  
通知した固定資産の價格  
国有資産等所在市町  
村交付金及び納付金に関する法律  
第十二条第二項の規定によつ総務大臣が配分して通知した当該固定資産の價格



地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）（第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）  
第十四条の九（略）

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）  
第十四条の九（略）

現 行

3 第一項の規定は、登記（登録を含む。以下本章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。

3 第一項の規定は、登記（登録を含む。以下本章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。

一・二（略）  
三 郵便法（昭和二十一年法律第六百六十五号）第四十八条第一項の規定により内容証明を受けた証書  
四（略）

一・二（略）  
三 郵便法（昭和二十一年法律第六百六十五号）第六十二条の規定により内容証明を受けた証書  
四（略）

4・5（略）

4・5（略）

（道府県民税に関する用語の意義）  
第二十二条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりに定む。

（道府県民税に関する用語の意義）  
第二十二条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりに定む。

一・二（略）  
三 郵便法（昭和二十一年法律第六百六十五号）第四十八条第一項の規定により内容証明を受けた証書  
四（略）

一・二（略）  
三 郵便法（昭和二十一年法律第六百六十五号）第六十二条の規定により内容証明を受けた証書  
四（略）

4・5（略）

4・5（略）

（道府県民税に関する用語の意義）  
第二十二条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりに定む。  
イ 一の法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第一十三条第一項に規定する利子等（租税特別措置法第四条の四第一項の規定により所得税法第一十三条第一項に規定する利子等とみなされる労働者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受けれる差額、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の一第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る）、同法第七十条第一項の規定による買取りの

対価（同法第七十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る）及び同法第七十条第一項ただし書の規定による支払（同法第七十二条第一項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる部分に限る）並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の一第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる収益の分配又は同項第三号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る）及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十二条第一項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る）及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十二条第一項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る）を含み、所得税法第十一条第一項の規定の適用を受ける利子又は収益の分配、租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受ける利子、同法第四条の一第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益及び政令で定めるものを除く。）

利子（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第七十条第一項ただし書の規定による支払（同法第七十二条第一項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の一第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の規定による貯取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第七十条第一項ただし書の規定による支払（同法第七十二条第一項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含み、所得税法第九条の一第一項の規定の適用を受けた利子、同法第十条第一項の規定の適用を受けた利子又は収益の分配、租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けた利子、同法第四条の二第一項の規定の適用を受けた利子又は収益の分配、成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益（同法第四条の二第一項の規定の適用の適用を受けた財産形 成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益及び政令で定めるものを除く。）

口  
略

**(個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲)**  
**第二十五条 道府県は** 次に掲げる者に對しては、道府県民税の均等割及び法人税割を課すことができない。ただし、第一号に掲げる者が収益事業を行つ場合は、この限りでない。

(個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲)  
**第一五五条** 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、第一号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が

若しくは出資金額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又は定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したもの(以下「非課税独立行政法人」という。)、国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいづれども、以下同じ。)、都道府県市町村特別区地方公共団体の組合財産区地方開発事業団合併特例区非課税地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)のうちその成立の日の前日において現に設立団体(同法第六条第二項に規定する設立団体をいづれども、以下「非課税地方独立行政法人」といづれども、以下同じ)が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行つるもの(以下「非課税地方独立行政法人」といづれども、以下同じ。)、公立大学法人、港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区運営水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二 (略)

2 (略)

(所得控除)

第三十四条 道府県は 所得割の納稅義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 四 (略)

五 前年中に次に掲げる契約又は規約(保険金、年金、共済金又は一時金(これらに類する給付金を含む。)の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。以下本号において「生命保険契約等」といづれども、以下同じ。)に係る保険料又は掛金(次号に規定する個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下本号において「生命保険料」といづれども、以下同じ。)を支払った所得割の納稅義務者、その支払った生命保険料の金額の合計額(前年中において生命保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は生命保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて生命保険料の払込みに充てた場

国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに限る。以下「非課税独立行政法人」といづれども、以下同じ。)、国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいづれども、以下同じ。)、都道府県市町村特別区地方公共団体の組合財産区地方開発事業団合併特例区地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)のうちその成立の日の前日において現に設立団体(同法第六条第二項に規定する設立団体をいづれども、以下「非課税地方独立行政法人」といづれども、以下同じ)が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行つものに限る。以下「非課税地方独立行政法人」といづれども、以下同じ。)、公立大学法人、港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区運営水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに日本郵政公社

二 (略)

2 (略)

合においては、当該剰余金又は割戻金の額（生品保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額（以下本号において同じ。）が一万五千円以下である場合にあつては、当該生品保険料の金額の合計額、当該生品保険料の金額の合計額が一万五千円を超えて四万円以下である場合にあつては、一万五千円にての超える金額の一分の一に相当する金額を加算した金額、当該生品保険料の金額の合計額が四万円を超える場合は、一万七千五百円にての超える金額（その金額が二万円を超えるときは、三万円）の四分の一に相当する金額を加算した金額

（事業税の非課税の範囲）  
第七十一条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行つ事業に対し  
ては、事業税を課すことができない。

一（二）（一）（略）

三 石油公團 国民生活金融公庫 住友金融公庫 農林漁業金融公庫  
中小企業金融公庫 公営企業金融公庫 沖縄振興開発金融公  
庫 年金資金運用基金 國際協力銀行 日本政策投資銀行 地方  
住宅供給公社 地方道路公社及び土地開発公社

四・五（略）

2・3（略）

(用途による不動産取得税の非課税)  
第七十二条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそなえそれを当該団体に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すものとができない。

合においては、当該剰余金又は割戻金の額（生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額（以下本号において同じ。）が一万五千円以下である場合にあつては、当該生命保険料の金額の合計額、当該生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超えて四万円以下である場合にあつては、一万五千円にその超える金額の一分の一に相当する金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が四万円を超える場合にあつては、一万七千五百円にその超える金額（その金額が二万円を超えるときは、三万円）の四分の一に相当する金額を加算した金額

□ 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第二条に規定する簡易生命保険契約

（事業税の非課税の範囲）

第七十一条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行つ事業に対してもは、事業税を課すことができない。

一（一）（一）（略）

三　日本郵政公社　石油公團　國民生活金融公庫　住宅金融公庫  
農林漁業金融公庫　中小企業金融公庫　公營企業金融公庫　沖縄  
振興開発金融公庫　年金資金運用基金　国際協力銀行　日本政策  
投資銀行　地方住宅供給公社　地方道路公社及び土地開発公社

四・五　（略）

（用途による不動産取得税の非課税）  
第七十二条の四 道府県は、次の四項に規定する者が不動産をそれぞれ当該四項に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しても、不動産取得税を課すことできない。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人

日本郵政公社  
獨立行政法人水資源機構  
獨立行政法人綠資源

水資源機構 独立行政法人緑資源機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 日本放送連合 独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人理化学研究所が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

一丁三十七 (略)  
2・3 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)  
第一百九十六条 市町村は 次に掲げる者に對しては、市町村民税を課すことができない。ただし、第一号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国 非課税独立行政法人、国立大学法人等 都道府県 市町村  
、特別区 地方公共団体の組合 財産区 地方開発事業団 合併  
特例区 非課税地方独立行政法人、公立大学法人 港湾法の規定  
による港務局 土地改良区及び土地改良区連合 水害予防組合及び  
水害予防組合連合 土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便  
貯金・簡易生命保険管理機構

2 (略)  
二 (略)

(所得控除)  
第二百四条の一 市町村は 所得割の納稅義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額 退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする

一四 (略)

五 前年中に次に掲げる契約又は規約(保険金 年金 共済金又は一時金(これらに類する給付金を含む)の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。以下本号において「生命保険契約等」といつ。)に係る保険料又は掛金(次号に規定する個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下本号において「生命保険料」といつ。)を支払った所得割の納稅義務者 その支払った生命保険料の金額の合計額(前年中において生命保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻し

機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 日本放送協会 土地改良区 土地改良区連合 独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人理化学研究所が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

一丁三十七 (略)  
2・3 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)  
第一百九十六条 市町村は 次に掲げる者に對しては、市町村民税を課すことができない。ただし、第一号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国 非課税独立行政法人、国立大学法人等 都道府県 市町村  
、特別区 地方公共団体の組合 財産区 地方開発事業団 合併  
特例区 非課税地方独立行政法人、公立大学法人 港湾法の規定  
による港務局 土地改良区及び土地改良区連合 水害予防組合及び  
水害予防組合連合 土地区画整理組合並びに日本郵政公社

2 (略)  
二 (略)

(所得控除)  
第二百四条の一 市町村は 所得割の納稅義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額 退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする

一四 (略)

五 前年中に次に掲げる契約又は規約(保険金 年金 共済金又は一時金(これらに類する給付金を含む)の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。以下本号において「生命保険契約等」といつ。)に係る保険料又は掛金(次号に規定する個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下本号において「生命保険料」といつ。)を支払った所得割の納稅義務者 その支払った生命保険料の金額の合計額(前年中において生命保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻し

を受け、又は生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて生命保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割戻金の額（生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額（以下本号において同じ。）が一万五千円以下である場合にあつては当該生命保険料の金額の合計額、当該生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超えて四万円以下である場合にあつては一万五千円にその超える金額の一分の一に相当する金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が四万円を超える場合にあつては一万七千五百円にその超える金額（その金額が三万円を超えるときは、三万円）の四分の一に相当する金額を加算した金額

ロ

郵政民営化法律等の施行に伴つ関係法律の整備等に関する法律  
第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法第二条に規定する

簡易生命保険契約

ハ・ホ（略）

五の二十一（略）  
2／13

（特別徴収税額の納入の義務等）

第二百一十一条の五（略）  
2・3

4（略）  
2・3

前条の規定によつて、他の市町村内において給付の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

5（略）  
6／5

を受け、又は生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて生命保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割戻金の額（生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額（以下本号において同じ。）が一万五千円以下である場合にあつては当該生命保険料の金額の合計額、当該生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超えて四万円以下である場合にあつては一万五千円にその超える金額の一分の一に相当する金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が四万円を超える場合にあつては一万七千五百円にその超える金額（その金額が三万円を超えるときは、三万円）の四分の一に相当する金額を加算した金額

ロ

簡易生命保険法第二条に規定する簡易生命保険契約

ハ・ホ（略）

五の二十一（略）  
2／13

（特別徴収税額の納入の義務等）

第二百一十一条の五（略）  
2・3

4（略）  
2・3

前条の規定によつて、他の市町村内において給付の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関（郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十一号）第七条第一項に規定する委託事務を行つ施設を含む。第六項において同じ。）を含む。）で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

市町村は、第五項の金融機関として郵便局を指定しよべりする場

「第三百一十八条の五」に規定する公金に関する郵便振替に加入しなければならぬこと。

(特別徴収の手続)

第三百一十八条の五 (略)

2 (略)

3 第三百一十一条の五第四項及び第五項並びに第三百一十一条の五一の規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第三百一十一条の五の第一項中「支払った給付」とあるのは、「支払った退職手当等」と「納入」とあるのは、「申告納入」と「前条第一項」とあるのは、「第三百一十八条の五第一項」と読み替えるものとする。

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に對しては課することができる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合は、当該固定資産の所有者に課することができる。  
一・一の一 (略)  
二 独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、土地改良区、土地改良区運営及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3 (略)

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 (略)

2 (略)

39 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ直接独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二号)第十二條に規定する業務の用に供する固定資産に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準とするべき價格の三分の一の額とする。

(特別徴収の手続)

第三百一十八条の五 (略)

2 (略)

3 第三百一十一条の五第六項から第三百一十一条の五の規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第三百一十一条の五の第一項中「支払った給付」とあるのは、「支払った退職手当等」と「納入」とあるのは、「申告納入」と「前条第一項」とあるのは、「第三百一十八条の五第一項」と読み替えるものとする。

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に對しては課することができる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合は、当該固定資産の所有者に課することができる。  
一・一の一 (略)  
二 日本郵政公社、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、土地改良区、土地改良区運営及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3 (略)

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の二 (略)

2 (略)

38 (略)

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の二 (略)

2 (略)

39 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ直接独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二号)第十二條に規定する業務の用に供する固定資産に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準とするべき價格の三分の一の額とする。

				(特別土地保有税の非課税)
第五百八十六条	(略)			第五百八十六条 (略)
2	市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しても、特別土地保有税を課すことができない。	2	市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しても、特別土地保有税を課すことができない。	第五百八十六条 (略)
一～五の五	(略)	一～五の五 (略)	一～五の五 (略)	日本郵政公社が簡易生保険法第百一一条第一項に規定する施設で政令で定めるもの用に供する土地
五の六	削除	五の六 削除	五の六 削除	
五の七～三十	(略)	五の七～三十 (略)	五の七～三十 (略)	
3・4	(略)	3・4 (略)	3・4 (略)	
				(事業所税の非課税の範囲)
第七百一十条の三十四	(略)	第七百一十条の三十四 (略)	第七百一十条の三十四 (略)	(事業所税の非課税の範囲)
3 2	(略)	3 2 (略)	3 2 (略)	3 2 (略)
3	指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行つ事業に対しては、事業所税を課すことができない。	3	指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行つ事業に対しては、事業所税を課すことができない。	3 2 (略)
一～一十五の一	(略)	一～一十五の一 (略)	一～一十五の一 (略)	一～一十五の一 (略)
〔十五の二〕	郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法(平成十七年法律第	〔十五の二〕 郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法(平成十七年法律第	〔十五の二〕 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行つ事業に対しては、事業所税を課すことができない。	〔十五の二〕 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行つ事業に対しては、事業所税を課すことができない。
〔二〕	郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法(平成十七年法律第	〔二〕 第二条第一項又は第二項に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便局株式会社法(平成十七年法律第	〔二〕 第二条第一項又は第二項に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便局株式会社法(平成十七年法律第	〔二〕 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行つ事業に対しては、事業所税を課すことができない。
四～八	(略)	一～十六～一十九 (略)	一～十六～一十九 (略)	一～十六～一十九 (略)
				(都市計画税の課税客体等)
第七百一十条	(略)	第七百一十条 (略)	第七百一十条 (略)	(都市計画税の課税客体等)
2	前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第二百四十九条の二第九項から第十一項まで、第二十二項から第二十八項まで、第二十九項から第三十一項まで、第三十二項から第三十八項まで、第三十九項から第四十一項まで、第三十四項又は第三十七項から第三十九項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第二百四十二条(第二項、第八項及び第九項を除く)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいふ。	2	前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第二百四十九条の二第九項から第十一項まで、第二十二項から第二十八項まで、第二十九項から第三十一項まで、第三十二項から第三十八項まで、第三十九項から第四十一項まで、第三十四項、第三十七項又は第三十八項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第二百四十二条(第二項、第八項及び第九項を除く)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいふ。	2

(水利地盤税等の非課税の範囲)

第七百四条 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しても、水利地盤税及び共同施設税を課すことができない。

2 (略)

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五條 (略)

2 (略)  
59

郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法(平成十七年法律第六十号)第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行つ出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第二条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行つ出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第一項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第二三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百一条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの毎年度六分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準ひむべき價格の一分の一の額とする。

(水利地盤税等の非課税の範囲)

第七百四条 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人、公立大学法人及び日本郵政公社に対しては、水利地盤税及び共同施設税を課すことができない。

2 (略)

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五條 (略)

2 (略)  
59

郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法(平成十七年法律第六十号)第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行つ出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第二条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行つ出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第一項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第二三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百一条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの毎年度六分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準ひむべき價格の一分の一の額とする。

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（第四十一一条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(資格)</p> <p>第一条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一・五 (略)</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第一条第一項）に規定する特定独立行政法人をいつ。（以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第一条第一項）に規定する特定地方独立行政法人をいつ。（以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して「十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上）」になる者</p>	<p style="text-align: center;">(資格)</p> <p>第一条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一・五 (略)</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第一条第一項）に規定する特定独立行政法人をいつ。（以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第一条第一項）に規定する特定地方独立行政法人をいつ。（以下同じ。）又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して「十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上）」になる者</p>
<p style="text-align: center;">(欠格事由)</p> <p>第一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>六・七 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(欠格事由)</p> <p>第一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 公務員（特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>六・七 (略)</p>

納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）（第四十三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（納税資金の貯蓄方法）</p> <p>第四条 納税貯蓄組合は、組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じて預金又は貯金をする場合に、組合員別のお口座により、納税貯蓄組合預金をもつてしなければならない。</p>	<p>（納税資金の貯蓄方法）</p> <p>第四条 納税貯蓄組合は、組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じて預金又は貯金をする場合に、組合員別のお口座により、納税貯蓄組合預金又は郵便貯金をもつてしなければならない。</p>

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）（第四十三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（開発促進基金） 第十七条（略） 2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は 次の方針によりなければこれを運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金 三 （略） 3 （略）	（開発促進基金） 第十七条（略） 2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は 次の方針によりなければこれを運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便 貯金 三 （略） 3 （略）

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百一十四号）（第四十二条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（余裕金の運用）  
第三十四条 地方公社は 次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 （略）  
二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金  
三 （略）

（余裕金の運用）  
第三十四条 地方公社は 次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 （略）  
二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金  
三 （略）

日本労働者住宅協会法（昭和四十一年法律第二百二十二号）（第四十二条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金の運用） 第二十一条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国土交通大臣の指定する金融機関への預金</p>	<p>（余裕金の運用） 第二十一条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p>

地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十一号）（第四十二条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三 （略）</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>三 （略）</p>

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（第四十二条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（余裕金の運用） 第三十八条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金 三 （略）	（余裕金の運用） 第三十八条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 三 （略）

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（第四十二条第七号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第七十四条 基金は、次の方法によるほか、老人保健関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金</p> <p>三 （略）</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第七十四条 基金は、次の方法によるほか、老人保健関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>三 （略）</p>

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十一号）（第四十二条第八号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第十一条 機構は、次の方法によるほか、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　銀行への預金</p> <p>三　（略）</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第十一条 機構は、次の方法によるほか、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　銀行への預金又は郵便貯金</p> <p>三　（略）</p>

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（第四十三条第九号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三 （略）</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>三 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第二百七十七号）（第四十二条第十号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（最終処分積立金の運用）</p> <p>第七十九条 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三 （略）</p>	<p>（最終処分積立金の運用）</p> <p>第七十九条 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>三 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第四十二条第十一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（再資源化預託金等の運用） 第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金等を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 三 （略） （略） 2	（再資源化預託金等の運用） 第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金等を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 三 （略） （略） 2

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十二号）（第四十二条第十一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地球環境基金）	（地球環境基金）
第十五条（略）	第十五条（略）
2 機構は、次のようにする場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。	2 機構は、次のようにする場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。
一 （略）	一 （略）
二 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金	二 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三・四 （略）	三・四 （略）

地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）（第四十三条第十三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

（余裕金の運用）  
第四十二条 地方独立行政法人は、次の場合による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 （略）  
二 銀行その他金融機関で定める金融機関への預金  
三 （略）

（余裕金の運用）  
第四十二条 地方独立行政法人は、次の場合による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 （略）  
二 銀行その他金融機関で定める金融機関への預金又は郵便貯金  
三 （略）

改正案

現行

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第二百四号）（第四十三条第十四条号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第一十条（略） 2 機構は、次の方法による場合を除くほか、前項の基準を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金	第一十条（略） 2 機構は、次の方法による場合を除くほか、前項の基準を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
3 三（略） 3 三（略）	3 三（略） 3 三（略）

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第 号）  
 （第四十三条第十五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（使用済燃料再処理等積立金の運用） 第十四条 資金管理法人は、次の方針によるほか、使用済燃料再処理等積立金を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金	（使用済燃料再処理等積立金の運用） 第十四条 資金管理法人は、次の方針によるほか、使用済燃料再処理等積立金を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三 （略） 2 （略）	三 （略） 2 （略）

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）（第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十二条 郵便事業株式会社は、通關手續が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだときは、又は受取人に開示を求めることができないときは、家畜防疫官は、郵便事業株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第四十二条 通關手續をする郵便局は、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだときは、又は受取人に開示を求めることができないときは、家畜防疫官は、郵便局員立会の上で当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5 (略)</p>

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）（第四十五条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(実施機関)

第二条 人事院及び実施機関（人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百二号）第一条第一項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」といふ。）をいつて以下同じ。）は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

2・4 (略)

(平均給与額)

第四条 (略)

(略)

3・2 第一項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

1・4 (略)

五 国（職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

六 (略)  
4・5 (略)

(損害賠償との調整等)

第五条 国（職員が特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通常による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人、以下同じ。）が国家賠償法（昭和二十一年法律第二百一十五号）、民法（明治十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めに任する場合において、この法律による補償を行つたときは、同

(実施機関)

第二条 人事院及び実施機関（人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百二号）第一条第一項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」といふ。）並びに日本郵政公社をいつて以下同じ。）は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

2・4 (略)

(平均給与額)

第四条 (略)

(略)

3・2 第一項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

1・4 (略)

五 国（職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職していた期間にあつては日本郵政公社）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

六 (略)  
4・5 (略)

(損害賠償との調整等)

第五条 国（職員が特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通常による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職中に公務上の災害又は通常による災害を受けた場合にあつては日本郵政公社、以下同じ。）が国家賠償法（昭和二十一年法律第二百一十五号）、民法（明治十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めに任する場合において、この法律による補償を行つたときは、同

現 行

國々 その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる

二  
(各)

(報告等)

2 第二六条（里）  
前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）による旅費（実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合は、当該特定独立行政法人が支給する旅費）を受けることができる。

21 附則

第二条第一項		(正郵政被災職員に係る補償の実施等)
人事院が指定する國の機関及び独立行政法人通則	日本郵政株式会社	当分の間、正郵政被災職員に関する次の表の「欄に掲げる法律の規定の適用について」、「それらの規定が同表の中欄に掲ぐる句で、それと同一表の下欄に掲げた予定通り」と

第四条第三項第五号	人といふ	特定独立行政法人に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人	独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)
第一条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」といふ)に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人 職員が郵	独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)	特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」といふ)に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人 職員が郵	独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)

（その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において）同一の事由につては、日本国は、その法律によれば賠償を行つたときは、同一の事由につては、日本国は、その法律の範囲の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

（報告 出頭等）  
第二十一条（略）  
前項の規定により出頭した者は 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）による旅費（実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあつては該特定独立行政法人が支給する旅費 日本郵政公社が出頭を命じた場合にあつては日本郵政公社が支給する旅費）を受けることができる。

第五条第一項	特定独立行政法人に 当該特定独立行政法人。 以下	日本郵政株式会社。以下 この条及び次条において は、この用語の定義に 付する。	旧公社に 在職していた期間 にあつては旧公社	政民一体化法（平成十七年 法律第号）第一百六 十五条第一項の規定によ る解散前の日本郵政公社 （以下「旧公社」という ）に在職していた期間 にあつては旧公社
第二項	人事院又は実施機関	人事院	旧公社に 在職していた期間 にあつては旧公社	政民一体化法（平成十七年 法律第号）第一百六 十五条第一項の規定によ る解散前の日本郵政公社 （以下「旧公社」という ）に在職していた期間 にあつては旧公社
第三項	旅費（実施機関である特 定独立行政法人が出頭を 命じた場合にあつては、 当該特定独立行政法人が 支給する旅費）	旅費	日本郵政株式会社。以下 この条及び次条において は、この用語の定義に 付する。	政民一体化法（平成十七年 法律第号）第一百六 十五条第一項の規定によ る解散前の日本郵政公社 （以下「旧公社」という ）に在職していた期間 にあつては旧公社
第一項	人事院又は実施機関	人事院	日本郵政株式会社	政民一体化法（平成十七年 法律第号）第一百六 十五条第一項の規定によ る解散前の日本郵政公社 （以下「旧公社」という ）に在職していた期間 にあつては旧公社
第二十一條の二	予算	日本郵政株式会社	予算その他の支出に關す る計画	政民一体化法（平成十七年 法律第号）第一百六 十五条第一項の規定によ る解散前の日本郵政公社 （以下「旧公社」という ）に在職していた期間 にあつては旧公社

23 三十六の間、田郵政被災職員に係る補償及び第一十一條第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めたところによつて次に掲げる者が負担する。

- 日本郵政株式会社  
郵便事業株式会社  
郵便局株式会社  
郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下「」）において「郵便貯金銀行」といつて）及び次に掲げる法人であつてその行つ事業の内容、人的構成その他の事情を勘査して人事院が定めるもの

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人  
ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人  
ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により人事院が定めたものに限る）について人事院規則で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵政民営化法第百一十五条に規定する郵便保険会社（以下この号において「郵便保険会社」といへば）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他的事情を勘査して人事院が定めるもの

イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人

ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により人事院が定めたものに限る）について人事院規則で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

六 独立行政法人郵便貯金・簡易生存年金保険管理機構

<sup>24</sup> 前項において「正郵政被災職員」とは、次に掲げる者をいふ。  
一 「公務」の災害又は通勤による災害を受けた職員であつて、これらの災害を受けた際從前の郵政事業特別会計においての給付を抜本していたもの  
二 旧公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員

土地収用法（昭和二十六年法律第一二百十九号）（第四十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（土地を収用し、又は使用することができる事業）  
第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～十三 （略）

十三の二 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第 号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

十四～三十五 （略）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）  
第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～十三 （略）

十三の二 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する施設

十四～三十五 （略）

現 行

第一百条の二 起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべき補償金等の全部を現金又は小切手等（銀行が振り出した小切手その他これと同程度の支払の確実性があるものとして国土交通省令で定める支払手段をいう。次項において同じ。）により書留郵便（国土交通大臣が定める方法によるものに限る。同項において同じ。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、当該権利取得の時期から国内において郵便物が配達されるために通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前までに、補償金等を受けるべき者の住所（国内にあるものに限り。）にあって発送した場合における前条第一項の規定の適用については、当該補償金等の全部は、当該権利取得の時期までに払い渡されたものとみなす。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに払渡しをすべき補償金の全部を現金又は小切手等により書留郵便等に付して、当該明渡しの期限から前項の政令で定める一定の期間前まで

第一百条の二 起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべき補償金等の全部を現金又は普通為替証書等（郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第八条の普通為替証書その他これと同程度の支払の確実性があるものとして国土交通省令で定める支払手段をいう。次項において同じ。）により書留郵便（国土交通大臣が定める方法によるものに限る。同項において同じ。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、当該権利取得の時期から国内において郵便物が配達されるために通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前までに、補償金等を受けるべき者の住所（国内にあるものに限り。）にあって発送した場合における前条第一項の規定の適用については、当該補償金等の全部は、当該権利取得の時期までに払い渡されたものとみなす。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに払渡しをすべき補償金の全部を現金又は普通為替証書等により書留郵便等に付して、当該明渡しの期限から前項の政令で定める一定の期間

に、補償金を受けるべき者の住所（国内にあるものに限る。）にあって発送した場合における前条第二項の規定の適用については、当該補償金の全部は、当該明渡しの期限までに払い渡されたものとみなす。

3  
(略)

前までに、補償金を受けるべき者の住所（国内にあるものに限る。）にあって発送した場合における前条第二項の規定の適用については、当該補償金の全部は、当該明渡しの期限までに払い渡されたものとみなす。

3  
(略)

裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第四十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定のあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二十九条第五項及び第三十八条第四号の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と読み替えるものとする。

一〇八（略）

九 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（第二条第二項第二号から第五号まで、同条第三項第一号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号、同条第七項、第四条、第五条第四項から第六項まで、第十三条から第二十一条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。）

現 行

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定のあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二十九条第五項及び第三十八条第四号の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と読み替えるものとする。

一〇八（略）

九 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（第二条第二項第二号から第六号まで、同条第三項第一号から第五号まで、同条第四項第二号から第四号まで、同条第七項及び第八項、第四条、第五条第四項から第八項まで、第十三条から第二十一条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）（第四十八条関係）  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条及び第四条の規定にかかるらず、アメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間に相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に基づき、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用する合衆国軍事郵便局を合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置し、日本国にある合衆国軍事郵便局相互間及び日本国にある合衆国軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達の業務を行うことができる。</p>	<p>郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条及び第五条の規定にかかるらず、アメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間に相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に基づき、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用する合衆国軍事郵便局を合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置し、日本国にある合衆国軍事郵便局相互間及び日本国にある合衆国軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達の業務を行うことができる。</p>

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）（第四十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
	（障害年金等の支払） 第四十九条 障害年金、障害一時金、遺族年金及び遺族給与金の支払 に関する事務は、日本郵政公社が取り扱うものとする。
（政令等への委任） 第四十九条（略）	（政令等への委任） 第四十九条の二（略）

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）（第五十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資金の交付等） <b>第二十六条</b>（略） 2 公庫は、業務を行つため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を農林中央金庫又は銀行に預け入れることができる。</p>	<p>（資金の交付等） <b>第二十六条</b>（略） 2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は農林中央金庫若しくは銀行に預け入れることができる。</p>

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（第五十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資金の交付等） 第二十七条（略） 2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れ、又は信託会社等に信託することができる。</p>	<p>（資金の交付等） 第二十七条（略） 2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、銀行に預け入れ、又は信託会社等に信託することができる。</p>

港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）（第五十一一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資金の融通）</p> <p>第五条 政府は、港湾管理者が第三条第一項の規定による内閣の承認があつた整備計画に基づいて特定港湾施設整備事業を行う場合には、港湾管理者に対し、当該事業に要する費用の全部又は一部に充てるため、財政融資金（財政融資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資金をいう。）を、その資金の運用の可能な範囲内において、融通するよう努めなければならない。</p>	<p>（資金の融通）</p> <p>第五条 政府又は日本郵政公社は、港湾管理者が第三条第一項の規定による内閣の承認があつた整備計画に基づいて特定港湾施設整備事業を行う場合には、港湾管理者に対し、当該事業に要する費用の全部又は一部に充てるため、財政融資金（財政融資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資金をいう。）又は郵便貯金資金（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。）若しくは簡易生命保険資金（同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。）を、それぞれの資金の運用の可能な範囲内において、融通するよう努めなければならない。</p>

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）（第五十三条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 (略)

(公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

現 行

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員及び日本郵政公社の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 (略)

(公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人及び日本郵政公社を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2～5 (略)

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

1・2 (略)

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6～15 (略)

(退職手当の支給の一時差止め)

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般的の退職手当の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の

2～5 (略)

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

1・2 (略)

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6～15 (略)

(退職手当の支給の一時差止め)

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、

行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般的の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2  
8  
(略)

その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般的の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般的の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2  
8  
(略)

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第一百四十五号）（第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（国家公務員共済組合法の準用）  
 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付について、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。）、第一百一条第一項及び第三項、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の九の二、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第一百一十六条の五第五項第四号、附則第十二条から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対

（国家公務員共済組合法の準用）  
 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付について、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の九の二、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第一百一十六条の五第五項第四号、附則第十二条から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「標準給与額」と、「標準賞与」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対

現  
行

象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と、次表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える。

附則第十二条第六項		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	掛金及び国の負担金（介護保険第一号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	掛金及び国又は公社の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

あるいは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十二条第六項		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	掛金及び国又は公社の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略)

(略) (略) (略)

(国家公務員共済組合法の準用)  
第三十八条 前二条に規定するもののほか、共済審査会については、  
国家公務員共済組合法第百二条第三項、第百四条第六項及び第七項  
並びに第百五条から第百七条までの規定を準用する。この場合にお  
いて、同法第百五条第一項中「組合員」とあるのは「加入者」と、  
「国」とあるのは「学校法人等」と、同法第百六条中「当該審査請  
求に係る組合」とあるのは「事業団」と、同法第百七条中「この章  
」とあるのは「私立学校教職員共済法第七章」と読み替えるものと  
する。

(国家公務員共済組合法の準用)  
第三十八条 前二条に規定するもののほか、共済審査会については、  
国家公務員共済組合法第百二条第三項、第百四条第六項及び第七項  
並びに第百五条から第百七条までの規定を準用する。この場合にお  
いて、同法第百五条第一項中「組合員」とあるのは「加入者」と、  
「国又は公社」とあるのは「学校法人等」と、同法第百六条中「当  
該審査請求に係る組合」とあるのは「事業団」と、同法第百七条中  
「この章」とあるのは「私立学校教職員共済法第七章」と読み替え  
るものとする。

		(輸入を許可された貨物とみなすもの)	
第七十四条	外国貨物で、郵便事業株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（収容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第二百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第一百八十八条第一項（没収）若しくは関税定率法第二十一条第二項（輸入禁制品の処分）の規定により没収されたもの、第二百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したもの、第二百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したものその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。	第七十四条	日本郵政公社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（収容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第二百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第一百八十八条第一項（没収）若しくは関税定率法第二十一条第二項（輸入禁制品の処分）の規定により没収されたもの、第二百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したもの、第二百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したものその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。
3 2	(郵便物の輸出入の簡易手続)	3 2	(郵便物の輸出入の簡易手続)
第七十六条	(略)	第七十六条	(略)
4	第七十条（證明又は確認）の規定は、第一項ただし書に規定する物を内容とする郵便物を受け取つたときは、その旨を税關に通知しなければならない。	4	第七十条（證明又は確認）の規定は、第一項ただし書に規定する物を内容とする郵便物を受け取つたときは、その旨を税關に通知しなければならない。

第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）」の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは、「郵便事業株式会社は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付しない。」と読み替えるものとする。

（郵便物の関税の納付等）

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る際に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付しなければならない。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 前項の規定により関税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

5～8 （略）

（原産地を偽つた表示等がされている郵便物）

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を郵便事業株式会社に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならぬ

第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）」の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは、「日本郵政公社は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付しない。」と読み替えるものとする。

（郵便物の関税の納付等）

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵政公社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 日本郵政公社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る際に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付しなければならない。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を日本郵政公社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 前項の規定により関税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店である郵便局を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

5～8 （略）

（原産地を偽つた表示等がされている郵便物）

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を日本郵政公社に通知しなければならない。

2 日本郵政公社は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならぬ

3　名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、郵便事業株式会社は、その郵便物を交付してはならない。

郵便事

3　名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、日本郵政公社は、その郵便物を交付してはならない。

日本郵

軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第二百八号）（第五十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱いの制限）	（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱いの制限）
第八条	第八条 日本郵政公社は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払戻証書による全部払戻しの取扱いを除いて貯金の預入及び払戻しの取扱いをしない。	2  前項の規定による請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、日本郵政公社は、同項の規定にかかわらず、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払戻しの取扱いを除いて、貯金の預入及び払戻しの取扱いをしない。	3  日本郵政公社は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱いを除いて、貯金の預入及び払いもどしの取扱いをしない。
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払戻しの取扱いを除いて、貯金の払戻しの取扱いをしない。	4  日本郵政公社は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証書による払いもどしの取扱いを除いて、貯金の払いもどしの取扱いをしない。

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職務に専念する義務）	（職務に専念する義務）
第六十条（略）	第六十条（略）
<p>2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。</p>	<p>3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁以外の国家機関の職若しくは特定独立行政法人の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、内閣府令で定める場合を除き、給与を受けることができない。</p>
（他の職又は事業の関与制限）	（他の職又は事業の関与制限）
<p>第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、特定独立行政法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、内閣府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。</p>	<p>第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、特定独立行政法人、公社及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、内閣府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。</p>

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条 課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る際、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付しなければならない。この場合において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とする。（略）

現  
行

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条 課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵政公社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 日本郵政公社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを日本郵政公社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る際、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付しなければならない。この場合において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店である郵便局を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。（略）

## 改 正 案

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

## 第二十四条（略）

2 地方公共団体は、当分の間、国（國の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。

ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

## 第二十四条（略）

2 地方公共団体は、当分の間、国（國の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

## 現 行

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十一号）（第六十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

国有資産等所在市町村交付金法

（市町村に対する交付金の交付）

第二条（略）  
一〇六（略）

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

（市町村に対する交付金の交付又は納付金の納付）

第二条（略）  
一〇六（略）

2| 国又は地方公共団体は、前項第一号及び第三号に掲げる固定資産のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかるらず、市町村交付金を交付しない。

一〇八（略）

4| 3|  
(略)

国又は地方公共団体は、前項第一号及び第三号に掲げる固定資産のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかるらず、市町村交付金を交付しない。

一〇八（略）

5| 3|  
(略)

3| 国又は地方公共団体は、第一項第一号及び第三号に掲げる固定資産のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかるらず、市町村交付金を交付しない。

一〇八（略）

5| 4|  
(略)

国又は、独立行政法人又は国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。）に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人又は国立大学法人等が当該年度において地方税法第五条第一項第二号及び第七百四十条の固定資産税（以下「固定資産税」という。）を課されるべきものについては、第一項の規定にかかるらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

一〇八（略）

5| 5|  
(略)

国又は、独立行政法人又は国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。）に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人又は国立大学法人等が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかるらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

一〇八（略）

5| 6|  
(略)

日本郵政公社は、その所有する固定資産のうち、病院及び診療所の用に供するもの、直接職員の教育の用に供するもの並びに地方税法第三百四十八条第二項第一号に掲げるもの（同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）で、政令で定めるものについては、第二項の規定にかかるらず、市町村納付金を納付しない。

現 行

(交付金額の算定)

第三条 市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」といふ。）は、交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額とする。

- 2 前項の交付金算定標準額は、固定資産の価格とする。  
3 (略)

(交付金算定標準額の特例)

第四条 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる固定資産のうち住宅及び住宅の用に供する土地に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の五分の二（一般住宅用地（地方税法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地で小規模住宅用地（同条第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）以外のものをいう。）に相当する土地にあつては前条第二項の価格の三分の一、小規模住宅用地に相当する土地にあつては同項の価格の六分の一）の額とする。

- 2 (略)  
3 (略)

(大規模の償却資産に係る交付金算定標準額の特例等)

第五条 国又は地方公共団体は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきもので「の市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この条及び次条において同じ。）内に所在するものに係る交付金算定標準額となるべき価格（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。）の合計額が次の表の上欄に掲げる市町村に

(交付金額又は納付金額の算定)

第三条 市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」といふ。）又は市町村納付金として納付すべき金額（以下「納付金額」という。）は、交付金算定標準額又は納付金算定標準額にそれぞれ百分の一・四を乗じて得た額とする。

- 2 前項の交付金算定標準額又は納付金算定標準額は、固定資産の価格とする。  
3 (略)

(交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例)

第四条 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる固定資産のうち住宅及び住宅の用に供する土地に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の五分の二（一般住宅用地（地方税法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地で小規模住宅用地（同条第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。）以外のものをいう。）に相当する土地にあつては前条第二項の価格の三分の一、小規模住宅用地に相当する土地にあつては同項の価格の六分の一）の額とする。

- 2 (略)  
3 (略)

(大規模の償却資産に係る固定資産に係る納付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例等)

第五条 国若しくは地方公共団体又は日本郵政公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは日本郵政公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので「の市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この条及び次条において同じ。）内に所在するものに係る交付金算定標準額となるべき価格（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。）の合計額が次の表の上欄に掲げる市町村に

において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの（以下「大規模の償却資産」という。）については、前二条の規定にかかるらず、同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の四の額とする。以下この条及び次条において「大規模の償却資産に係る算定定額」という。）を交付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付するものとする。

2 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る市町村交付金の収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第二項

（略）

（略）

交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき額とする。以下の規定によりて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下この条において同じ。）の合計額（日本郵政公社が所有する償却資産（地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下この条において同じ。）で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額（同法第三百四十九条の二の規定によりて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下この条において同じ。）の合計額との合算額とする。）が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの（以下「大規模の償却資産」という。）については、前二条の規定にかかるらず、同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該合算額の十分の四の額とし、日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該合算額の十分の四の額とする。以下この条、次条及び第十八条第二項において「大規模の償却資産に係る算定定額」という。）を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。ただし、日本郵政公社にあつては、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額から日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の四の規定によつて算定した固定資産税の課税標準額（以下この条及び第十八条第二項において「固定資産税の課税標準額」という。）を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額以上の額であるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

（略）

（略）

の基準率をもつて算定した市町村交付金の収入見込額をいう。以下この項において同じ。) を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付金の収入見込額を加算した額(以下この項において「基準財政収入見込額」といふ。)が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額(以下この項において「前年度の基準財政需要額」といふ。)の百分の百六十に満たないこととなる市町村については、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百六十に達することとなるよう増額して前項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百六十に達することとなるように増額するものとする。

4 3  
(略)  
市町村長は、第七条、第八条若しくは第九条第一項の規定によつて固定資産の価格の通知を受けた場合又は第十条第一項、第二項若

の収入見込額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条第二項の基準率をもつて算定した市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付金又は納付されるべき市町村納付金の収入見込額を加算した額(以下この項において「日本郵政公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の税収入見込額(地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下この項において同じ。)との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の一及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額との合計額を加算した額とする。以下この項において「基準財政収入見込額」といふ。)が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額(以下この項において「前年度の基準財政需要額」といふ。)の百分の百六十に満たないこととなる市町村については、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百六十に達することとなるよう増額して前項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百六十に達することとなるよう当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を増額するものとする。

4 3  
(略)  
市町村長は、第七条、第十条若しくは第十一条第一項の規定によつて固定資産の価格の通知を受けた場合又は第十二条第一項、第二項若

しくは第四項の規定によつて固定資産の価格の配分の通知を受けた場合において、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産についてその交付金算定標準額となるべき価格の合計額が第一項の表の上欄に掲げる市町村において当該市町の大規模の償却資産に係る算定定額（第二項の規定によつて当該金額を増額したときは、当該増額された後の金額とする。）を超えるものがあるときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

（新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額の特例）

第六条 国又は地方公共団体は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきもので、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所（以下この項において「一の工場」と総称する。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）の用に供するものに係る交付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によつて市町村交付金を交付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいずれか一年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えることとなるもの（以下この条において「新設大規模償却資産」という。）がある場合には、当該超えることとなつた最初の年度から六年度分の市町村交付金に限り、地方税法第三百四十九条の五第一項及び第二項並びに同条第五項に基づく政令の規定の例により、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を増額して前条第一項の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額として市町村交付金を交付するものとする。

（新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例）

第六条 国若しくは地方公共団体又は日本郵政公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは日本郵政公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所（以下この項において「一の工場」と総称する。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）の用に供するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいずれか一年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの（以下この条及び第十三条第四項において「新設大規模償却資産」という。）がある場合には、当該超えることとなつた最初の年度から六年度分の市町村交付金に限り、地方税法第三百四十九条の五第一項並びに同条第五項に基づく政令の規定の例により、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を増額して前条第一項（ただし書を除く。）の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。

**第八条** (価格の修正通知)  
(略)

- （市町村長の土地又は家屋の価格等の通知）
- 第九条** 市町村長は、地方税法第四百十条第一項の規定によつて、毎年一月一日現在において日本郵政公社が所有する当該市町村内に所在する土地又は家屋のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付されるべきもの（次項及び第三項において「市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋」という。）の価格を決定した場合においては、総務省令で定めるところにより、直ちに当該土地又は家屋の価格その他総務省令で定める事項（次項において「価格等」という。）を総務大臣に通知しなければならない。
- 2| 市町村長は、前項の規定による通知をした後において市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋の価格を通知していないこと又は通知した価格に錯誤があることを発見した場合においては、直ちに類似の土地又は家屋の価格と均衡を失しないように価格を決定し、又は通知した価格を修正して、総務省令で定めるところにより、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の価格等を総務大臣に通知しなければならない。
- 3| 前二項の規定は、地方税法第三百八十九条第一項の規定によつて、道府県知事が市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋を評価する場合について準用する。

**第十条** (価格の修正通知)  
(略)

(価格の修正の申出等)

第九条 (略)

2~6 (略)

(一)以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

第十一条 第二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二)以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は空港の用に供する固定資産、発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産、水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産その他二)以上の市町村にわたつて所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総務省令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格(第八条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする。)を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

2~4 (略)

(価格の修正の申出等)

第十二条 (略)

2~6 (略)

(一)以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

第十三条 第二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二)以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は空港の用に供する固定資産、発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産、水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産その他二)以上の市町村にわたつて所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総務省令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格(第十条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする。)を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

2~4 (略)

(日本郵政公社の固定資産の価格等の決定等)

第十四条 総務大臣は、日本郵政公社が所有する土地又は家屋のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、第九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る価格に基づいて当該土地又は家屋の価格及び当該價格に第四条第四項に定める率を乗じて得た額(以下「価格等」という。)を決定するものとする。

2| 総務大臣は、日本郵政公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて評価を行つた後、当該償却資産の価格等を決定するものとする。

3| 総務大臣は、前二項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、総務省令で定めるところにより、当該価格等を当該固定資産所在する市町村(二)以上の市町村にわたつて所在する固定資産又は二)以上の市町村にわたつて使用される償却資産にあつては

、当該固定資産又は償却資産が所在するものとして総務大臣が決定した市町村とする。）に配分し、これを毎年五月三十一日までに当該市町村に通知するものとする。

4| 総務大臣は、前項の規定によつて固定資産の価格等を市町村に配分した場合において、当該市町村内に所在する日本郵政公社が所有する固定資産のうちに大規模の償却資産（新設大規模償却資産を含む。以下この項、第十八条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項において同じ。）があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格その他必要な事項を、当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

5| 市町村長は、第三項の規定によつてした總務大臣の価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、総務大臣に対し、理由を付けて、その配分の調整を申し出ることができる。

6| 総務大臣は、第三項の規定によつて日本郵政公社が所有する固定資産の価格等を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合、第九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、第三項の規定によつて配分した固定資産の価格等を修正する必要が生じたときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として総務省令で定めるところによつて計算した額を、翌年度において日本郵政公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができる。

（日本郵政公社に対する価格等の通知等）

第十四条 総務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によつて、日本郵政公社が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべき固定資産について価格等を決定した場合においては、遅滞なく、当該価格等を日本郵政公社に通知しなければならない。

2| 日本郵政公社は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定について不服がある場合においては、前項の通知を受けた日から起算して六十日以内に総務大臣に異議を申し出ることができる。

(交付金の請求)

第十一條 (略)

2| 前項の交付金交付請求書には、総務省令で定める様式により、固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

(交付金の交付)

第十二條 (略)

(違法又は錯誤に係る交付金額の修正)

第十三條 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、交付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、第十一條第一項の交付金交付請求書の送付を受けた日から起算して三十日以内に、市町村長に対しても当該交付金交付請求書に記載された交付金額の修正を求めることができる。

(交付金の請求又は納付金の納額告知)

第十五條 (略)

2| 市町村長は、総務省令で定めるところにより、日本郵政公社が所有する固定資産について、日本郵政公社に対して、毎年六月三十日までに、納付金額告知書を送付するものとする。

3| 第一項の交付金交付請求書又は前項の納付金額告知書には、総務省令で定める様式により、それぞれ固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

(違法又は錯誤に係る交付金額又は納付金額の修正)

第十六條 (略)

2| 日本郵政公社は、前条第一項の納付金額告知書の送付を受けた場合においては、毎年七月三十一日及び十一月三十一日までに、それぞれ当該納付金額告知書に記載された納付金額の二分の一に相当する額を固定資産所在の市町村に納付するものとする。

(違法又は錯誤に係る交付金額又は納付金額の修正)

第十七條 各省各庁の長若しくは地方公共団体の長又は日本郵政公社は、交付金額又は納付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、それぞれ第十五条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金額告知書の送付を受けた日から起算して三十日以内に、市町村長に対しても当該交付金交付請求書に記載された交付金額又は当該納付金額告知書に記載された納付金額の修正を求めることができる。ただし、日本郵政公社が第十四条第二項の規定により固定資産の価格等の決定について総務大臣に異議を申し出ている場合には、当該異議の申出について総務大臣の決定があつた後において、市町村長に対しても当該納付金額告知書に記

3| 前項の規定による異議の申出に対する総務大臣の決定は、その申出があつた日から起算して二月以内にしなければならない。

4| 総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を日本郵政公社及び当該決定に係る固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2

市町村長は、前項の求めがあつた場合において交付金額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、第十一条第一項の交付金交付請求書に記載された交付金額を修正しなければならない。

(都道府県に対する交付金の交付)

第十四条 (略)

- 2 都道府県知事は、国又は地方公共団体が所有する償却資産で前項の規定によつて当該都道府県に対して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合には、前年の十月三十一日までに、これを指定し、その旨を当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定によつて都道府県交付金を交付するものとされる償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格及び都道府県交付金に係る交付金算定標準額を、毎年一月三十一日までに、当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2

市町村長は、前項の求めがあつた場合において交付金額又は納付金額の算定について違法若しくは錯誤があると認めるとき又は固定資産の価格等の決定の異議の申出について総務大臣が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、第十五条第一項の交付金交付請求書に記載された交付金額又は同条第二項の納付金納額告知書に記載された納付金額を修正しなければならない。

(都道府県に対する交付金の交付又は納付金の納付)

第十八条 (略)

- 2 日本郵政公社は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村納付金の納付金算定標準額となるべき額を超える部分の額(固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額以上の額であるため、第五条第一項ただし書の規定により市町村に市町村納付金を納付しない場合にあつては、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格とする。)を納付金算定標準額として日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。)を納付するものとする。
- 3 都道府県知事は、国又は地方公共団体が所有する償却資産で第一項の規定によつて当該都道府県に対して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合には、前年の十月三十一日までに、これを指定し、その旨を当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定によつて都道府県交付金を交付するものとされる償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格及び都道府県交付金に係る交付金算定標準額を、毎年一月三十一日までに、当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に、第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、第十三条第四項の規定による通知を受けた後遅

4 第二条第一項、第七条から第九条まで、第十一条から前条まで及び第十八条の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について準用する。

(都の特例)

第十五条 都の特別区の存する区域内に所在する国又は地方公共団体の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金は、都に対し交付するものとする。この場合においては、第七条の規定による台帳価格等の通知、第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十一条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十二条の規定による市町村交付金の請求又は第十三条の規定による交付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。

2 前項の規定によつて都に対しても市町村交付金を交付する場合においては、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

3 都の特別区の存する区域に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「二以上の市町村」とあるのは、「二以上の市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区の存する区域を合して一の市の区域とみなす。）」とする。

(使用料等の限度額の特例)

第十六条 (略)

滞なく、日本郵政公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

5 第三条第一項、第七条、第十条、第十一条、第十五条第一項及び第三項、第十六条第一項、前条並びに第二十二条第一項の規定は第一項の都道府県交付金の交付について、第三条第一項、第十五条第二項及び第三項、第十六条第二項、前条並びに第二十二条第二項の規定は第二項の都道府県納付金の納付について準用する。

(都の特例)

第十九条 都の特別区の存する区域内に所在する国若しくは地方公共団体又は日本郵政公社の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金又は納付すべき市町村納付金は、都に対して交付し、又は納付するものとする。この場合においては、第七条の規定による台帳価格等の通知、第九条第一項若しくは第二項の規定による価格等の通知、第十条の規定による固定資産の価格の通知、第十二条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十三条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十五条の規定による市町村交付金の請求若しくは市町村納付金の納額告知又は第十七条の規定による交付金額若しくは納付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。

2 前項の規定によつて都に対しても市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付する場合においては、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

3 都の特別区の存する区域に対する第十二条第一項又は第十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「二以上の市町村」とあるのは、「二以上の市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区の存する区域を合して一の市の区域とみなす。）」とする。

(使用料等の限度額の特例)

第二十条 (略)

(交付金の交付の特例等)

**第十七条** 市町村が所有する第二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合若しくは都が所有する同項第一号若しくは第四号に掲げる固定資産が都の特別区の存する区域内に所在する場合又は都道府県が所有する大規模の償却資産が当該都道府県の区域内に所在する場合において、当該固定資産又は大規模の償却資産がそれぞれ当該市町村又は都道府県の特別会計に所属するものであるときは、当該市町村又は都道府県は、当該固定資産又は大規模の償却資産につき、第三条から第六条まで又は第十四条第一項の規定の例によつて算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 (略)

(国有財産台帳等の閲覧の請求等)

**第十八条** (略)

(交付金の交付の特例等)

**第二十一条** 市町村が所有する第二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合若しくは都が所有する同項第一号若しくは第四号に掲げる固定資産が都の特別区の存する区域内に所在する場合又は都道府県が所有する大規模の償却資産が当該都道府県の区域内に所在する場合において、当該固定資産又は大規模の償却資産がそれぞれ当該市町村又は都道府県の特別会計に所属するものであるときは、当該市町村又は都道府県は、当該固定資産又は大規模の償却資産につき、第三条から第六条まで又は第十八条第一項の規定の例によつて算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 (略)

(国有財産台帳等の閲覧の請求等)

**第二十二条** (略)

2 | 市町村長は、納付金額の算定のため必要があると認める場合においては、総務大臣に対して日本郵政公社が第八条の規定によつて総務大臣に申告した事項を記載され、若しくは記録した書類の閲覧を求め、又は当該書類に記載され、若しくは記録された事項を記録することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(総務省の職員の固定資産の調査に関する質問検査権)

**第二十三条** 総務省の職員で総務大臣が指定する者は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による固定資産の価格等の決定又は第十四条第三項の規定による固定資産の価格等の決定に対する異議の申出の決定のため必要がある場合においては、日本郵政公社の関係者に質問し、又は日本郵政公社の事業に関する帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一号及び第一号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2 | 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、日本郵政公社の関係者の請求があつたときは、これを提示

しなければならない。

3 | 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(固定資産の調査に関する検査拒否等に関する罪)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたもの提示した者

三 前条の規定による総務省の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

(空港の用に供する固定資産の所有者等)

第十九条 (略)

2 空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で国土交通大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第七条、第十一条第一項及び第二項、第十一项第一項並びに第十二条の規定にかかるわらず、第七条の通知、第十一条第一項の市町村の決定及び配分の通知、同条第二項の修正の通知並びに第十二条の市町村交付金の交付は国土交通大臣が行い、第十二条第一項の交付金交付請求書は市町村長が国土交通大臣に対しても送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(多目的ダムに係る市町村交付金等)

第二十条 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)第一条第一項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、国土交通大臣が管理する場合(同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。)にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第四号に掲げる固定資産又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した

(空港の用に供する固定資産の所有者等)

第二十五条 (略)

2 空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で国土交通大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第七条、第十二条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条第一項の規定にかかるわらず、第七条の通知、第十二条第一項の市町村の決定及び配分の通知、同条第二項の修正の通知並びに第十六条第一項の市町村交付金の交付は国土交通大臣が行い、第十五条第一項の交付金交付請求書は市町村長が国土交通大臣に対しても送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(多目的ダムに係る市町村交付金等)

第二十六条 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)第二条第一項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、国土交通大臣が管理する場合(同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。)にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第四号に掲げる固定資産又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した

額を国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定（第十八条を除く。）を適用する。

（端数計算）

第二十一条 交付金算定標準額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。  
2 交付金額の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（政令への委任）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、交付金額の算定、市町村交付金及び都道府県交付金の交付手続、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。）におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（端数計算）

第二十七条 交付金算定標準額又は納付金算定標準額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。  
2 交付金額又は納付金額の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（行政手続法の適用除外）

第二十八条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条又は第四条第一項に定めるもののほか、市町村納付金及び都道府県納付金に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同法第三章の規定は、適用しない。  
2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五条第三項に定めるもののほか、市町村納付金及び都道府県納付金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同法第一条第六号に規定する行政指導をいう。）については、同法第三十五条第二項及び第三十六条の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、交付金額又は納付金額の算定、市町村交付金及び都道府県交付金の交付手續又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手續、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。）におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第六十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例）

第三条の四 国内に住所を有する個人で所得税法第十条第一項に規定する障害者等（次条において「障害者等」という。）であるものが、平成六年一月一日以後に同項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券に係る同法第十条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

例

第三条の四 国内に住所を有する個人で所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等（次項並びに次条第一項及び第二項において「障害者等」という。）であるものが、平成六年一月一日以後に預入をする同法第九条の二第一項に規定する郵便貯金に係る同条の規定の適用については、同項中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

現  
行

例

第三条の四 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、平成六年一月一日以後に所得税法第十条第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

3)

国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるもの（平成十五年一月一日において同日前に預入をした所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金で同条に規定する要件を満たすものを有する者を除く。）が、同日から平成十七年十一月二十一日までの期間（以下この条及び次条において「特定期間」という。）内に預入をする同項に規定する郵便貯金（当該個人のうち身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者その他政令で定める者（以下この条並びに次条第四項及び第五項において「障害者等」という。）に該当するものが、所得税法第九条の二第一項に規定する非課税郵便貯金申込書の提出の際に、同条第二項に規定する書類のうちその者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳その他政令で定めるもの（以下この条及び次条において「障害者等確認書類」という。）に該当するものを提示して預入をするものを除く。）については、所得税法第九条の二の規定は、適用しない。

4 国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるものは、特定

(障害者等の少額公債の利子の非課税)

第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に応する利子については、所得税を課さない。

期間内は、所得税法第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書（当該個人のうち障害者等に該当するものが、その提出の際に同条第五項に規定する金融機関の営業所等の長に同項に規定する書類（障害者等確認書類に該当するものに限る。）を提示して同項の告知をし、及び証印を受けたもの（次項において「障害者等確認申告書」という。）を除く。）については、これを提出することができないものとし、当該非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書を提出する際に経由すこととされる同条第三項又は第四項に規定する金融機関の営業所等の長は、これを受理することができない。

5| 前項の障害者等に該当する個人が、特定期間内に障害者等確認申告書を提出した場合には、その提出後特定期間内にその提出の際に経由した所得税法第十条第一項に規定する金融機関の営業所等に対し当該障害者等確認申告書に係る同項に規定する非課税貯蓄申込書を提出する場合における同条第二項の規定の適用については、同項の規定により当該金融機関の営業所等の長に提示する同条第五項に規定する書類は、障害者等確認書類に該当するものに限るものとする。

6| 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害者等の少額公債の利子の非課税)

第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に応する利子については、所得税を課さない。

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

## 第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

第一条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

## 第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。）以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当

6 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5  
前項の障害者等に該当する個人が、特定期間内に障害者等確認特別申告書を提出した場合には、その提出後特定期間内にその提出の際に経由した第一項に規定する販売機関の営業所等に対し当該障害者等確認特別申告書に係る同項に規定する特別非課税貯蓄申込書を提出する場合における第一項において準用する所得税法第十条第二項の規定の適用については、同項の規定により当該販売機関の営業所等の長に提示する同条第五項に規定する書類は、障害者等確認書類に該当するものに限るものとする。

認特別申告書」と云ふ。)を除く。)につては、これを提出する  
にじができないものとし、当該特別非課税貯蓄申告書又は同条第四  
項の申告書を提出する際に経由すべきこととされる第一項に規定す  
る販売機関の営業所等の長は、これを受け受理することができない。

貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する給与所得者（所得税法第一百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条の二第一項に規定する中小企業の事業主に限る。）が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第一項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 四 （略）

二 九 （略）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 （略）

二 九 （略）

7 財産形成非課税年金貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税年金貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受け理解することができない。

一 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第二号に掲げる最高限度額が五百五十万円（生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金に係るものその他政令で定めるものであつては、三百八十五万円）を超えるものである場合

8 二 （略）  
10 （略）

該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者（所得税法第一百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条の二第一項に規定する中小企業の事業主に限る。）が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第一項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 四 （略）

二 九 （略）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 （略）

二 九 （略）

7 財産形成非課税年金貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税年金貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受け理解することができない。

一 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第二号に掲げる最高限度額が五百五十万円（生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金に係るものその他政令で定めるものであつては、三百八十五万円）を超えるものである場合

8 二 （略）  
10 （略）

(振替国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが  
、特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条  
第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設  
を受けた特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この  
条において「特定振替機関等」という。)又は適格外国仲介業者  
から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にあ  
る営業所若しくは事務所(以下この条において「営業所等」という  
。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記  
載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債(同法第九十  
一条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において  
「振替国債」という。)につきその利子(第八条第一項又は第二項  
の規定の適用があるものを除く。)の支払を受ける場合には、その  
支払を受ける利子(その者が当該振替国債を引き続き所有していた  
期間(当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に  
限る。以下この条において「所有期間」という。)に対応する部分  
の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分  
に限る。)については、所得税を課さない。

一・二 (略)

2 (略)

2 (略)

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定  
めることによる。

一・六 (略)

七 外国再間接口座管理機関 口座管理機関(社債等の振替に関す  
る法律第四十四条第一項第十四号に掲げる者に該当するものに限  
るものとし、内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関  
」という。)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ・ハ (略)  
八 (略)  
八 (略)

6 (略)

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特  
例)  
第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が  
平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に第

(振替国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが  
、特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条  
第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設  
を受けた特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この  
条において「特定振替機関等」という。)又は適格外国仲介業者  
から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にあ  
る営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営  
業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等  
を通じて振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国  
債(同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下  
この条において「振替国債」という。)につきその利子(第八条第一  
項又は第二項の規定の適用があるものを除く。)の支払を受ける  
場合には、その支払を受ける利子(その者が当該振替国債を引き続  
き所有していた期間(当該振替国債につき引き続き振替記載等を受  
けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。)  
に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額  
に相当する部分に限る。)については、所得税を課さない。

一・二 (略)

2 (略)

2 (略)

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定  
めることによる。

一・六 (略)

七 外国再間接口座管理機関 口座管理機関(社債等の振替に関す  
る法律第四十四条第一項第十五号に掲げる者に該当するものに限  
るものとし、内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関  
」という。)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ・ハ (略)  
八 (略)  
八 (略)

6 (略)

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特  
例)  
第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が  
平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に第

三十七条の十第二項に規定する株式等（証券取引所に上場されるいるものその他これに類するものとして政令で定めるもの並びに同条第四項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものの受益証券及び特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により同条第二十一項に規定する投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の同項に規定する投資口に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧説であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の同法第二条第二十一項に規定する投資口に限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、第三十七条の十第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合に、その適用後の金額））をいう。）の百分の七に相当する額とする。

一・二（略）

三 証券取引法第六十五条の一第三項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

三十七条の十第二項に規定する株式等（証券取引所に上場されるいるものその他これに類するものとして政令で定めるもの並びに同条第四項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧説のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものの受益証券及び特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により同条第二十一項に規定する投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の同項に規定する投資口に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧説であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の同法第二条第二十一項に規定する投資口に限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、第三十七条の十第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合に、その適用後の金額））をいう。）の百分の七に相当する額とする。

一・二（略）

三 証券取引法第六十五条の一第三項に規定する登録金融機関、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する登録郵政公社又は投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

四・五 (略)  
2・3 (略)

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七条の十一の三 (略)

3 2 (略)  
この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。）（以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「特定口座開設届出書」という。）を提出して、当該証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（当該口座においてこれらの契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

4  
12  
二・三 (略)

(分離振替国債の課税の特例)

四・五 (略)  
2・3 (略)

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七条の十一の三 (略)

3 2 (略)  
この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。）又は登録郵政公社（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。）（以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する。）の営業所（国内にある営業所又は事務所（郵便局を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「特定口座開設届出書」という。）を提出して、当該証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（当該口座においてこれらの契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

4  
12  
二・三 (略)

(分離振替国債の課税の特例)

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の同項第五号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）を通じて同項第六号に規定する振替記載等（以下この条において「振替記載等」という。）を受けている分離振替国債（社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところに規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、法人税を課さない。

2) 4 (略)

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）  
第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び第三項において同じ。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項及び第三項並びに次条第七項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるもの（以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択したもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の同項第五号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）を通じて同項第六号に規定する振替記載等（以下この条において「振替記載等」という。）を受けている分離振替国債（社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、法人税を課さない。

2) 4 (略)

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）  
第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人若しくは当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び第三項において同じ。）の用若しくは居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項及び第三項並びに次条第七項において同じ。）で財務省令で定める建物若しくは構築物の敷地の用に供されているもの又は国の事業の用に供されている宅地等で財務省令で定める建物の敷地の用に供されているもの（第三項において「国の事業の用に供されている宅地等」という。）で政令で定めるもの（以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択したもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規

模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 百分の二十

二 (略)

2 前項に規定する限度面積要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（以下この項において「特定事業用等宅地等」という。）である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

一・四 (略)

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の用に供されていった宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人を含む。イにおいて同じ。）がいる場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

イ・ロ (略)

二 (略)

三 (略)

たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税價格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等、国営事業用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 百分の二十

二 (略)

2 前項に規定する限度面積要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用宅地等、国営事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（以下この項において「特定事業用等宅地等」という。）である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

一・四 (略)

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この号及び第四号において同じ。）の用に供されていった宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人を含む。イにおいて同じ。）がいる場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

イ・ロ (略)

二 (略)

三 国営事業用宅地等 國の事業の用に供されている宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに当該被相続人の親族があり、当該親族から相続開始後五年以上当該宅地等を國の事業の用に供するために借り受けの見込みであることにつき財務省令で定めるところにより證明がされた当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

四 (略)

(建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税)  
**第七十一条の三** 課税時期において国の施設等（国又は地方公共団体  
 が国民の利便を特に考慮して配置する施設で財務省令で定めるもの  
 をいう。）として使用している地価税法第二条第九号に規定する  
 建物の用に供されている土地等（当該建物の一部が当該国の施設等  
 以外の用にも供されているときは、当該国の施設等に対応する部分  
 として政令で定める部分）については、地価税を課さない。

## 2 (略)

## 2 (略)

(産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例)

**第八十四条の五** (略)

日本郵政株式会社の登記に係る登録免許税については、登録免許  
 税法別表第一第十九号「力中「重要財産委員若しくは」とあるのは  
 「重要財産委員、郵政民営化法（平成十七年法律第  
 四十六条第一項（登記）の委員若しくは」とする。

(産業再生委員会の委員の登記に係る課税の特例)

**第八十四条の五** (略)

(建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税)  
**第七十一条の三** 課税時期において国の施設等（国又は地方公共団体  
 が国民の利便を特に考慮して配置する郵便局その他の施設で財務省  
 令で定めるものをいう。）として使用している地価税法第二条第  
 九号に規定する建物の用に供されている土地等（当該建物の一部が  
 当該国の施設等以外の用にも供されているときは、当該国の施設等  
 に対応する部分として政令で定める部分）については、地価税を課  
 さない。

特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）（第六十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
9 (略)	<p>（特別の納付金）</p> <p>第三十五条 第十三条の規定による許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十一日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供している者は、翌年の六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関し国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二十条の規定により地方公共団体に交付する交付金に相当する額の納付金を、国又は都道府県に納付しなければならない。</p>	<p>（特別の納付金）</p> <p>第三十五条 第十三条の規定による許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十一日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供している者は、翌年の六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関し国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第二十六条の規定により地方公共団体に交付する交付金に相当する額の納付金を、国又は都道府県に納付しなければならない。</p>
8 1 7 (略)	<p>1 7 (略)</p> <p>四月一日から翌年の一月一日までの間に附則第二項の規定により多目的ダムとなつたもので、その年（一月一日に多目的ダムとなつたものについては、その前年。以下同じ。）の三月三十一日に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されていたものについては、その年の三月三十一日に多目的ダムとなつたものとみなして、第三十五条及び国有資産等所在市町村交付金法の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムとなる前に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者があつたダムについて、課した、若しくは課すべき固定資産税又は交付した、若しくは交付すべき国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金があるときは、当該ダムが多目的ダムとなつた後、国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金並びに第三十五条の納付金の額に関して、政令で、調整のため必要な措置を定めることができる。</p>	<p>1 7 (略)</p> <p>四月一日から翌年の一月一日までの間に附則第二項の規定により多目的ダムとなつたもので、その年（一月一日に多目的ダムとなつたものについては、その前年。以下同じ。）の三月三十一日に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されていたものについては、その年の三月三十一日に多目的ダムとなつたものとみなして、第三十五条及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムとなる前に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者があつたダムについて、課した、若しくは課すべき固定資産税又は交付した、若しくは交付すべき国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金があるときは、当該ダムが多目的ダムとなつた後、国有資産等所在市町村交付金並びに第三十五条の納付金の額に関して、政令で、調整のため必要な措置を定めることができる。</p>

準備預金制度に関する法律（昭和三十一年法律第二百三十五号）（第六十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第一条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第三号から第七号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。</p> <p>一六（略）</p> <p>二七（略）</p> <p>二六（略）</p>	<p>（定義） 第一条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第三号から第八号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。</p> <p>一六（略）</p> <p>二七 日本郵政公社 二八（略）</p>

国會議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（第六十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（恩給法の準用）</p> <p>第二十条 恩給法第三章（第七十二条中兄弟姉妹に関する部分、第七十四条ノ二第一項及び第四項、第七十五条、第七十九条ノ三、第八十一条並びに第八十二条を除く。）の規定は遺族扶助年金を給する場合について、同法第七十二条（兄弟姉妹に関する部分を除く。）、第七十三条、第七十三条ノ二、第七十四条及び第七十四条ノ二（第三項を除く。）の規定は遺族一時金を給する場合について、それ準用する。</p>	<p>（恩給法の準用）</p> <p>第二十条 恩給法第三章（第七十二条中兄弟姉妹に関する部分、第七十四条ノ二第一項及び第四項、第七十五条、第七十九条ノ三、第八十一条並びに第八十二条を除く。）の規定は遺族扶助年金を給する場合について、同法第七十二条（兄弟姉妹に関する部分を除く。）、第七十三条、第七十三条ノ二、第七十四条及び第七十四条ノ二（第三項を除く。）の規定は遺族一時金を給する場合について、同法第八十二条の規定は互助年金及び互助一時金について、準用する。</p>

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）（第六十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2 (目的)	<p>第一条（略）</p> <p>2 国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるよう、必要な配慮を加えるものとする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2 国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）及び日本郵政公社（以下「公社」という。）は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。</p>

	<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条 各省各庁<sup>2</sup>ことに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。</p>	<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条 各省各庁及び公社<sup>2</sup>ことに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。</p>
2 (略)	2 (略)	2 (略)

	<p>（事務所）</p> <p>第五条 組合は、各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）の指定する地に主たる事務所を置く。</p>	<p>（事務所）</p> <p>第五条 組合は、各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁の指定する地に主たる事務所を置く。</p>
2 (略)	2 (略)	2 (略)

	<p>（管理）</p> <p>第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合については、第十二条及び第一百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p>	<p>（管理）</p> <p>第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合については、第十二条及び第一百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員又は公社の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p>
2 各省各庁の長（以下「組合の代表者」という。）は、組合員（組	2 各省各庁の長及び公社の総裁（以下「組合の代表者」という。）	2 各省各庁の長及び公社の総裁（以下「組合の代表者」という。）

合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。) のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員及び施設の提供)

第十二条 各省各庁の長又は特定独立行政法人の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者は特定独立行政法人に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

2 (略)

(役員の欠格条項)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く。）、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員（非常勤の者を除く。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の役職員（非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二一四 (略)

(組合員の資格の得喪)

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合（第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合）の組合員の資格を取得する。

2・3 (略)

(給付の決定)

第四十一条 (略)

は、組合員（組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。) のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員及び施設の提供)

第十二条 各省各庁の長、特定独立行政法人の長又は公社の總裁は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国、特定独立行政法人又は公社に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

2 (略)

(役員の欠格条項)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く。）、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員（非常勤の者を除く。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の役職員（非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二一四 (略)

(組合員の資格の得喪)

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人又は公社の職員をもつて組織する組合（第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合）の組合員の資格を取得する。

2・3 (略)

(給付の決定及び支払)

第四十一条 (略)

3 | 2 (略)  
連合会は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に関する事務を公社に委託することができる。

## (費用負担の原則)

## 第九十九条 (略)

組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五  
十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国<sup>又は公社</sup>の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国の負担金百分の百
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五
- 五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国の負担金百分の百
- 六 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第二百二十二条第三項において「国等」という。）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。  
一・二 (略)
- 七 専従職員（国家公務員法第一百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）第一条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら從事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組

3 | 2 (略)  
連合会は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に関する事務を公社に委託することができる。

## (費用負担の原則)

## 第九十九条 (略)

組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国<sup>又は公社</sup>の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国<sup>又は公社</sup>の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国<sup>又は公社</sup>の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国<sup>又は公社</sup>の負担金百分の百
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国<sup>又は公社</sup>の負担金百分の五十
- 五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国<sup>又は公社</sup>の負担金百分の百
- 六 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は公社（第二百二十二条第三項において「国等」という。）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。  
一・二 (略)
- 七 専従職員（国家公務員法第一百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）第一条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら從事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組

合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは「、職員団体の負担金及び国との負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

#### 6 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

#### （負担金）

第一百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

#### 4 2・2・3 （略）

組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第一号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

#### （審査会の設置及び組織）

合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「、職員団体の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

#### 6 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国又は公社の負担金」とあるのは、「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

#### （負担金）

第一百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

#### 4 2・2・3 （略）

組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第一号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

#### （審査会の設置及び組織）

第一百四条（略）

2 (略)

3 委員は、組合員を代表する者、国を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、財務大臣が委嘱する。

4~7 (略)

（議事）

第一百五条 審査会は、組合員を代表する委員、國を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなれば、会議を開き、及び議決することができない。

2 (略)

（船員組合員についての負担金の特例）

第一百二十二条 国又は特定独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服するこ

第一百四条（略）

2 (略)

3 委員は、組合員を代表する者、國又は公社を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、財務大臣が委嘱する。

4~7 (略)

（議事）

第一百五条 審査会は、組合員を代表する委員、國又は公社を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 (略)

（船員組合員についての負担金の特例）

第一百二十二条 国、特定独立行政法人又は公社は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服するこ

とを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあらわすのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2) 5) (略)

(組合職員の取扱い)

第一百一十五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「組合職員」という。)は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律(第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。)の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第一百一十六条の五 (略)

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国

2) 5) (略)

(組合職員の取扱い)

第一百一十五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「組合職員」という。)は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律(第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。)の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「組合の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第一百一十六条の五 (略)

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国



			四三二 郵便事業株式会社
4	郵政民営化法（平成十七年法律第 号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下この号において「郵便貯金銀行」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他事情を勘案して財務大臣が定めるもの		
	イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人	口	イ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
	ロ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人	ハ	ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人
	二 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人	二	二 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人
	五 郵政民営化法第二百二十五条に規定する郵便保険会社（以下この号において「郵便保険会社」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの	五	五 郵政民営化法第二百二十五条に規定する郵便保険会社（以下この号において「郵便保険会社」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
	六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	六	六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
	財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない政令で定める。	3	第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

2 |

3 前項に規定するも  
項は、政令で定める

郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人

郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない

第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

		第五条第一項		第八条第一項		各省各庁の長をいう。）	
		各省各庁の長をいう。）又は郵政会社等を代表する者（同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。）		各省各庁の長」という。（第二十条の三第二項に規定する郵政会社等を代表する者（同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。）		各省各庁の長」という。（第二十条の三第二項に規定する郵政会社等を代表する者（同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。）	
第三十一条		二項		第八条第二項		特定独立行政法人の職員	
第一項	第三十七条	特定独立行政法人	体を除く。）、地方公共団体	協議しなければ	場合には	各省各庁の長	特定独立行政法人の職員
第一項	第一号	政会社等	除く。）、地方公共団体	協議しなければならず、組合の代表者が郵政会社等を代表する者であるときは、あらかじめ財務大臣の認可を受けなければ	きは	各省各庁の長であるときは	特定独立行政法人の職員



第一百二十五条	負担金及び国	社等	負担金及び国又は郵政会	の負担金」とする （同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」とする） において同じ。）	適用法人を含む。第一百二十六条の五第二項及び附則第十四条の二第五項に		
第一百二十六条	国	役員	国又は郵政会社等	役員又は郵政会社等を代表する者	「負担金」と、同項第五号		
第一百二十七条	役員	表する者	役員又は郵政会社等	第十条の四	第二十五条又は附則第二		
第一百二十八条	國	国立大学法人等	國又は郵政会社等	第二十五条	十条の四		
第一百二十九条	国立大学法人等	国立大学法人等若しくは郵政会社等					
附則第十四項							
附則第十二項							
附則第六項							
第一百三十条							

（日本郵政共済組合の登記）

第二十一条の四　日本郵政共済組合（前条第四項の規定により組合とみなされた同条第一項に規定する郵政会社等役職員をもつて組織する共済組合をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（運営審議会の委員の数の特例等）

第二十一条の五　日本郵政共済組合の運営審議会の委員の数は、第九条第二項の規定にかかわらず、定款で定める数とする。

2 第十三条の規定は、日本郵政共済組合に使用され、その事務に從事するものについては、適用しない。

(事務に要する費用の補助)

第二十条の六 国は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第二項第五号の規定にかかるらず、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の七 郵政会社等（附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。

2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 第一項の規定により財務大臣の承認を受けようとする場合の申請の手続その他同項の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

(適用法人に対する法律の規定の適用の特例)

第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人（以下「適用法人」という。）の役職員（非常勤の者を除く。）は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。

2 適用法人の業務は、第四章の規定の適用については、郵政会社等の業務とみなす。

3 適用法人は、第六章（附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の九　日本郵政共済組合は、掛金又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。

2| 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。

この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3| 第一項の規定による督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4| 第一項の規定により督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5| 前項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金又は負担金の額は、その納付のあつた掛け金又は負担金の額を控除した金額による。

6| 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7| 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

8| 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(滞納処分)

第二十条の十　前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求する。

とができる。

2| 日本郵政共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により  
処分しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。  
。

3| 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町  
村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場  
合においては、日本郵政共済組合は、徴収金額の百分の四に相当す  
る金額を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特権の順位)

第二十条の十一 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵  
政共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの  
とする。

(徴収に関する通則)

第二十条の十二 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵  
政共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、國  
稅徵收の例により徵收する。

(政令への委任)

第二十条の十三 附則第二十条の二から前条までに規定するもののほ  
か、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法  
人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め  
る。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百一十九号）（第六十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第五十四条第一項において「国等」という。）又は新法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等（第五十四条第一項において「郵政会社等」という。）が負担する。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社（第五十四条第一項において「国等」という。）が負担する。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（組合職員及び連合会役職員の取扱い）</p> <p>第二十九条 組合職員又は連合会役職員である組合員に対する第十六条、第十七条及び第五十四条第一項の規定の適用については、第六条及び第十七条中「公務」とあるのは「業務」と、第五十四条第一項中「国等又は郵政会社等」とあるのは「組合又は連合会」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（組合職員及び連合会役職員の取扱い）</p> <p>第二十九条 組合職員又は連合会役職員である組合員に対する第十六条、第十七条及び第五十四条第一項の規定の適用については、第六条及び第十七条中「公務」とあるのは「業務」と、第五十四条第一項中「国等」とあるのは「組合又は連合会」とする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（経過措置に伴う費用の負担）</p> <p>第五十四条 第二章から第六章まで及び第二十八条の規定により職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国等又は郵政会社等が負担する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担）</p> <p>第五十四条 第二章から第六章まで及び第二十八条の規定により職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国等が負担する。</p>

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十一号）（第六十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資料の提供等）</p> <p>第一百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に 関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属す る世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者 の種別の変更につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資 料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険 者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。</p>	<p>（資料の提供等）</p> <p>第一百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に 関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属す る世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者 の種別の変更につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の 閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関 若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。</p>
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）

特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）（第六十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（願書等の提出の効力発生時期）  
**第十九条** 願書又はこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第一項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

（願書等の提出の効力発生時期）  
**第十九条** 願書又はこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便により提出した場合において、その願書又は法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第一項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

（願書等の提出の効力発生時期）  
**第二百九十二条** 在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に付して発送することができる。  
**第二百九十三条** 在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に付して発送することができる。

3  
(略)

国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）（第六十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

(資料の提供等)	現行
(資料の提供等)	
<p>第百八条　社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況又は受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは地方公務員等共済組合法第百五十五条第一項に規定する地方議会議員共済会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保險者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。</p>	<p>第百八条　社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況又は受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは地方公務員等共済組合法第百五十五条第一項に規定する地方議会議員共済会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保險者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。</p>
<p>(基金の業務) 第百二十八条（略） 2／4（略）</p> <p>5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。</p>	<p>(基金の業務) 第百二十八条（略） 2／4（略）</p> <p>5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会、日本郵政公社その他の法人に委託することができる。</p>
<p>6 （略）</p>	

国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）（第七十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条（略）

2 前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることがで  
きる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続にお  
いて、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り  
適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質  
権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければな  
らない。

一・二（略）

三 郵便法（昭和二十二年法律第二百六十五号）第四十八条第一項（  
内容証明）の規定により内容証明を受けた証書

3・4（略）

現 行

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条（略）

2 前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることがで  
きる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続にお  
いて、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り  
適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質  
権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければな  
らない。

一・二（略）

三 郵便法（昭和二十二年法律第二百六十五号）第六十二条（内容証  
明）の規定により内容証明を受けた証書

3・4（略）

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第七十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（交通事故の場合の措置）</p> <p>第七十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。</p>	<p>（交通事故の場合の措置）</p> <p>第七十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は郵便物運搬用自動車、乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。</p>

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（第七十二条関係）

(傍線の部分は改正部分)

(定義)	
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
一・四 (略)	五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
六・十 (略)	六・十 (略)
2・3 (略)	(職員の派遣の要請)
2・3 (略)	第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
2・3 (略)	(職員の派遣の要請)
2・3 (略)	第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
2・3 (略)	(起債の特例)
第二百二条 (略)	2 前項の地方債は、国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第十九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下この条において「政府資金」という。）をもつて引き受けるものとする。
3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における	3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における

ける当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に關し必要な事項は、政令で定める。

当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に關し必要な事項は、政令で定める。

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第一百三十八号）（第七十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資料の提供等）</p> <p>第二十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>（資料の提供等）</p> <p>第二十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求める。</p>

○激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）（第七十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>（略）</p>
<p>3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。</p> <p>4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>3 前二項の地方債は、国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下この条において「政府資金」という。）をもつて引き受けるものとする。</p> <p>4 第一項又は第二項に規定する地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）（第七十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（介護休業手当金）

第七十条の二 組合員（第一百四十四条の一第一項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2~4 （略）

現 行

（介護休業手当金）

第七十条の二 組合員（第一百四十四条の一第一項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第八項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2~4 （略）

（国の職員の取扱い）	
第二百四十二条 第一項	（略）
（略）	（略）

（国の職員の取扱い）	
第二百四十二条 第一項	（略）
（略）	（略）

3～5	(略)	(略)	令で定める者の承認)を受けたもの
	(略)	(略)	

3～5	(略)	(略)	令で定める者の承認)を受けたもの
	(略)	(略)	

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）（第七十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資料の提供等）</p> <p>第三十七条 行政庁は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若しくは障害児の資産若しくは収入の状況又は障害児に対する第三条第三項第一号に規定する年金たる給付、重度障害児に対する第十七条第一号に規定する給付若しくは特別障害者に対する第二十六条の四に規定する給付の支給状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>（手当の支払）</p> <p>第三十五条 手当の支払に関する事務は、日本郵政公社が取り扱うものとする。</p>

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（第七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（居住者及び非居住者等の区分） 第三条 国家公務員又は地方公務員（これらのうち日本の国籍を有しない者その他政令で定める者を除く。）は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、この法律（第十二条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十五条（納税地）及び第十六条（納税地の特例）を除く。）の規定を適用する。	（居住者及び非居住者等の区分） 第三条 国家公務員又は地方公務員（これらのうち日本の国籍を有しない者その他政令で定める者を除く。）は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、この法律（第十九条の二（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）、第十二条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十五条（納税地）及び第十六条（納税地の特例）を除く。）の規定を適用する。
2 （略）	2 （略）
（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税） 第九条の二 国内に住所を有する個人で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二十七条の一第一項（遺族の範囲）に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項（寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けることができる同様に規定する妻である者その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの（以下この条及び次条において「障害者等」という。）が、郵便貯金法（昭和二十一年法律第四十四号）第十条第一項（貯金総額の制限）の郵便貯金（前条第一項第一号の規定に該当するものを除く。以下この条において「郵便貯金」という。）の受入れの取扱いをする郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（施設の設置）に規定する委託事務を行う施設を含む。以下この条において「取扱郵便局」という。）において郵便貯金の預入をする場合において、政令で定めるところにより、その預入の際その郵便貯金につきこの項の規定の適用を受けようとする旨並びにその者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税郵便貯金申込書」という。）をその取扱郵便局に提出したときは、その郵便貯金の	（居住者及び非居住者等の区分） 第三条 国家公務員又は地方公務員（これらのうち日本の国籍を有しない者その他政令で定める者を除く。）は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、この法律（第十九条の二（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）、第十二条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十五条（納税地）及び第十六条（納税地の特例）を除く。）の規定を適用する。

元本と既に非課税郵便貯金申込書を提出して預入した他の郵便貯金の元本との合計額が、その郵便貯金の利子の計算期間を通じて三百万円を超えない場合に限り、その郵便貯金の当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

2| 非課税郵便貯金申込書を提出しようとする者は、政令で定めると

じるにより、その提出をする際、その取扱郵便局に、その者の前項の身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨を告知し、その郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。

3| 郵便貯金のうち、その郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に前項の規定による確認した旨の証印を受けていないものの利子で政令で定めるものについては、第一項の規定は、適用しない。

4| 前三項に定めるもののほか、非課税郵便貯金申込書の提出、保存及び管理に関する事項、郵便貯金に係る通帳の再交付を受ける場合及び氏名又は住所に異動があつた場合の手続その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第三十七条の一第一項（遺族の範囲）に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項（寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者その他これらに準ずる者として政令で定めるもの（以下この条において「障害者等」といふ。）が、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるもの（営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」といふ。））において預貯金（第九条第一項）に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項（寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者その他これらに準ずる者として政令で定めるもの（以下この条において「障害者等」といふ。）が、金融機関その他の預貯金の受入れ若しくは信託の引受けをする者又は証券業者で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」といふ。）において預貯金（前条第一項第一号又は第二号（非課税所得）の規定に該当するもの又は郵便貯金）その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、特定公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」といふ。）をするものその他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるもの（営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」といふ。））において預貯金（第九条第一項第一号若しくは第二号（非課税所得）の規定に該当するもの又は郵便貯金）その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、特定公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」といふ。）をする

。)、公募公社債等運用投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項(定義)に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。)又は有価証券(公社債及び投資信託(同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。)又は特定目的信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)の預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。)を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。)を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一～三(略)  
2～8(略)

(生命保険料控除)  
第七十六条(略)

3 2(略)

第一項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約のうち、当該契約又は規約に基づく保険金、年金、共済金又は一時金(これらに類する給付金を含む。)の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一(略)

二 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号)第二条(法律の廃止)の規定による

廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第三条(政府保証)に規定する簡易生命保険契約

4・5(略)

一～三(略)  
2～8(略)

(生命保険料控除)  
第七十六条(略)

3 2(略)

第一項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約のうち、当該契約又は規約に基づく保険金、年金、共済金又は一時金(これらに類する給付金を含む。)の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一(略)

二 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第二条(政府保証)に規定する簡易生命保険契約

4・5(略)

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一條関係）

一  
次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）

（略）	（略）
（略）	（略）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一條関係）

一  
次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十号）

農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）

（略）	（略）
（略）	（略）

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）（第七十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

（他の法令による給付との調整）

**第八条 傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二号）第四十五条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下「改正後の法」という。）の規定にかかわらず、改正後の法の規定（第十七条の八を除く。）による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同一の事由により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の年金たる保険給付と他の法令による年金たる給付とが定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。**

3 2  
(略)

補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八十七条によつてなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付を含む。）であつて、改正後の法の規定による補償に相当するものを受けける場合には、国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人）は、当分の間、改正後の法の規定による補償を行わない。

現 行

附 則

（他の法令による給付との調整）

**第八条 傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十二号）による改正後の国家公務員災害補償法（以下「改正後の法」という。）の規定にかかわらず、改正後の法の規定（第十七条の八を除く。）による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同一の事由により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の年金たる保険給付と他の法令による年金たる給付とが定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。**

3 2  
(略)

補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八十七条によつてなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付を含む。）であつて、改正後の法の規定による補償に相当するものを受けれる場合には、国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては日本郵政公社）は、当分の間、改正後の法の規定によ

改正後の法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員に関する前項の規定の適用については、同項中「国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人）」とあるのは、「国」とする。

る補償を行わない。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（第七十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第一項に規定する各省各庁の長、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において「国等」とは、国、日本郵政公社及び公庫等（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第一項に規定する各省各庁の長、日本郵政公社又は公庫等については当該法人を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（第八十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	現 行
（欠格事由） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかる らず、社会保険労務士となる資格を有しない。	（欠格事由） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかる らず、社会保険労務士となる資格を有しない。
一〇七（略） 八 公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二 条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人 」という。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定 地方独立行政法人」）といふ。）の役員又は職員を含む。）で懲戒 免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者	一〇七（略） 八 公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二 条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人 」という。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号 ）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地 方独立行政法人」といふ。）又は日本郵政公社の役員又は職員を 含む。）で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年 を経過しない者
九（略） （受験資格） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を 受けることができる。	九（略） （受験資格） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を 受けることができる。
一〇四（略） 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及 び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員と して行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して三年以上 になる者	一〇四（略） 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及 び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の 役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通 算して三年以上になる者
六〇十（略）	六〇十（略）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（第八十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（公害の防止のための事業に係る地方債）

第四条（略）  
2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国又は日本事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

現  
行

（公害の防止のための事業に係る地方債）

第四条（略）  
2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国又は日本郵政公社は、資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（第八十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（公務員に関する特例）  
第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）

当該国家公務員の所属する各省政府（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者

二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百三号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）

当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2  
2・3（略）

（資料の提供等）

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、官署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主との他の関

（公務員に関する特例）  
第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人又は日本郵政公社に勤務する者を除く。）

当該国家公務員の所属する各省政府（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者

二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百三号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）

当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2  
2・3（略）

（資料の提供等）

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇

係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第八十三条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改  
正  
案

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項（第五号を除く。）において同じ。）又は証券会社で、政令で定めるものの（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ～ハ（略）

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすもの

イ～ト（略）

二の二～四（略）

2～9（略）

現  
行

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項（第五号を除く。）において同じ。）若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は日本郵政公社（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ～ハ（略）

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、日本郵政公社、農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすもの

イ～ト（略）

二の二～四（略）

2～9（略）

附 則

(旧簡易生命保険契約に係る特例)

第三条 郵政民営化法（平成十七年法律第 号）第一百六十四条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。）」とする。

2| 前項の場合において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第 号）第十六条第一項に規定する再保険の契約を締結したときは、前項の金額を当該再保険の契約を締結した生命保険会社を相手方とする勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険に関する契約に基づき払込みが行われた保険料の金額と、当該再保険の契約を締結した生命保険会社を同項の金額に係る勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した生命保険会社とみなして第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。

3| 前二項に定めるもののほか、勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に關し必要な事項は、政令で定める。

労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）（第八十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（徴収勘定の歳入及び歳出）

第六条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十一条第二項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第一項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号。次条第二項において「印紙納付法」という。）第三条第五項の規定による納付金、第八条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附屬雑收入をもつてその歳入とし、次条第一項の規定による労災勘定への繰入金、同条第二項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

（徴収勘定からの労災勘定及び雇用勘定への繰入れ）

第七条（略）

2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応する部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、前条の印紙納付法第三条第五項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附屬雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

現  
行

（徴収勘定の歳入及び歳出）

第六条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十一条第二項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第一項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号。次条第二項において「印紙納付法」という。）第三条第三項の規定による納付金、第八条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附屬雑收入をもつてその歳入とし、次条第一項の規定による労災勘定への繰入金、同条第二項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

（徴収勘定からの労災勘定及び雇用勘定への繰入れ）

第七条（略）

2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応する部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、前条の印紙納付法第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附屬雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（第八十五条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

		現 行
	(業務の範囲) 第十九条 (略) 2~5 (略)	
	(業務の範囲) 第十九条 (略) 2~5 (略)	
	(業務の範囲) 第二十条 (略)	
2	公庫は、第一項第二号の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者で同法第六十条の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。	6  2~5 (略)
3	(業務の範囲) 第二十条 (略)	
4	(業務の範囲) 第二十九条 (略)	
2	金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。	2  公庫は、前項の規定による場合のほか、第十九条第一項第一号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金の預金者で同法第六十三条の二の規定により日本郵政公社のあつせんを受けるものから担当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を日本郵政公社に委託することができる。
3	(業務の範囲) 第二十九条 (略)	3  金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。
4	(業務の範囲) 第二十九条 (略)	4  金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。

2| 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

附 則

(業務の委託等の特例)

第七条 公庫は、第二十条第一項の規定による場合のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第一百六十六号)附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合は、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

2 (略)

3| 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

附 則

(業務の委託等の特例)

第七条 公庫は、第二十条第一項及び第二項の規定による場合のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第一百六十六号)附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

2 (略)

郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（第八十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 郵便事業株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外觀を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第一条 日本郵政公社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外觀を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（第八十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（財務） 第十八条（略） 2つ6（略）</p> <p>7 土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 （略）</p>	<p>（財務） 第十八条（略） 2つ6（略）</p> <p>7 土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 （略）</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第二百三十一号）（第八十  
八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方債）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資金をもつて引き受けるものとする。</p>	<p>（地方債）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情の許す限り、財政融資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるものとする。</p>

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（第八十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（準用）

第五条 第二条第一項及び前二条の規定は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第一百四十四号）第六十九条及び簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第八十八条の規定に基づき毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下「簡易生命保険資金」という。）のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第二条第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法（昭和二十二年法律第一百四十四号）第六十九条及び簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第八十八条」と、「毎会計年度新たに運用する財政融資金」とあるのは「毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下「簡易生命保険資金」という。）」と、「運用対象区分」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の別」と、第三条中「運用対象区分」とに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」とあるのは「それぞれ」と、前条第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「運用対象区分」とに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「会計年度」とあるのは「事業年度」と、「当該運用対象区分」とに「それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、「財務省令」とあるのは「総務省令・財務省令」と、「翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同条第一項中「財政融資資金に」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金のそれぞれに」と読み替えるものとする。

現行

（財政投融資計画）

第五条（略）

2 財政投融資計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したもの）をいう。）ことの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

一 財政融資金の運用のうち第二条第一項の規定により国会の議決を経るものであつて、同条第一項各号に掲げる運用対象区分に係るもの

（財政投融資計画）

第六条（略）

2 財政投融資計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したもの）をいう。）ことの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

一 財政融資金の運用のうち第二条第一項の規定により国会の議決を経るもの（前条の規定により郵便貯金資金及び簡易生命保険資金について準用する場合を含む。）であつて、第二条第一項各号に掲げる運用対象区分に係るもの

3 二・三（略）

3 二・三（略）

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）（第九十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条（起債の特例）（略） 2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。</p>	<p>第七条（起債の特例）（略） 2 前項の地方債は、国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第二項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるものとする。</p>

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（第九十一  
条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方債についての配慮）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>（地方債についての配慮）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2  前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が 許す限り日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条 第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡 易生命保険資金をもつて引き受けよう特別の配慮をするものとす る。</p>

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）（第九十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方債についての配慮）</p> <p>第八条（略）</p>	<p>（地方債についての配慮）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けけるよう特別の配慮をするものとする。</p>

特許特別会計法（昭和五十九年法律第二十四号）（第九十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第五項の規定による納付金、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十条第一項の規定による特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び同法第七十二条第二項の規定による割増特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び割増登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）、同法第七十五条第一項から第三項までの規定による手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する事務に係る手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）、第七条の規定による一般会計からの繰入金、第十一條第一項の規定による借入金、第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十一條第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人工業所有権情報・研修館への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、第十一條第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

現 行

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第三項の規定による納付金、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十条第一項の規定による特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び同法第七十二条第二項の規定による割増特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び割増登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）、同法第七十五条第一項から第三項までの規定による手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する事務に係る手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）、第七条の規定による一般会計からの繰入金、第十一條第一項の規定による借入金、第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十一條第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人工業所有権情報・研修館への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、第十一條第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）（第九十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（旧国民年金法による給付）</p> <p>第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含み、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。）については、次項から第十一項まで及び第十三項並びに附則第十一条、附則第二十五条第三項、前条、附則第三十三条第一項及び附則第三十五条第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。</p>	<p>（旧国民年金法による給付）</p> <p>第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含み、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。）については、次項から第十一項まで、第十三項及び第十四項並びに附則第十一条、附則第二十五条第三項、前条、附則第三十三条第一項及び附則第三十五条第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。</p>
<p>2 13 (略)</p>	<p>2 13 (略)</p>

児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十八号）（第九十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	附 則 (手当の支給事務に関する経過措置)	第六条 (略)
2	現 行	附 則 (手当の支給事務に関する経過措置)	第六条 (略) 前項の規定による手当の支払に関する事務は、日本郵政公社に取り扱わせることができる。

<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第三条 この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三条第三項の規定による納付金、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十三条第二項ただし書及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百十九条第四項ただし書の規定（他の法令において準用する場合を含む。）並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第四項ただし書、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十一年法律第二百四号）第二十一条第一項ただし書、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第二百五十一号）第十一條第二項ただし書及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定による手数料、一般会計からの繰入金、第十条第一項の規定による借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>(略)</p>	<p>改正案</p>
<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第三条 この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三条第三項の規定による納付金、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十三条第二項ただし書及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百十九条第四項ただし書の規定（他の法令において準用する場合を含む。）並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第四項ただし書、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十一年法律第二百四号）第二十一条第一項ただし書、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第二百五十一号）第十一條第二項ただし書及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定による手数料、一般会計からの繰入金、第十条第一項の規定による借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>(略)</p>	<p>現行</p>

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百五号）（第九十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（長期給付に要する費用の負担の特例）</p> <p><u>第三十一条</u> 国等（共済法第九十九条第三項（共済法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条において同じ。）は、政令で定めるところにより、共済法第九十九条第三項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。</p> <p>2 ・ 3 （略） 一・二 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（長期給付に要する費用の負担の特例）</p> <p><u>第三十一条</u> 国等（共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。）は、政令で定めるところにより、同項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる长期給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。</p> <p>2 ・ 3 （略） 一・二 （略）</p>

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（第九十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第六条関係）

一・三（略）

四 次に掲げる資産の譲渡

イ

郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便

切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表

第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業

務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十二号）第

三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務

の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八

条第一項（施設の設置）に規定する再委託業務を行う施設若し

くは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売

所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項

（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下こ

の号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵

便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和

二十三年法律第四百四十一号）第二条第一項各号（印紙の売渡し

場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条

第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所にお

ける同法第二条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第

一項に規定する自動車検査登録印紙（別表第一において「印紙

」と総称する。）の譲渡

ロ・ハ（略）

五 次に掲げる役務の提供

イ・ハ（略）

現 行

別表第一（第六条関係）

一・三（略）

四 次に掲げる資産の譲渡

イ

日本郵政公社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手

その他郵便に関する料金を表す証票及び同条に規定する郵便に

関する料金の支払用のカード（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡並びに郵政窓口事務の委託

に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十二号）第七条第一項

（施設の設置）に規定する委託事務を行う施設若しくは郵便切

手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等）に規

定する郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所（同法第五

条第一項ただし書（切手類等の販売）の規定による承認を受けた場合には、当該承認に係る場所）における郵便切手類又は印

紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第

百四十一号）第二条第一項各号及び第四条第一項各号（印紙の

売渡し場所）に定める所における同法第二条第一項各号及び第

四条第一項各号に掲げる印紙（別表第一において「印紙」とい

う。）の譲渡

ロ・ハ（略）

五 次に掲げる役務の提供

イ・ハ（略）

二 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第二条（郵便為替の実施）に規定する郵便為替及び郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第二条（郵便振替の実施）に規定する郵便振替で国内と国内以外の地域との間で交換されるものに係る役務の提供

二 (略)  
六〇十三 (略)

木 (略)  
六〇十三 (略)

別表第三（第三条、第六十条関係）

一  
次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
(略)	(略)

日本放送協会 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十一年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	(略)

二 (略)

二 (略)

別表第三（第三条、第六十条関係）

一  
次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
(略)	(略)

日本郵政公社 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十一年法律第百八十五号）

二 (略)

二 (略)

地価税法（平成三年法律第六十九号）（第九十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一（第六条関係）	改 正 案	別表第一（第六条関係）	現 行
<p>一一 次に掲げる施設又は設備の用に供されている土地等</p> <p>イ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項（定義）に規定する旅客自動車運送事業（同法第三条第一号八（種類）に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のうち旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項（定義）に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業に直接必要な施設又は設備として財務省令で定めるもの</p>	<p>一一 次に掲げる施設又は設備の用に供されている土地等</p> <p>イ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項（定義）に規定する旅客自動車運送事業（同法第三条第一号八（種類）に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のうち旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項（定義）に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業又は郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の定めるところにより日本郵政公社から委託を受けて郵便物の同法第一条（趣旨）に規定する運送等を行う事業に直接必要な施設又は設備として財務省令で定めるもの</p>	<p>一一 次に掲げる施設又は設備の用に供されている土地等</p> <p>イ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項（定義）に規定する旅客自動車運送事業（同法第三条第一号八（種類）に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のうち旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項（定義）に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業又は郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の定めるところにより日本郵政公社から委託を受けて郵便物の同法第一条（趣旨）に規定する運送等を行う事業に直接必要な施設又は設備として財務省令で定めるもの</p>	<p>一一 次に掲げる施設又は設備の用に供されている土地等</p> <p>イ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項（定義）に規定する旅客自動車運送事業（同法第三条第一号八（種類）に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のうち旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項（定義）に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業又は郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の定めるところにより日本郵政公社から委託を受けて郵便物の同法第一条（趣旨）に規定する運送等を行う事業に直接必要な施設又は設備として財務省令で定めるもの</p>
<p>口・ハ（略）</p> <p>一二・二四（略）</p>	<p>口・ハ（略）</p> <p>一二・二四（略）</p>	<p>口・ハ（略）</p> <p>一二・二四（略）</p>	<p>口・ハ（略）</p> <p>一二・二四（略）</p>

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第百条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
10   7   9   (略)	<p>(定義)  <b>第一条</b> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）において同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。</p> <p>五 (略)</p>	<p>(定義)  <b>第一条</b> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第六十一条第三項（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）において同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。</p> <p>五 (略)</p>
11   8   10   (略)	<p>(公務員に関する特例)  <b>第六十一条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7   2～6 (略)</p> <p>第三項から第五項までの規定は、日本郵政公社の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員を除く。以下この条において「日本郵政公社職員」という。）について準用する。この場合において、第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」とあるのは「日本郵政公社の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、第五項中「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。</p>	<p>(公務員に関する特例)  <b>第六十一条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第三項から第五項までの規定は、日本郵政公社の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員を除く。以下この条において「日本郵政公社職員」という。）について準用する。この場合において、第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」とあるのは「日本郵政公社の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、第五項中「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。</p>

する国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

11| 前三項の規定は、特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該特定独立行政法人職員の勤務する独立行政法人通則法第二条第一項に規定する特定独立行政法人の長」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と読み替えるものとする。

12| 第八項から第十項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

13| (略)

12| 前三項の規定は、特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該特定独立行政法人職員の勤務する独立行政法人通則法第二条第一項に規定する特定独立行政法人の長」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と読み替えるものとする。

13| 第九項から第十一項までの規定は、日本郵政公社職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「日本郵政公社職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の總裁」と、第十一項中「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の總裁」と、「国家公務員」とあるのは「日本郵政公社職員」と読み替えるものとする。

14| 第九項から第十一項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十一項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

15| (略)

16| 日本郵政公社の總裁は、日本郵政公社職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該日本郵政公社職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に

する国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

17| 日本郵政公社の總裁は、日本郵政公社職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該日本郵政公社職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に

する国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

23	17	支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。
24	22	前項の規定は、日本郵政公社職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。
(略)	(略)	
29	21	日本郵政公社の総裁は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する日本郵政公社職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるとときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。
30	26	前項の規定は、要介護家族を介護する日本郵政公社職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。
(略)	(略)	

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第二百号）（第一百一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第一条 国会議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）預金及び貯金の額</p> <p>五～十（略）</p> <p>2</p>	<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第一条 国会議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）預金、貯金及び郵便貯金の額</p> <p>五～十（略）</p>

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第一百二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（年次休暇）</p> <p>第十七条 年次休暇は、一年ごとにおける休暇とし、その日数は、 一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号 に掲げる日数とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に 勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四 十号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員 、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決 算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定す る公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有 する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下こ の号において「給与特例法適用職員等」という。）であつた者で あつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規 則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びそ の在職期間における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮 し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超 ない範囲内で人事院規則で定める日数</p>	<p>（年次休暇）</p> <p>第十七条 年次休暇は、一年ごとにおける休暇とし、その日数は、 一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号 に掲げる日数とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に 勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四 十号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員 、日本郵政公社の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員 又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十 九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは 事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに 使用される者（以下この号において「給与特例法適用職員等」と いう。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつ たものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等と しての在職期間及びその在職期間における年次休暇に相当する 休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日 数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数</p>
2 ・ 3 (略)		

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十一号）（第一百三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則  
(存続組合の業務等)  
第三十二条 (略)

3 2 存続組合は、国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合とみなして、同法第四条から第七条まで、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第四十一条、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条及び第一百六十六条の規定を適用する。この場合において、同法第五条第一項中「各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは、「旧適用法人（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四条に規定する旧適用法人をいう。）」を代表する者（以下「組合の代表者」という。）と、同法第六条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項」と、同項第六号中「給付及び掛金に関する事項（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「給付に関する事項」と、同法第十二条第二項中「財務大臣に協議しなければならない」とあるのは、「財務大臣の認可を受けなければならない」と、改正後国共済法第四十一条第一項中「組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条及び第一百六十六条において同じ。）」とあるのは、「組合」とする。

4~9 (略)

（指定基金の業務）

第四十九条 (略)

3 2 国家公務員共済組合法第四十一条、第四十六条第二項、第四十七条

現 行

附 則  
(存続組合の業務等)  
第三十二条 (略)

3 2 存続組合は、国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合とみなして、同法第四条から第七条まで、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第四十一条第一項及び第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条並びに第一百六十六条の規定を適用する。この場合において、同法第五条第一項中「各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の總裁」とあるのは、「旧適用法人（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四条に規定する旧適用法人をいう。）」を代表する者（以下「組合の代表者」という。）と、同法第六条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項」と、同項第六号中「給付及び掛金に関する事項（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「給付に関する事項」と、同法第十二条第二項中「財務大臣に協議しなければならない」とあるのは、「財務大臣の認可を受けなければならない」と、改正後国共済法第四十一条第一項中「組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条及び第一百六十六条において同じ。）」とあるのは、「組合」とする。

4~9 (略)

（指定基金の業務）

第四十九条 (略)

3 2 国家公務員共済組合法第四十一条第一項及び第二項、第四十六条

条第一項、第四十八条、第五十条、第七十五条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定は、指定基金並びに指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付について準用する。

第二項、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第七十五条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条並びに第一百四十四条の二の規定は、指定基金並びに指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付について準用する。

民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）（第二百四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行

して、これを裁判所に提出しなければならない。

記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第一百五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第九条 前二条の規定は、第二条第一号ニに掲げる試験研究機関等の研究業務に従事する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 日本郵政公社</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第九条 前二条の規定は、第二条第一号ニ及びホに掲げる試験研究機関等の研究業務に従事する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p>

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第二百十号）（第二百六十九条関係）

改 正 案	現 行
(定義)	(定義)
第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一〇三 (略)	一〇三 (略)
四 国外送金 金融機関が行う為替取引によつてされる国内から国外へ向けた支払（輸入貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）をいつ。	四 国外送金 金融機関又は日本郵政公社が行う為替取引によつてされる国内から国外へ向けた支払（輸入貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）をいつ。
五 国外からの送金等の受領 金融機関が行う為替取引によつてされる国外から国内へ向けた支払の受領（輸出貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）又は金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの（国外において支払がされるものに限る）の買取りに係る対価の受領（輸出貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類の買取りに係るものを除く。）をいつ。	五 国外からの送金等の受領 金融機関若しくは日本郵政公社が行う為替取引によつてされる国外から国内へ向けた支払の受領（輸出貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）又は金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの（国外において支払がされるものに限る）の買取りに係る対価の受領（輸出貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類の買取りに係るものを除く。）をいつ。
六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。）に本人の名義で開設されている預金又は貯金の口座で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所）を確認しているものをいう。	六 郵便局等 郵便局及び日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項第三号及び第四号に規定する業務の取扱いを行うもの（郵便局を除く。）で財務省令で定めるものをいう。
(国外送金等をする者の告知書の提出等)	(国外送金等をする者の告知書の提出等)
第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法）	第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法）

昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人、銀行、証券業者その他の政令で定めるもの(次条第一項において「公共法人等」という。)を除く。)は、その国外送金又は国外からの送金等の受領(以下「国外送金等」という。)がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引又は買取り(前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。)に係る金融機関の営業所等(以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。)の長に対し(当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長(以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。)を経由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に対し)提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等の長(取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長)と zwar て同じ。)にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとする。

2  
2  
4  
(略)

(国外送金等調査の提出)

第四条 金融機関は、その顧客(公共法人等を除く。以下この項において同じ。)が当該金融機関の営業所等を通じてする国外送金等(その金額が政令で定める金額以下のものを除く。)に係る為替取引を行つたときは、その国外送金等ごとに次の各号に掲げる場合の区

昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人、銀行、証券業者その他の政令で定めるもの(次条第一項において「公共法人等」という。)を除く。)は、その国外送金又は特定受領(以下「国外送金等」という。)がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引若しくは買取り(前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。)に係る金融機関の営業所等(以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。)又はその国外送金等に係る為替取引に係る郵便局等の長に対し(当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長(以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。)を経由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長(取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長)と zwar て同じ。)にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとする。

2  
2  
4  
(略)

(国外送金等調査の提出)

第四条 金融機関又は日本郵政公社は、その顧客(公共法人等を除く。以下この項において同じ。)が当該金融機関の営業所等又は郵便局等を通じてする国外送金等(その金額が政令で定める金額以下のものを除く。)に係る為替取引を行つたときは、その国外送金等ごとに次の各号に掲げる場合の区

分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書（以下「国外送金等調書」という。）を、その為替取引を行つた日として財務省令で定める日の属する月の翌月末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一（略）

二 国外からの送金等の受領の場合 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所（国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号）、その国外からの送金等の受領をした金額その他の財務省令で定める事項

2

金融機関は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合において、当該光ディスク等については、これを国外送金等調書とみなして、この法律の規定を適用する。

3（略）

（罰則）

第七条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。  
一 第三条第一項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等の長に提出せず、又は当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等の長に提出したとき。

二（略）

とに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書（以下「国外送金等調書」という。）を、その為替取引を行つた日として財務省令で定める日の属する月の翌月末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等又は郵便局等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一（略）

二 国外からの送金等の受領の場合 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所（国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等若しくは郵便局等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号）、その国外からの送金等の受領をした金額その他の財務省令で定める事項

2

金融機関又は日本郵政公社は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合において、当該光ディスク等については、これを国外送金等調書とみなして、この法律の規定を適用する。

3（略）

（罰則）

第七条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。  
一 第三条第一項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等の長に提出せず、又は当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等の長に提出したとき。

二（略）

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第二百七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第一百七十条 支払基金は、次の方針によるほか、介護保険関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金</p> <p>三 （略）</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第一百七十条 支払基金は、次の方針によるほか、介護保険関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>三 （略）</p>
<p>（資料の提供等）</p> <p>第二百二条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。</p>	<p>（資料の提供等）</p> <p>第二百二条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。</p>

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）（第一百八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十四条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二十四条の三、第二百二十五条）に規定する職員（国共済法第二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。</p>	<p>第二十四条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。</p>

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十一号）（第一百九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

(行政文書の開示義務)	現行
<p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十六年十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第三百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>一六（略）</p>	

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）（第二百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十七条 独立行政法人は、次の場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三 （略）</p> <p>（役員の服務）</p> <p>第五十四条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十七条 独立行政法人は、次の場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>三 （略）</p> <p>（役員の服務）</p> <p>第五十四条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人、人事院規則で定める国機関又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。</p>

國家公務員倫理法（平成十一年法律第一百二十九号）（第一百十一条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
（定義等）	（定義等）
第一条 (略)	第一条 (略)
2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。	2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
1-5 (略)	1-5 (略)
3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。	3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。	4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
5-7 (略)	5-7 (略)
6 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの	5 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの
この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。	この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
1-3 (略)	1-3 (略)
4 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの	4 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの
5-7 (略)	5-7 (略)
8 日本郵政公社の総裁は、第二項第六号、第三項第五号又は第四項第四号の規定により日本郵政公社における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。	8 日本郵政公社の総裁は、第二項第六号、第三項第五号又は第四項第四号の規定により日本郵政公社における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。
第五条 (略)	第五条 (略)
2-5 (略)	2-5 (略)
6 日本郵政公社の総裁は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、日本郵政公社の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。	6 日本郵政公社の総裁は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、日本郵政公社の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。
7 日本郵政公社の総裁は、前項の規則を定めたときは、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とす	7 日本郵政公社の総裁は、前項の規則を定めたときは、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とす

6 内閣は、国家公務員倫理規程、第三項の訓令及び第四項の規則の制定又は改廃があつたときは、これを国会に報告しなければならない。

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時ににおいて本省課長補佐級以上の職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2  
（略）

(所掌事務及び権限)

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、第九条第二項ただし書、第三十九条第一項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

1  
（略）

二 この法律又はこの法律に基づく命令（第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。）に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。

三十一（略）

8 内閣は、国家公務員倫理規程、第三項の訓令並びに第四項及び第六項の規則の制定又は改廃があつたときは、これを国会に報告しなければならない。

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時ににおいて本省課長補佐級以上の職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2  
（略）

(所掌事務及び権限)

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項、第四項及び第六項、第九条第二項ただし書、第三十九条第一項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

1  
（略）

二 この法律又はこの法律に基づく命令（第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。）に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。

三十一（略）

**第三十九条** 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院並びに各特定独立行政法人（以下「行政機関等」という。）に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

## 2 (略)

**（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員及び特定独立行政法人の職員に関する特例）**  
**第四十一条** 第四章の規定は、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び特定独立行政法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

**2** 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは、「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは、「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものをして除く。）」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは、「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものをして除く。）」と、「第一百条第四項」とあるのは、「第一百条（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものをして除く。）」とする。

### （特殊法人等の講ずる施策等）

**第四十二条** 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて特定独立行政法人以外のものその他これらに準ずるもの

**第三十九条** 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院並びに各特定独立行政法人及び日本郵政公社（以下「行政機関等」という。）に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

## 2 (略)

**（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社の職員に関する特例）**  
**第四十一条** 第四章の規定は、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

**2** 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは、「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは、「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものをして除く。）」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは、「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものをして除く。）」と、「第一百条第四項」とあるのは、「第一百条（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものをして除く。）」とする。

### （特殊法人等の講ずる施策等）

**第四十二条** 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて特定独立行政法人以外のものその他これらに準ずるもの

として政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法  
人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務  
に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、  
かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）  
は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準  
じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施  
策を講ずるようしなければならない。

- 2・3 （略）

（地方公共団体等の講ずる施策）

第四十三条 地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成十五年法律  
第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人は、こ  
の法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地  
方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう  
努めなければならない。

（この法律の所掌）  
第四十四条 この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する  
内閣総理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第六項、第十四条  
、第十七条及び第十八条第三項に定める事務に関するもののほか、  
国家公務員倫理規程並びに第四十二条第一項及び次条の政令に関す  
るものに限られるものとする。  
（略）

として政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法  
人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務  
に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、  
かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）  
は、この法律の規定に基づく国、特定独立行政法人及び日本郵政  
公社の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持の  
ために必要な施策を講ずるようしなければならない。

- 2・3 （略）

（地方公共団体等の講ずる施策）

第四十三条 地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成十五年法律  
第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人は、こ  
の法律の規定に基づく国、特定独立行政法人及び日本郵政公社の施  
策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施  
策を講ずるよう努めなければならない。

（この法律の所掌）  
第四十四条 この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する  
内閣総理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第八項、第十四条  
、第十七条及び第十八条第三項に定める事務に関するもののほか、  
国家公務員倫理規程並びに第四十二条第一項及び次条の政令に関す  
るものに限られるものとする。  
（略）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）（第二百二十二条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(金融機関等による疑わしい取引の届出等)</p> <p>第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者（以下この条において「金融機関等」という。）は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に届け出なければならぬ。</p>	<p>(金融機関等による疑わしい取引の届出等)</p> <p>第五十四条 銀行、日本郵政公社その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者（以下この条において「金融機関等」という。）は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に届け出なければならない。</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（第百十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（定義） 第一条 2・5 （略）	（定義） 第一条 2・5 （略）	（定義） 第一条 2・5 （略）
6 この法律において「各省各庁の長等」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁、宮内庁長官及び各外局の長並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長をいう。	6 この法律において「各省各庁の長等」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁、宮内庁長官及び各外局の長並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長及び日本郵政公社の総裁をいう。	6 この法律において「各省各庁の長等」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁、宮内庁長官及び各外局の長並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長及び日本郵政公社の総裁をいう。
（交流基準） 第五条 各省各庁の長等その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。 一 国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導）を以う。第十三条第四項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項 二 国又は特定独立行政法人と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項 三 （略） 2・3 （略）	（交流基準） 第五条 各省各庁の長等その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。 一 国の機関に置かれる部局等、特定独立行政法人又は日本郵政公社であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導）を以う。第十三条第四項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項 二 国、特定独立行政法人又は日本郵政公社と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項 三 （略） 2・3 （略）	（交流基準） 第五条 各省各庁の長等その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。 一 国の機関に置かれる部局等、特定独立行政法人又は日本郵政公社であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導）を以う。第十三条第四項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項 二 国、特定独立行政法人又は日本郵政公社と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項 三 （略） 2・3 （略）

（交流派遣職員の服務等）  
第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた國の機関及び特定独立行政法人に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他他の交流派遣職員が從事することが適當でないものとして人事院規

（交流派遣職員の服務等）  
第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた國の機関、特定独立行政法人及び日本郵政公社に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他の交流派遣職員が從事することが適當でないものとして人事院規

則で定める業務に従事してはならない。

2～4 (略)

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 (略)

3 2 (略)  
交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣元機関の長（人事院総裁を除く。）は、直ちに、当該交流派遣職員をその部内の機関（交流派遣元機関）の長が特定独立行政法人の長である場合には、当該特定独立行政法人（第九十九条第二項）に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。

4 (略)

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 (略)

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員

については、これらに準する給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とあるのは「派遣先企業」とする。

として人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2～4 (略)

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 (略)

3 2 (略)  
交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣元機関の長（人事院総裁を除く。）は、直ちに、当該交流派遣職員をその部内の機関（交流派遣元機関）の長が特定独立行政法人の長である場合には、当該特定独立行政法人（日本郵政公社とする。）に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。

4 (略)

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 (略)

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員

については、これらに準する給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人（公社又は職員団体）」とあり、「国、特定独立行政法人（公社又は職員団体）」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）（第百四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（長期給付に関する規定の適用範囲の特例）</p> <p><u>第八条</u> 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第二百二十四条の三、第二百二十五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（同法附則第二十条の七第一項の規定により同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。</p>	<p>（長期給付に関する規定の適用範囲の特例）</p> <p><u>第八条</u> 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。</p>

金融商品の販売等に関する法律（平成十一年法律第二百一号）（第二百五十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条　この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一　預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は同項に規定する掛金の掛金者との締結</p> <p>二　十二　（略）</p> <p>三　四　（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条　この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一　預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金の受入れを内容とする契約（郵便貯金に係るものを除く。）の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は同項に規定する掛金の掛金者との締結</p> <p>二　十二　（略）</p> <p>三　四　（略）</p>

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第一百十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（業務規程）

第十一條（略）

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十四号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条第一百二十条から第一百二十一条まで、第一百四条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条第二項、第一百六条第二項、第一百九条第三項又は第一百十条第三項に規定する義務の全部の履行を連帶して保証する旨を含むものでなければならない。

（業務規程）

第十一條（略）

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条から第一百二十二条まで、第一百二十四条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条第二項、第一百六条第二項、第一百九条第三項又は第一百十条第三項に規定する義務の全部の履行を連帶して保証する旨を含むものでなければならない。

現 行

（業務規程）

第十一條（略）

（口座管理機関の口座の開設）  
第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関へ主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。  
一〇一二（略）

（口座管理機関の口座の開設）

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関へ主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

2  
（略）  
十三（略）  
十四（略）  
十五（略）

2  
（略）  
十三 日本郵政公社  
十四（略）  
十五（略）

(振替機関等の加入者保護信託への負担金の支払)

第六十二条 振替機関等(第四十四条第一項第十四号に掲げる者を除く。第六十四条第一項において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、加入者保護信託の信託財産とするための金銭(以下この節において「負担金」という。)を、受託者に対して支払わなければならない。

2 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第一百三十五条 (略)

2 第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、第四十四条第一項第十四号、第四十七条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四条第一項、第四十九条、第五十条において準用する第三十一条第一項、第二項及び第四項、第五十五条第二項、第五十七条、第五十八条、第五十九条第四項並びに第六十三条第二項における主務大臣は、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

3~7 (略)

(振替機関等の加入者保護信託への負担金の支払)

第六十二条 振替機関等(第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。第六十四条第一項において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、加入者保護信託の信託財産とするための金銭(以下この節において「負担金」という。)を、受託者に対して支払わなければならない。

2 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第一百三十五条 (略)

2 第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、第四十四条第一項第十五号、第四十七条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四条第一項、第四十九条、第五十条において準用する第三十一条第一項、第二項及び第四項、第五十五条第二項、第五十七条、第五十八条、第五十九条第四項並びに第六十三条第二項における主務大臣は、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

3~7 (略)

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（第一百七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（運用の方法の選定及び提示）	
第二十二条	企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従つて少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。）のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。	第二十二条	企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従つて少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。）のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。
一	銀行その他の金融機関を相手方とする預金又は貯金の預入	一	銀行その他の金融機関又は日本郵政公社を相手方とする預金又は貯金の預入
二・三	（略）	二・三	（略）
四	生命保険会社又は農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）その他政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み	四	生命保険会社若しくは日本郵政公社又は農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）その他政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み
五・六	（略）	五・六	（略）
2	（略）	2	（略）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（第二百十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的）	（目的）
<p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるもの）のをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化運営の合理化に資することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p>
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができるものとする。</p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、日本郵政公社（以下「公社」という。）との協議により規約を定め、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、郵便局において取り扱わせることができる。</p>
<p>一〇六（略）</p>	<p>一〇六（略）</p>
<p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。</p> <p>一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること</p>	<p>（規約）</p> <p>第三条 規約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）及び当該郵便局取扱事務を取り扱う郵便局の名称</p> <p>二 郵便局取扱事務の取扱いの方法に関する事項</p> <p>三 郵便局取扱事務に係る経費に関する事項</p>

と。

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするとときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。

5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前一項の規定を準用する。

（報告の請求等）

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、郵便局株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 地方公共団体の長は、事務取扱郵便局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて当該事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 前条第一項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。

二 前項の規定による指示に違反したとき。

四 郵便局取扱事務を郵便局において取り扱う期間  
五 前各号に掲げるもののほか、郵便局取扱事務の取扱いに関し必要な事項

（報告の請求及び指示）

第四条 地方公共団体の長は、郵便局取扱事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、公社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

3

地方公共団体の長は、前項の規定により事務取扱郵便局の指定を取り消したときはその旨及び当該事務取扱郵便局の名称を、同項の規定により事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、告示しなければならない。

(郵便局株式会社の責務)

第五条 郵便局株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務等)

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職にあつた者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(省令への委任)  
第七条 この法律に規定するもののほか、郵便局取扱事務の取扱いに関する必要な事項は、総務省令(第二条第一号、第三号又は第五号に掲げる事務に係る事項については、総務省令・法務省令)で定める。  
(罰則)  
第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(公社の責務)  
第五条 公社は、郵便局取扱事務に従事する職員が当該郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（第一百十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（法人文書の開示義務）

**第五条** 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一四（略）

別表第一（第二条関係）

名 称

日本中央競馬会

現 行

（法人文書の開示義務）

**第五条** 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一四（略）

別表第一（第二条関係）

名 称

日本中央競馬会

改 正 案

（法人文書の開示義務）

**第五条** 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一四（略）

別表第一（第二条関係）

名 称

日本中央競馬会

		二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十 七号)	
(略)	(略)	(略)

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（第一百二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方債についての配慮）</p> <p>第一百十条（略）</p>	<p>（地方債についての配慮）</p> <p>第一百十条（略）</p> <p>2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けけるよう特別の配慮をするものとする。</p>

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十一号）（

第一百二十一 条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・三十七（略）</p> <p>三十八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>三十九・四十（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・三十七（略）</p> <p>三十八 日本郵政公社</p> <p>三十九・四十（略）</p>

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（第二百二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第五条（略）</p> <p>3 2 （略）</p> <p>任命権者は、前一項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（第二号にあつては、承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第七項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分</p> <p>三 （略）</p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第五条（略）</p> <p>3 2 （略）</p> <p>任命権者は、前一項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（第二号にあつては、承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分</p> <p>三 （略）</p>

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（第二百二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	附 則	現 行
	（施行期日） 第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 （略） 二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日	（施行期日） 第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 （略） 二 第三条並びに附則第三条及び第五十八条から第七十八条までの規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日
（所得税法の一部改正に伴う経過措置）	第九条 （略） 2 第一条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律（以下「新社債等振替法」という。）附則第十条に規定する受入終了日（国債にあっては、新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日。以下この条及び次条において「振替移行期日」という。）までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十条第一項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間（利子又は収益の分配の計算期間で施行日以後五年を経過する日までにその期間が終了するものという。以下この条及び次条において同じ。）に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十条（第一項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日から郵政民営化法（平成十七年法律第号）の施行の日の前日までの間は、旧所得税法第十一条第一項中「老人等で」とあるのは、「障害者等（所得税法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。）で」と、「老人等に」とあ	（所得税法の一部改正に伴う経過措置） 第九条 （略） 2 第一条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律（以下「新社債等振替法」という。）附則第十条に規定する受入終了日（国債にあっては、新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日。以下この条及び次条において「振替移行期日」という。）までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十条第一項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間（利子又は収益の分配の計算期間で施行日以後五年を経過する日までにその期間が終了するものという。以下この条及び次条において同じ。）に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十条（第一項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日以後は、旧所得税法第十一条第一項中「老人等で」とあるのは、「障害者等（所得税法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。）で」と、「老人等に」とあ

害者等をいう。以下この条において同じ。)で、「老人等に」とあるのは、「障害者等に」と、「同条第三項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは、「身体障害者福祉法第十五条第四項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは、「障害者等」とし、「郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号)第七十七条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法第十一条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。)で」と、「又は郵便貯金その他」とあるのは、「その他」と、「老人等に」とあるのは、「障害者等に」と、「同条第三項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、「第五項中「住民票の写し」とあるのは、「身体障害者福祉法第十五条第四項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは、「障害者等」とする。

るは、「障害者等に」と、「同条第三項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、「同条第五項中「住民票の写し」とあるのは、「身体障害者福祉法第十五条第四項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは、「障害者等」とする。

### 3~6 (略)

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

### 第十条 (略)

2 振替移行期日までにその起債又は発行の決定がされた旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの(新租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。)については、旧租税特別措置法第四条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第一条第三号に定める日から郵政民営化法の施行日の前日までの間は、旧租税特別措置法第四条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは、「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」とし、郵政民営化法の施行の日以後は、「同条第一項及び第二項中「老人等」とあるのは、「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とする。

### 3~6 (略)

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

### 第十条 (略)

2 振替移行期日までにその起債又は発行の決定がされた旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの(新租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。)については、旧租税特別措置法第四条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第一条第三号に定める日以後は、旧租税特別措置法第四条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは、「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」とする。

### 3~1 (略)

### 3~1 (略)

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)一部改正)

第八十二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。  
附則第五十五条第十四条中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

(金融庁設置法の一  
部改正)

第八十三条 (略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 (略)

(検討)

第八十六条 (略)

(金融庁設置法の一  
部改正)

第八十三条 (略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 (略)

(検討)

第八十六条 (略)

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（第二百二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第一項に規定する信書をいう。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（郵便法の適用除外）</p> <p>第三条 郵便法第四条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第五条第一項に規定する信書をいう。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（郵便法の適用除外）</p> <p>第三条 郵便法第五条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一～四 （略）</p>

保険業法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十九号）（第二百一十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第六条（略） 2 損害保険代理店（新法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。以下同じ。）又は保険仲立人（新法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。以下同じ。）は、前項の規定によりなお従前の例によることとされる生年月日未届出者（当該者について次項の届出が行われた者を除く。）の住所の変更があつた場合の届出については、住所に代えて当該者の生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該届出後の当該届出が行われた者についての当該届出に関する事項の変更については、新法の規定を適用する。	附 則 （損害保険代理店及び保険仲立人の役員又は使用人の届出事項の変更に伴う経過措置）	
第六条（略） 2 損害保険代理店（新法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいい、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社を含む。以下同じ。）又は保険仲立人（新法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。以下同じ。）は、前項の規定によりなお従前の例によることとされる生年月日未届出者（当該者について次項の届出が行われた者を除く。）の住所の変更があつた場合の届出については、住所に代えて当該者の生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該届出後の当該届出が行われた者についての当該届出に関する事項の変更については、新法の規定を適用する。	附 則 （損害保険代理店及び保険仲立人の役員又は使用人の届出事項の変更に伴う経過措置）	
3 5 （略）	3 5 （略）	（傍線の部分は改正部分）

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（第二百二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条（略）

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

3 （略）

第十四条（略）

4 2・3 （略）

私立大学派検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の名号」とあるのは「次の名号（第一

現 行

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条（略）

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「、法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国又は公社の負担金」と、同項第五号中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人（公社又は職員団体）」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「、特定独立行政法人（公社又は職員団体）」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

3 （略）

第十四条（略）

4 2・3 （略）

私立大学派検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の名号」とあるのは「次の名号（第一

号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

5  
(略)

号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

5  
(略)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第二百一十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三 七 （略）</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三 七 （略）</p>

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第二百一十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（保有個人情報の開示義務）	（保有個人情報の開示義務）
別表（第一条関係）	（略） 名 称	第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
（略）	（略） 根 拠 法	一　（略）	一　（略）
別表（第一条関係）	（略） 名 称	二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ・ロ　（略）	二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ・ロ　（略）
（略）	（略） 根 拠 法	八　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	八　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
別表（第一条関係）	（略） 名 称	三　五　（略）	三　五　（略）

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 二百五号）
（略）	（略）

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 二百五号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十 七号）

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八  
十八号）（第二百二十九条関係）

(社債等の振替に関する法律の一部改正) 第一条(略)	現行 (傍線の部分は改正部分)
<p>2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十四号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第二百十三条、第二百十五条、第二百十七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百五条第二項、第二百六条第二項、第二百九条第三項、第二百十一条第三項、第二百四十七条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百四十八条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十二条第二項若しくは第二百八十二条第二項（これらの規定を第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帶して保証する旨を含るものでなければならない。</p>	<p>2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第二百十三条、第二百十五条、第二百十七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百五条第二項、第二百六条第二項、第二百九条第三項、第二百十一条第三項、第二百四十七条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百四十八条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十二条第二項若しくは第二百八十二条第二項（これらの規定を第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帶して保証する旨を含るものでなければならない。</p>

附 則

第一百二条 削除

第一百二条 削除

(日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正)

第一百二条 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第一百二十四条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号及び第十二条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

景観法（平成十六年法律第二百十号）（第二百三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）</p> <p>第七十七条（略）</p> <p>2 災害があつた場合において建築等又は建設等若しくは設置をする応停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。</p>	<p>（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）</p> <p>第七十七条（略）</p> <p>2 災害があつた場合において建築等又は建設等若しくは設置をする応停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。</p>
3 5 （略）	3 5 （略）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）（第二百三十二条関係）

三十一条關係

な事項は、政令で定める。

項は、政令で定める。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）（第二百三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条（略）

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用

については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、「第九十九条第二項（同条第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と、同法第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、「第九十九条第二項（同条第五号から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「又は受入先弁護士法人等」とする。

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条（略）

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、「第九十九条第二項（同条第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と、同法第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、「第九十九条第二項（同条第五号から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「又は受入先弁護士法人等」とする。

現  
行

（傍線の部分は改正部分）

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百二十六号）（第二百三十三条规定）

（傍線の部分は改正部分）

第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者は、適用しない。ただし、政令で定められたる者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。

第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者は、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。

改  
正  
案

現  
行

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第百二十七号）（第百三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（長期給付に関する規定の適用範囲の特例）</p> <p><u>第五条</u> 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第百二十四条の三、第百二十五条、第百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（同法附則第二十条の七第一項の規定により同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>	<p>（長期給付に関する規定の適用範囲の特例）</p> <p><u>第五条</u> 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第百二十四条の三、第百二十五条及び第百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）（第二百三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>3 2（略）</p> <p>平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中の「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>4（略）</p>	<p style="text-align: center;">附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>3 2（略）</p> <p>平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中の「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）（第二百三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資料の提供等）</p> <p>第二十九条　社会保険庁長官は、特別障害給付金の支給に関する処分に 関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入 の状況又は特定障害者に対する国民年金法第五条第一項第二号から 第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第 十六条の政令で定める給付の支給状況につき、官公署、同法第三条 第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付 に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供 を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇 用主その他の関係者に報告を求めることができる。</p>	<p>（資料の提供等）</p> <p>第二十九条　社会保険庁長官は、特別障害給付金の支給に関する処分に 関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入 の状況又は特定障害者に対する国民年金法第五条第一項第二号から 第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第 十六条の政令で定める給付の支給状況につき、郵便局その他の官公 署、同法第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政 令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは 資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは 特定障害者の雇用主その他の関係者に報告求めることができる。</p>

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）

（第百三十七条関係）

附 則 (住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)	改 正 案	附 則 (住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)	現 行 (傍線の部分は改正部分)
<p>第二条 第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法（以下「旧公庫法」という。）第二十二条の二及び第二十二条の三（附則第八条の規定による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号。以下「旧促進法」という。）第八条第六項において準用する場合を含む。）の規定の附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十一年法律第一百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金（以下「旧住宅積立郵便貯金」という。）の預金者で旧郵便貯金法第六十条（附則第七条第二項（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第 号）第一百六十四条第一項の規定による解散前の日本郵政公社があつせんするものに対する適用については、なお従前の例による。</p>		<p>第二条 第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法（以下「旧公庫法」という。）第二十二条の二及び第二十二条の三（附則第八条の規定による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号。以下「旧促進法」という。）第八条第六項において準用する場合を含む。）の規定の附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十一年法律第一百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金（以下「旧住宅積立郵便貯金」という。）の預金者で旧郵便貯金法第六十条（附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する適用については、なお従前の例による。</p>	

附 則	現 行
第七条 (略)	(業務の特例)
2 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例により、次の貸付けの業務を行うことができる。	2 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例により、次の貸付けの業務を行うことができる。
一 (略)	一 (略)
二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる貸付け	二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる貸付け
イ～ニ (略)	イ～ニ (略)
ホ 整備法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和一二十二年法律第二百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条（整備法附則第七条第二項）（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第二号）第一百六十四条第一項の規定による解散前の日本郵政公社があつせんするものに対する貸付け	ホ 整備法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和一二十二年法律第二百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条（整備法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する貸付け
3) 16 貸付け (略)	3) 16 (略)

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十七年法律第 号）（第一百三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二章の規定により当該職員とみなされる者の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>	<p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十七年法律第 号）（第一百四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十八条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者は、適用しない。</p>	<p>第二十八条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第一百四十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等 第一節 総務省の任務及び所掌事務	第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等 第一節 総務省の任務及び所掌事務
（任務）	第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。	第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。
（所掌事務）	第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇六十一（略） 六十一 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。	第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇六十一（略） 六十二 国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 六十三～七十八（略）
七十九の二 七十九の三 七十九の四	七十九 郵便事業に関すること。 七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。 七十九の三 社会・地域貢献基金に関すること。 七十九の四 郵便認証司に関すること。	七十九 郵政事業（日本郵政公社が行う事業をいつ。）に関する制度の企画及び立案に関すること。 七十九の二 日本郵政公社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

七十九の五 信書便事業の監督に関すること。

八十 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

八十一～九十九 （略）

### 第三章 本省に置かれる職及び機関

#### 第四節 地方支分部局

（総合通信局等）

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の五、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2～4 （略）

#### 附 則 （所掌事務の特例）

第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。  
五 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

六 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。  
同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（略）  
期 限  
事 務

七十九の三 信書便事業の監督に関すること。

八十 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

八十一～九十九 （略）

### 第三章 本省に置かれる職及び機関

#### 第四節 地方支分部局

（総合通信局等）

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の三、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2～4 （略）

#### 附 則 （所掌事務の特例）

第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（略）  
期 限  
事 務

平成二十九年三月三十一日 郵政民営化法（平成十七年法律第十一号）に規定する事務を行うこと。

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（第一百四十二条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
（財政制度等審議会）	（財政制度等審議会）
第七条 財政制度等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	第七条 財政制度等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 (略)	三 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第二項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金の財政投融資計画に係る運用に關し、総務大臣に意見を述べること。
四 (略)	四 (略)
五 附 則 1～4 (略)	五 附 則 1～4 (略)
財政制度等審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号）附則第九十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十九条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の運用に關し、総務大臣に意見を述べる事務をつかさどる。	財政制度等審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号）附則第九十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十九条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の運用に關し、総務大臣に意見を述べる事務をつかさどる。